

自助 互助
公助 共助

地域包括ケアシ

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域

資料 4 - 1

第7期川崎市地域福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

つながりを育て

人生100年時代
自分らしく生きる

助け合い
支え合い

安心して暮らせるまち

かわさき区

顔の見える関係

協働

地域活動

居場所
交流

高齢者

健康

意識づくり

地域づくり

仕組みづくり

子ども

ふれあい

まちづくり

みんな

社会参加

きっかけづくり

多様性

多世代



コミュニティ
多文化共生

連携

障害者

見守り

安全・安心

人材育成

支援

防災

やりがい

市民一人ひとりが共に支え合い
安心して暮らせる ふるさとづくり

～川崎らしい都市型の

地域包括ケアシステムの構築をめざして～



本市は、全国平均に比べると、比較的市民の平均年齢が若い都市ですが、「団塊の世代」が75歳以上の高齢者(後期高齢者)となる令和7(2025)年には、高齢化率が21.3%に達し、本格的な超高齢社会が到来します。

同時に少子化も進行する中で、地域における生活課題が多様化・複雑化しており、子どもから高齢者まですべての市民の皆さまが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域をめざして、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

今回、策定いたしました「第7期川崎市地域福祉計画」は、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連する行政計画と連携を図りながら、住民の視点による地域福祉を推進することをめざしております。また、各区におきましても、地域福祉計画を策定しており、地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

本計画の推進には、行政をはじめ、町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、住民、民間企業など、地域で活動されている皆様の御理解・御協力が必要と考えております。また、今後、令和7(2025)年以降を見据え、デジタル化などの社会の変化も視野に入れ、予防的な視点を重視した取組を推進してまいりたいと考えております。

引き続き、様々な工夫をしながら地域における「顔の見える関係づくり」を進め、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

川崎市長

福田紀彦

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画策定の趣旨・期間.....	2
(1) 計画の趣旨	2
(2) 計画の期間	2
2 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性	3
3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	4
(1) 社会環境の変化	4
(2) 策定の背景	4
(3) 推進ビジョンの概要	5
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	6
4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	7
(1) 地域みまもり支援センターによる取組	7
(2) 取組の推進イメージ	7
5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題	8
6 令和7(2025)年以降を見据えためざす姿	9
(1) 地域福祉とは	9
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	9
(3) 令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿	10
7 第7期計画期間における施策の方向性	12
(1) 計画の基本理念・目標	12
(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方	13
8 第7期計画の実施状況の点検・見直し.....	15
第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図	16
第1章 川崎区地域福祉計画策定にあたって.....	19
1 川崎区地域福祉計画とは.....	20
(1) 川崎区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨	20
(2) 地域包括ケアシステムの構築.....	22
(3) 川崎区社会福祉協議会との連携	23
(4) 計画策定の流れ	23
2 川崎区の地域の特色.....	24
(1) 川崎区の概況	24
(2) 地区の概況	25
(3) 数字で見る川崎区	46
(4) 川崎区民が100人とすると….....	69
3 第7期計画に向けて	70

第2章 第7期川崎区地域福祉計画の概要.....	75
1 計画の体系	76
2 川崎区のめざす地域福祉.....	78
(1) 基本理念	78
(2) 基本目標・基本方針	78
(3) 計画の取組	82
基本目標1 みんなの健康と安心を育む意識づくり.....	82
基本目標2 みんながつながる地域づくり	85
基本目標3 みんなの暮らしを支える仕組みづくり.....	91
3 計画の推進体制	97
(1) 自助・互助・共助・公助による推進.....	97
(2) 川崎区社会福祉協議会との連携	98
4 計画の進行管理	100
資料編	101
(1) 川崎区の施設案内.....	102
(2) 第7期川崎区地域福祉計画策定の経過	107
(3) 川崎区地域福祉計画推進会議委員名簿	108
(4) 川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱.....	109

コラム 一覧

1. 支所を「身近な活動の場」や「地域の居場所」として建て替えます.....	18
2. 地ケアをもっと知ってほしい！ ～川崎区地域包括ケアシステム普及啓発キャラクター「ちけあ丸」～.....	21
3. 外国人市民も安心して暮らせる川崎区へ <small>がいこくじんしみん あんしん く かわさきく</small> ～区役所での多言語案内、通訳・翻訳支援～.....	48
4. 身近な人が認知症になったら ～認知症サポーター～	53
5. 地域の身近な相談相手 ～民生委員児童委員～	54
6. 身近な見守り広がっています ～地域見守りネットワーク事業～	61
7. 若者が発表・交流できる機会をつくりたい！ ～カワハル企画部～	68
8. 地域福祉実態調査（団体ヒアリング）.....	68
9. 生まれ変わります！ 都会のオアシス「富士見公園」.....	74
10. 体操で広がる笑顔と健康の輪 ～ほほえみ元気体操～	84
11. 交通事故ゼロをめざして ～交通安全ヒーロー タージマン～	84
12. 川崎区ソーシャルデザインセンター事業	90
13. 東海道川崎宿を学び歩いて.....	90
14. ご存知ですか？ 地域を支える相談支援機関.....	96

川崎市地域福祉計画について

序 章

1

計画策定の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

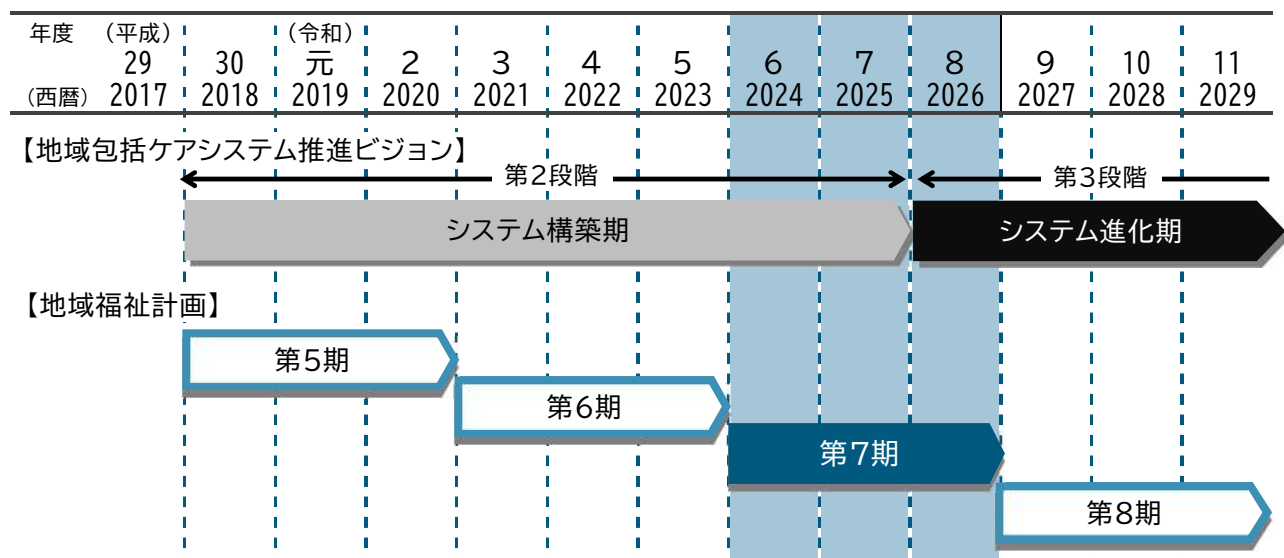
「地域福祉計画(以下、「計画」という。)」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業(同法第106条の3第1項各号)の実施に関する事項

本市では、平成16(2004)年度に第1期計画がスタートし、今回は第7期となります。また、第7期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

(2) 計画の期間

第7期計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



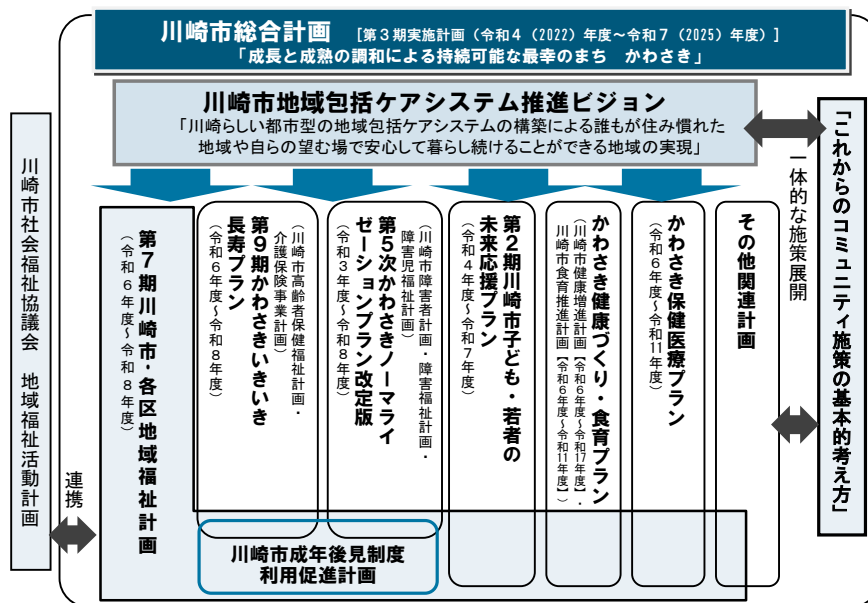
地域福祉計画と関連個別計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下、「推進ビジョン」という。)を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般(令和5(2023)年度)の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け(社会福祉法第107条第1項第1号)に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元(2019)年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を行いました。そこでは市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこと、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源(本人資源)に着目した対応を図ることが重要であること、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があることを確認しました。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン に基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成26（2014）年度に「推進ビジョン」を策定しました。

（1）社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

（2）策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定めています。この法律では、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

高齢者施策は、住宅施策等の関連施策との連携や、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられます。また、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、本市では、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始めました。一方で、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

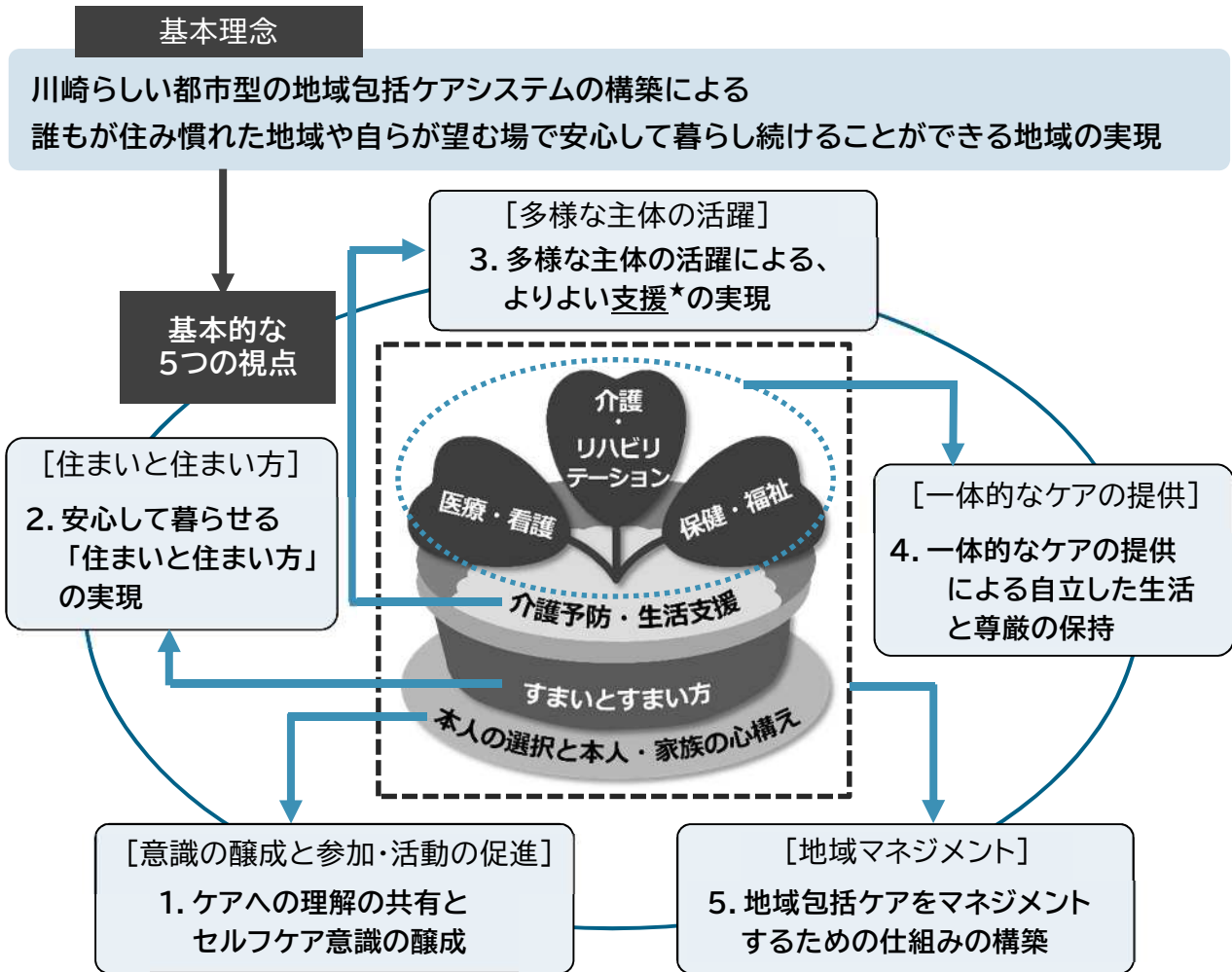
さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方(地域コミュニティ等との関わり方)」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】
～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

★「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

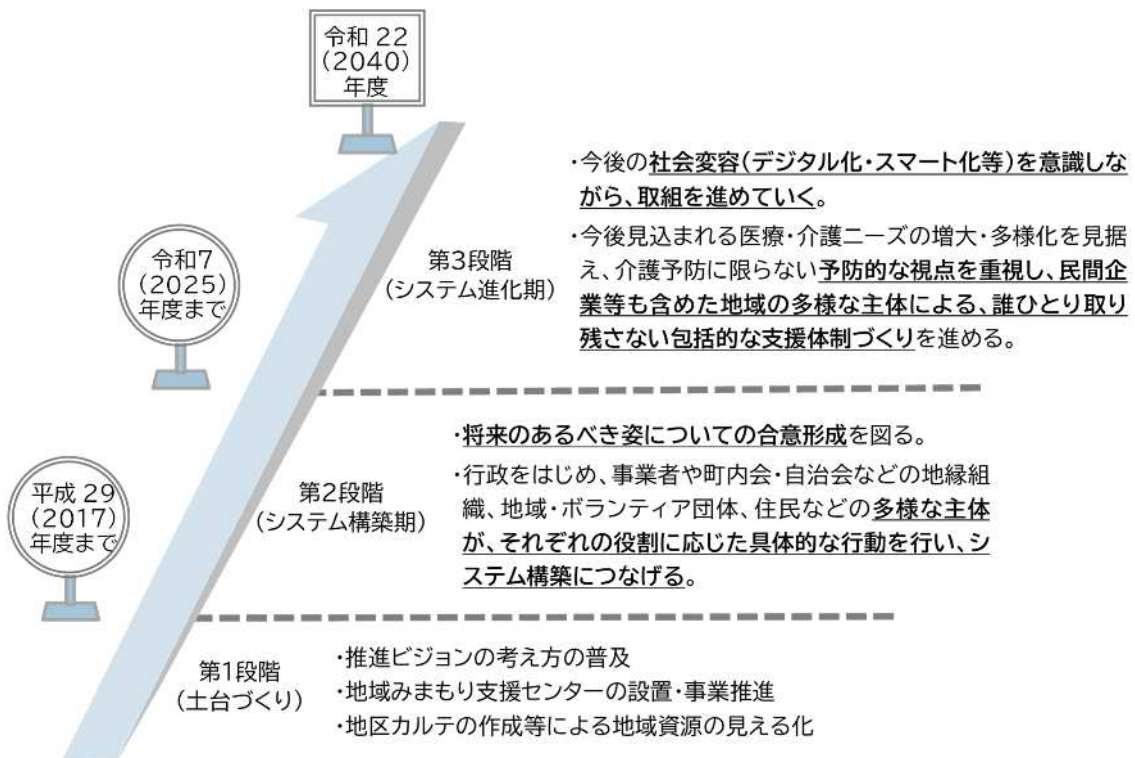
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成27(2015)年度から29(2017)年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成30(2018)年度から令和7(2025)年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8(2026)年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年*以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる8050問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルスの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和7(2025)年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めていきます。また、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX(デジタルトランスフォーメーション)等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和22(2040)年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



★令和 22(2040)年:令和 22(2040)年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上高齢者(前期高齢者)となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

4

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン の推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成28(2016)年4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

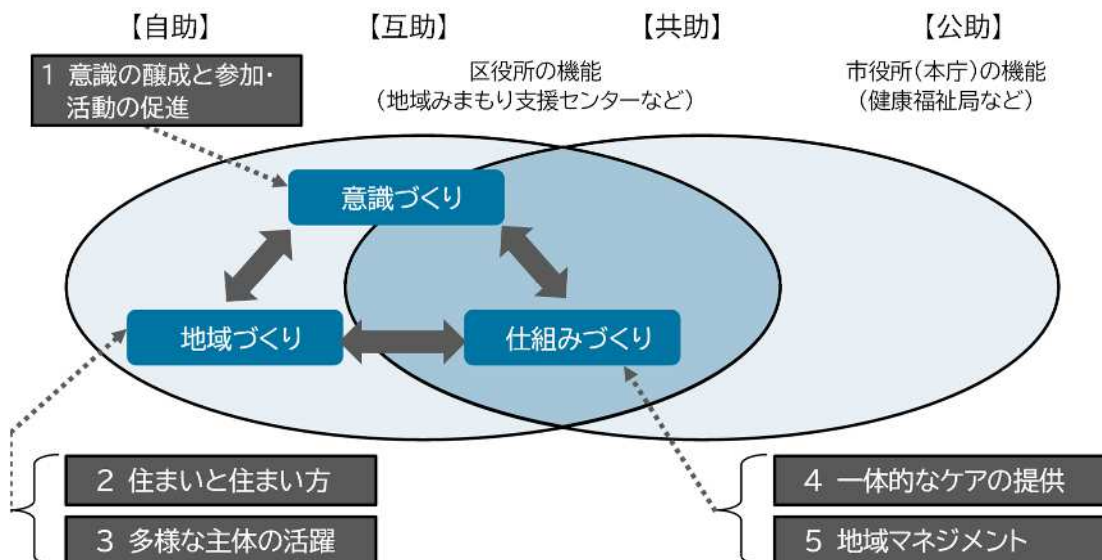
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成31(2019)年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」(以下、「地域みまもり支援センター」という。)と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所(本庁)が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



5

第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

(第6期計画期間:令和3(2021)~5(2023)年度)

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
~川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして~

【基本目標】

- (1)住民が主役の地域づくり
- (2)住民本位の福祉サービスの提供
- (3)支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4)連携のとれた施策・活動の推進

第7期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を踏まえた取組を進めること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつなげられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

令和7(2025)年以降を見据えた めざす姿

(1) 地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31.5万人(令和4(2022)年10月1日現在)ですが、令和7(2025)年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16.8万人から、令和7(2025)年には20.5万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和12(2030)年頃の人口のピークを経て、令和27(2045)年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7(2025)年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7(2025)年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7(2025)年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7(2025)年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7(2025)年以降の当面想定される課題	令和7(2025)年以降の地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結び付かない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声を上げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

(1) 計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせるふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口150万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきを得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置付けた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】(令和5(2023)年4月1日現在)

	圏域	圏域の考え方
第3層	(小地域) ※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域 町内会・自治会(650) 小学校区(114 校区) など	(例) ・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 など
第2層	(中地域) 地域ケア圏域(44 圏域) ※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域 人口平均 約 3.5 万人 中学校区(52 校区) 地区社会福祉協議会(40 地区) 地区民生委員児童委員協議会(56 地区)	・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 ・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第1層	(行政区) 人口 約 17 万人～26 万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	(市域) 人口 約 154 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

第7期計画の実施状況の点検・見直し

本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9(2027)～令和11(2029)年度）につなげます。

第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本目標】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2) 誰もが参加できる健康・いきがいづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
・あんしんセンターの運営支援
・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4) 地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸福寿プロジェクト

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

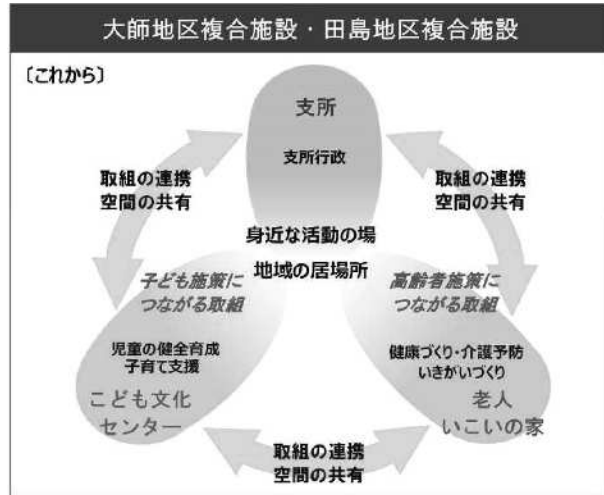
支所を「身近な活動の場」や「地域の居場所」として建て替えます

川崎区は福祉の課題を抱える人がほかの区より多く、さらに増えています。こうした課題に、より専門的に素早く対応するため、区役所と支所に分散している体制を見直し、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を区役所に統合して、福祉や医療の専門職の連携を強化します。

支所は、近隣のこども文化センターや老人いこいの家を複合化し、児童の健全育成や子育て支援、高齢者の健康づくりなどの場とともに、これまで以上に世代を超えた市民同士の交流や活動が創出され、地域に関わる人のつながりが広がる「共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点」として建て替えます。

大師地区と田島地区に新たに整備する複合施設については、子どもから高齢者まで多くの世代に利用していただけるよう、整備・運営のめざすべき方向性を次の5つの柱に整理しています。

- 地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄りたくなる「地域のシンボルとなる拠点」
- 普段も、いざという時も頼りになる安全・安心な「暮らしの拠点」
- 子どもが健やかに成長できる、誰もが元気でいられる「笑顔の拠点」
- 交流や学びから、新たな価値が生まれる「つながりの拠点」
- 世代を超えて承継される「地域で受け継がれる拠点」



【複合施設のイメージ図】

窓口体制変更及び施設整備のスケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
機能再編		★窓口体制変更実施(令和7年1月1日) (支所から区役所へ一部機能の集約、区役所・仮庁舎へ職員移動)			
大師地区複合施設		現支所庁舎解体・複合施設整備			★供用開始 (令和10年3月)
大師支所仮庁舎	整備	★仮庁舎業務開始			解体
田島地区複合施設		現支所庁舎解体・複合施設整備			★供用開始 (令和10年9月)
田島支所仮庁舎	整備	★仮庁舎業務開始			解体



川崎区地域福祉計画
策定にあたって

第1章

1

川崎区地域福祉計画とは

(1) 川崎区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨

川崎区では、近年大規模マンションの建設が進み、若い世代の転入者が多くなっています。また、外国人市民*やひとり暮らし高齢者は市内で最も多くなっており、障害のある人の数も増えています。心身の健康問題や孤立化、育児や災害に対する不安、生活困窮など課題も多様化、複雑化しています。

わたしたちの身近な課題・困りごと

子育てをしている
仲間を作って、いろいろな
情報が知りたい！



引っ越してきたけれど
近所に知り合いも
いないし、どんなまち
なんだろう？



子どもの障害が周囲から
理解してもらえない



最近物忘れがひどい
誰に相談したら
いいのかな



日本語が読めないので
申請書の書き方が
わからない



最近は風水害が多くて
避難できるか心配



仕事をやめてから
生きがいが感じられない…



あまり
出歩かなくなって
足腰が弱ってしまった



★外国人市民:本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、平成8(1996)年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を使用しています。また、本計画では、外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながりのある人(国際結婚により生まれた人、中国帰国者、日本国籍を取得した人等)も視野に入れて使用しています。

このような課題・困りごとを解決するには・・・

これらの課題は、区民一人ひとりの力だけで解決できるものではありません。課題を解決するためには、区民の皆さん、地域活動団体、関係機関、行政等がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係を作り、隣近所をはじめとする身近な地域での助け合いや、地域活動団体やボランティアの活動、公的サービスなどを組み合わせて、支援の輪を広げていく必要があります。

「川崎区地域福祉計画」は、市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、川崎区の地域性に応じた具体的な施策を取りまとめています。より地域に密着した支え合いの仕組みを作り、暮らしやすいまちづくりをめざすための行政計画として、「川崎区地域福祉計画」を策定します。

コラム
2

地ケアをもっと知ってほしい！

～川崎区地域包括ケアシステム普及啓発キャラクター「ちけあ丸」～

川崎区では、子どもから高齢者まで、より多くの区民の方に地域包括ケアシステム（略称：地ケア）を知ってもらうため、普及啓発キャラクターの「ちけあ丸」を活用した広報を行っています。本計画書にも登場していますので、ぜひ探してみてください。

まる
ちけあ丸



(まへ)



(うしろ)

- 【 出身地 】 川崎市川崎区
- 【好きなもの】 おむすび、久寿餅、長十郎梨
- 【好きなこと】 ひまわりを育てること
- 【 特技 】 争いごとを丸く収める
- 【 座右の銘 】 七転び八起き

大師名物の土産物のひとつである「だるま」をモチーフとし、区の木である「いちょう」の飾りや「川」の字をデザインすることで、川崎区らしいキャラクターにしています。名前の「ちけあ」は「地ケア」を柔らかく表し、名前の「丸」と丸い体は「丸→輪→地域の輪」を意味しています。「ちけあ」と「丸」を合わせることで、世代を問わず覚えやすく親しみやすい名前にしました。

地域包括ケアシステムってなに？
(川崎区ホームページ)



(2) 地域包括ケアシステムの構築

川崎市では、すべての地域住民を対象として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進のために、平成28(2016)年4月、各区保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置しました。また、平成31(2019)年4月には、センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」とし、「個別支援の強化」と「地域力の向上」をめざしています。

川崎区では、地域包括ケアシステムの構築に向けて多職種による地域づくりと個別支援を進めています。また、地域の多様な主体とのネットワークにより、地域の課題等について情報共有を図るとともに、顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

地域包括ケアシステム イメージ図

一人ひとりの取組

- 生きがいづくり ●健康づくり
- 介護予防 など



地域住民やボランティア団体の助け合い

- 見守り、近所の助け合い
- ボランティア活動
- 町内会・自治会の活動 など



じじよ
自助

ごじよ
互助

- 医療保険サービスの提供
- 介護保険サービスの提供
など



きょうじよ
共助

こうじよ
公助

- 法制度に基づく支援
- 地域づくり支援
- 地域マネジメント
など



医療保険制度や介護保険制度

社会福祉などの行政サービス

(3) 川崎区社会福祉協議会との連携

川崎市川崎区社会福祉協議会(以下「区社協」という。)では「川崎市(川崎区)地域福祉活動計画」を策定しています。

「川崎市(川崎区)地域福祉活動計画」は、地域住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業を行う団体が協力して、地域福祉を推進していくための民間の活動・行動計画です。

第7期川崎区地域福祉計画については、第6期計画に引き続き「川崎市(川崎区)地域福祉活動計画」と計画期間を合わせ、地域福祉事業の展開においてその機能と役割を互いにより一層果たすことができるよう、理念と目標を共通の方向性として策定段階から確認を行うなど、互いに連携して策定を進めました。

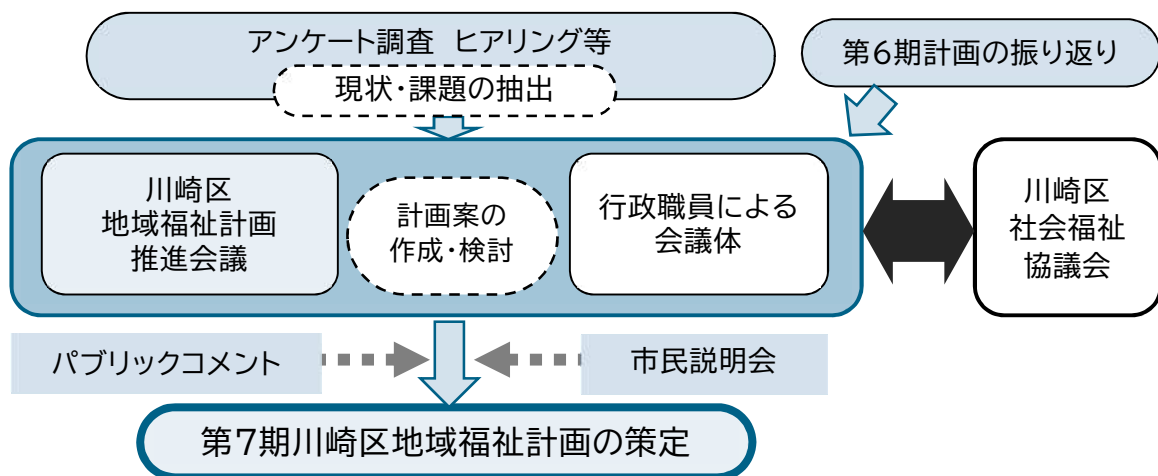
(4) 計画策定の流れ

第7期川崎区地域福祉計画を策定するにあたって、第6期計画の振り返りを行うとともに、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体へのアンケート調査などにより、地域の現状と課題の把握を行いました。

また、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「川崎区地域福祉計画推進会議」において、川崎区の地域福祉の推進に向けた理念や基本目標、取組のあり方などについて、様々な視点から意見聴取を行いました。

同時に、行政職員による会議体において具体的な取組、役割分担などを検討するとともに、区社協と連携して「川崎区地域福祉計画」と「川崎市(川崎区)地域福祉活動計画」が相互に補強・補完し合えるよう検討を重ねました。

こうしてできた計画案をパブリックコメント*や市民説明会で公表し、区民の意見を踏まえて検討した上で、本計画を策定しました。



★パブリックコメント:市民生活に重要な政策等を定める際に、これらの案や関連資料をあらかじめ公表して、広く市民から意見や情報を募集することを「パブリックコメント手続」(意見公募手続)と言います。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられます。

(1) 川崎区の概況

川崎区は、東海道五十三次の宿場町である旧川崎町、川崎大師平間寺の門前町である旧大師町、企業で働く人々の住宅地として発展してきた旧田島町の3地区と臨海部の埋立地で構成されています。明治時代から第二次世界大戦にかけて、東京からの工場移転等により市街地化が進み、戦後、臨海部では重化学工業地帯が形成されました。これに伴い、公害問題など様々な都市問題が生じましたが、環境改善に向けた取組を進め、現在では、過去の環境問題の経験で培われた高度な環境関連技術が生み出され、世界的なハイテク企業や研究開発機関が集積した先端産業都市の中核として成長を続けています。

臨海部の殿町地区では、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として、ライフサイエンス・環境分野などの先端技術の研究開発拠点の整備が進められている一方で、東扇島地区では、市内唯一の人工海浜「かわさきの浜」を有する東扇島東公園や、展望室からの夜景が「日本夜景遺産」に認定された川崎マリエンなどが市民の憩いの場になっています。さらに、臨海部の工場や事業所をはじめとした生産現場を訪れる産業観光の取組が、新たな川崎の魅力として脚光を浴びています。

市の玄関口である川崎駅東口周辺地区では、駅東西の回遊性の向上を図るため、北口自由通路が整備されました。官公庁や商業・サービス業などが集積する中心市街地として充実した都市機能を有するなど、歴史・文化・産業などの魅力ある地域資源が豊富なまちです。

また、区の特徴の一つとして、外国人市民人口が市内で最も多く、多文化共生のまちとしての特性も見ることができます。

◆ 川崎地区

古くは東海道の宿場町として栄えたことから、歴史的な地域資源が多く残る地区です。商業施設が多く、市の行政、経済の中心となっています。

◆ 大師地区

川崎大師平間寺の門前町として発展した歴史を持ち、下町情緒あふれる地域の残る地区です。殿町地区と羽田空港をつなぐ羽田連絡道路(多摩川スカイブリッジ)が開通し、臨海部の国際競争力の強化が期待されています。

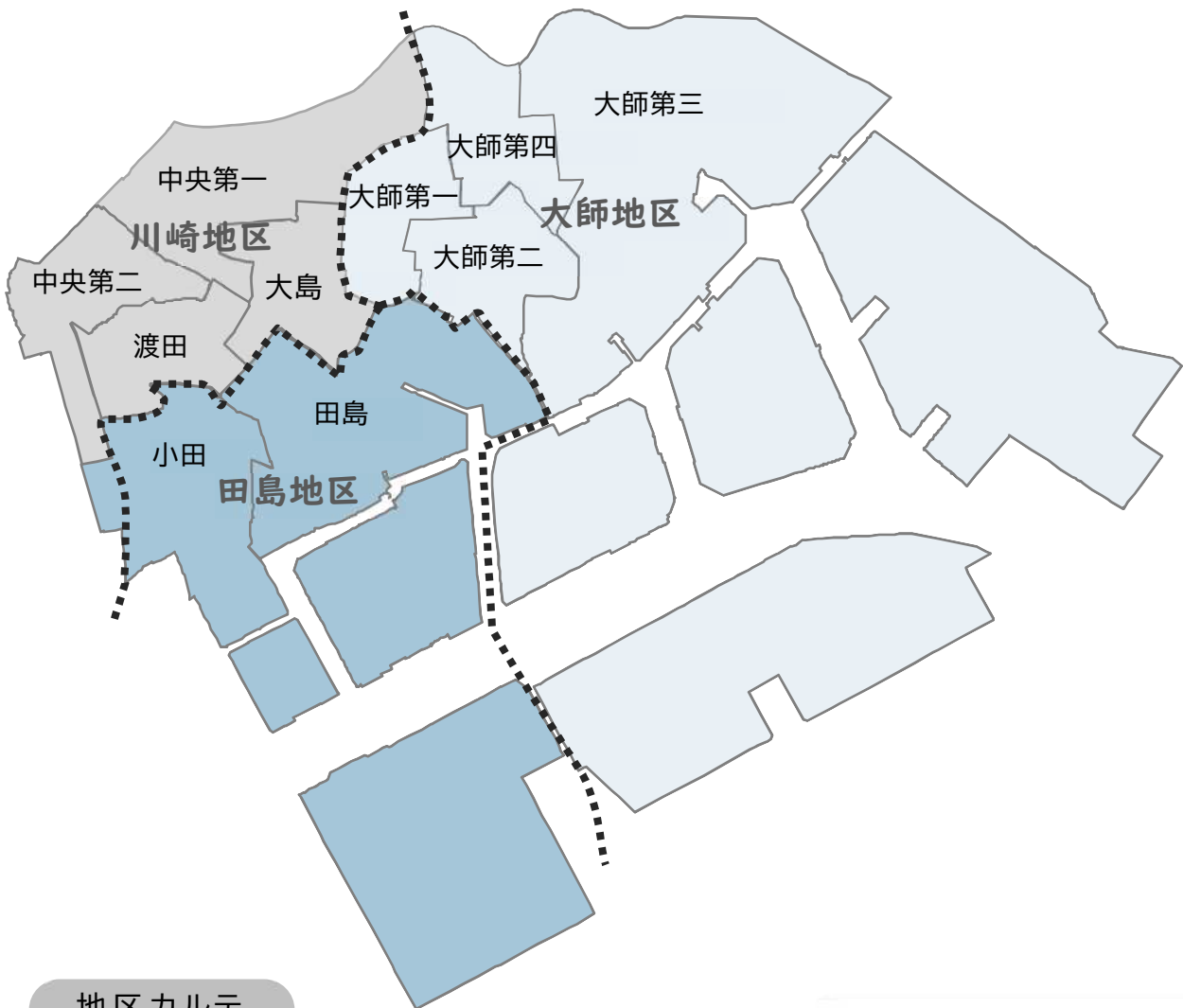
◆ 田島地区

京浜工業地帯の中心となり、そこに働く人々と町工場の住工混住地として形成された地区です。川崎地区に次いで外国人市民人口の割合が高く、コリアタウンと呼ばれるエリアもあります。

(2) 地区の概況

川崎区には、町内会・自治会、小学校区(20地区)、中学校区(10地区)、地区民生委員児童委員協議会の区域(10地区)、地区社会福祉協議会の区域(10地区)、地域包括支援センターの区域(9地区)等、様々な区域が存在します。

ここでは、令和2年度に市が設定した「地域ケア圏域★」の10地区について、地区ごとに紹介していきます。



地区カルテ

人口などの統計データや地域資源、地域活動等を地域ケア圏域の10地区ごとにまとめたものです。お住いの地域について情報を共有し、課題解決に向けた取組を進めていくためのツールとして活用できます。

各地区の情報については、ホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。

川崎区地区カルテ (中央第一地区)



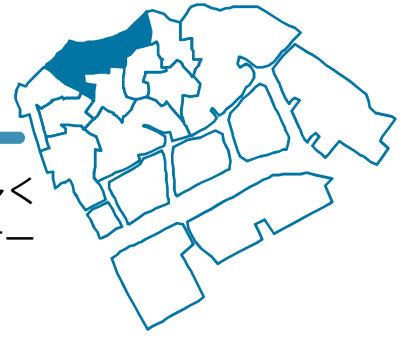
対象地区		
船町	砂子	駅前本町
藤町	横町	新沼津
船之内町	曹田町	富士見1丁目
高瀬町	宮本町	温町

地区カルテとは
川崎区を10地区に分け、人口等の統計データや地域資源、地域活動などをまとめたものです。地域課題を広く共有し、課題解決に向けた取組を進めるためのツールとして活用ください。

川崎区地区カルテ

★地域ケア圏域：川崎市では、地域の状況を見える化し、地域づくりの更なる推進に向けて、歴史や文化に根差した地域をベースとして、行政区よりも小さい範囲とした44の圏域を設定し、「地域ケア圏域」としています。この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

1 中央第一地区



東海道の宿場町として栄えたことから、歴史的資源が多く残る地域で、川崎駅、京急川崎駅を中心に官公庁や商業・サービス関連施設などが集積する中心市街地です。

対象エリア

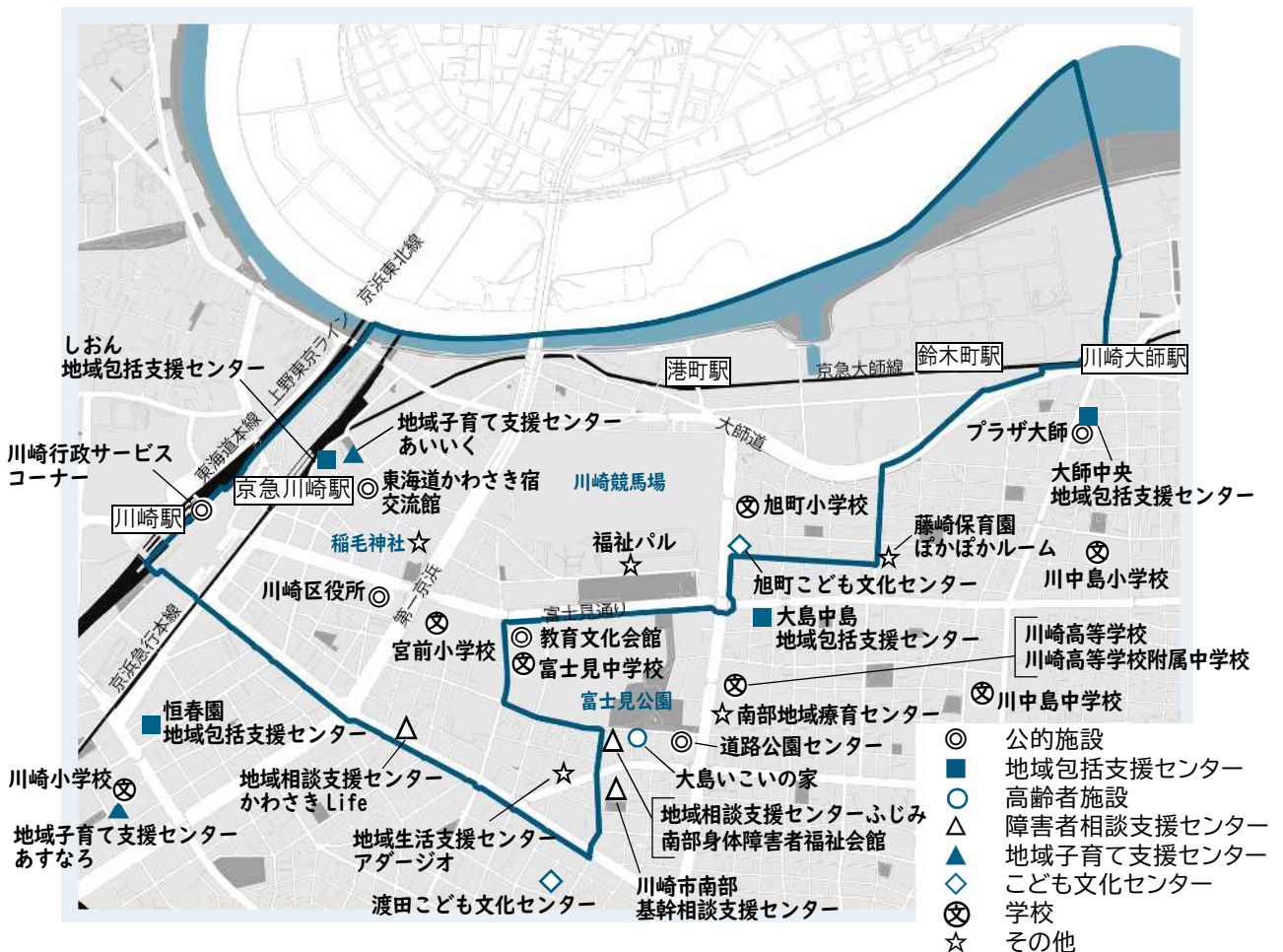
旭町1丁目	旭町2丁目	砂子1丁目	砂子2丁目	駅前本町
榎町	境町	新川通	鈴木町	東田町
富士見1丁目	堀之内町	本町1丁目	本町2丁目	港町
宮前町	宮本町			

人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	27,558	3,175	20,370	2,229	1,784	14.6	16,163
令和2(2020)年	28,292	3,261	20,840	2,270	1,921	14.8	16,896
令和5(2023)年	28,606	2,943	21,378	2,204	2,081	15.0	17,697

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



地域の相談支援機関

子育て	地域子育て支援センター あいいく
高齢者	しおん地域包括支援センター
障害者	地域相談支援センター かわさきLife

地区の詳しい情報は
ホームページ上の
「川崎区地区カルテ」を
ご覧ください。



川崎区地区カルテ

検索

※相談支援機関の詳細は、資料編の「(1)川崎区の施設案内」(102~106ページ)に掲載しています。

中央第一地区で行った主な取組

テーマ	多文化共生のための相互理解と外国人市民の子育て支援
内容	子育て中の外国人ママ・日本人ママたちと民生委員児童委員、保健師の方々が集まり、子育ての悩みの相談先、ママのコミュニティ、まちのこと、それぞれの国の子育てや文化などについて話し、交流を行いました。



中央第一地区社会福祉協議会が行っている主な事業・取組

- ・地域福祉懇談会
- ・社会を明るくする運動
- ・ふれあい会食会
- ・赤い羽根共同募金活動
- ・視察研修／役員研修
- ・健康講話
- ・元気に歩こう会
- ・敬老祝いの会
- ・福祉教育への協力 など

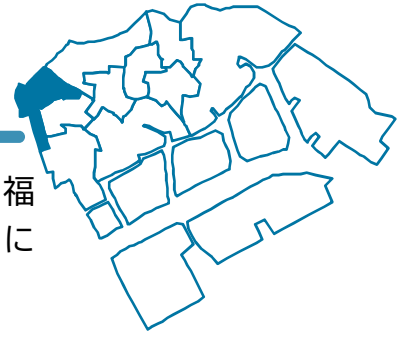


福祉教育への協力

2

中央第二地区

川崎駅が近く、交通の便が良い地域です。かわさき老人福祉・地域交流センターやかわさき健康づくりセンターが近くにあり、健康づくり活動の拠点となっています。



対象エリア

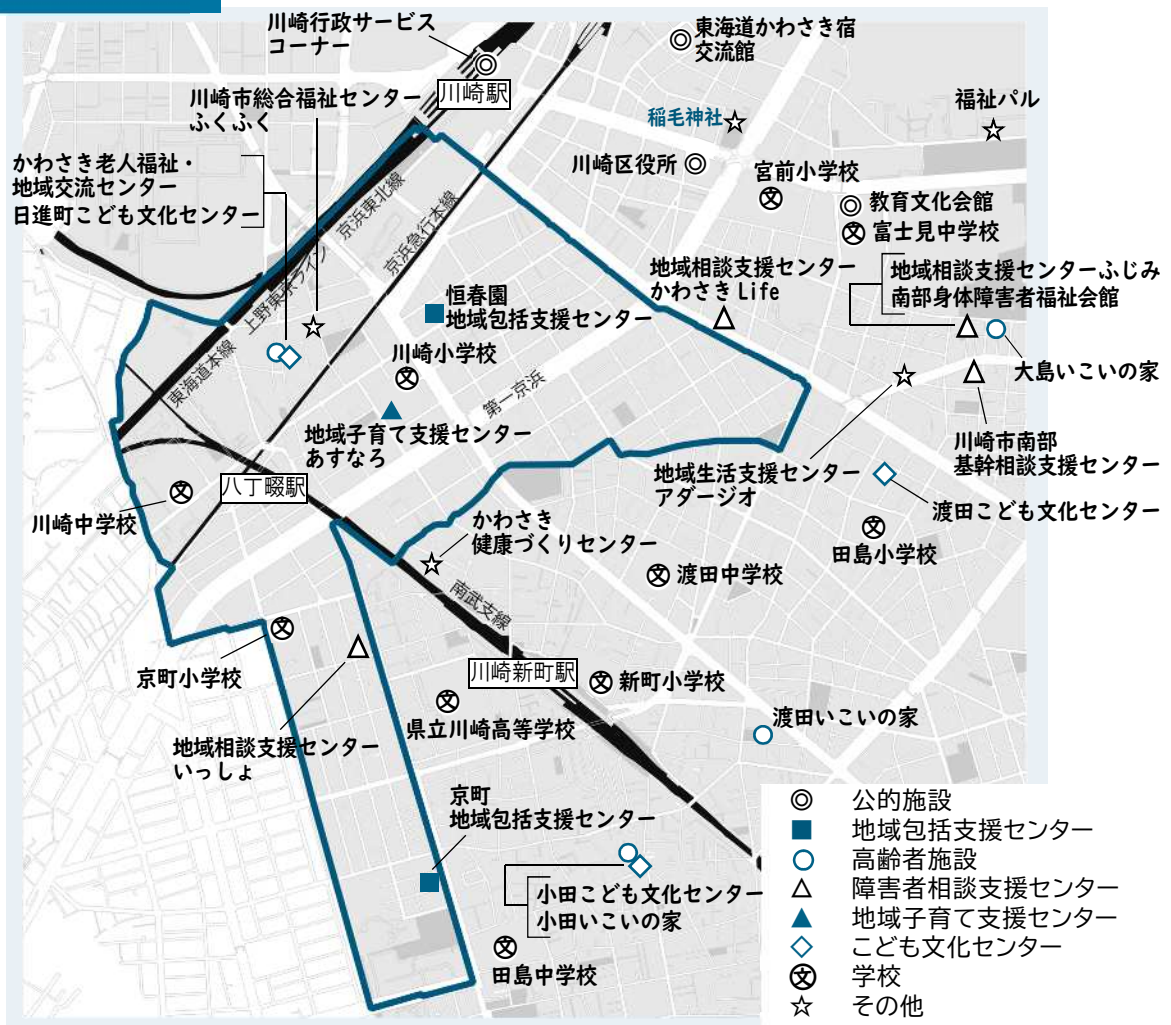
貝塚1丁目	貝塚2丁目	元木1丁目	元木2丁目	下並木
池田1丁目	池田2丁目	京町1丁目	京町2丁目	日進町
小川町	南町	堤根		

人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	32,100	2,925	22,706	3,553	2,916	20.2	19,517
令和2(2020)年	33,003	2,854	23,549	3,422	3,178	20.0	20,480
令和5(2023)年	32,960	2,520	23,836	3,175	3,429	20.0	21,123

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



地域の相談支援機関

子育て	地域子育て支援センター あすなろ
高齢者	恒春園地域包括支援センター 京町地域包括支援センター
障害者	地域相談支援センター いっしょ

地区の詳しい情報は
ホームページ上の
「川崎区地区カルテ」を
ご覧ください。



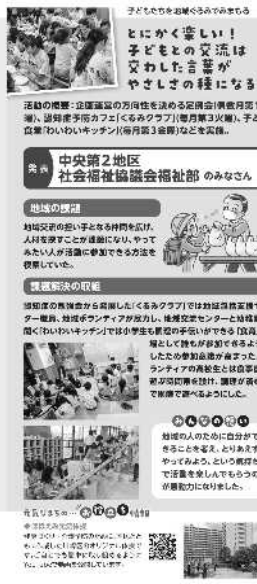
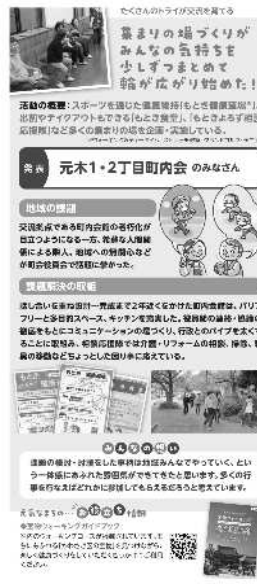
川崎区地区カルテ

検索

※相談支援機関の詳細は、資料編の「(1)川崎区の施設案内」(102～106ページ)に掲載しています。

中央第二地区で行った主な取組

テーマ	注目しあおう第2のみまもり～私の街のみまもりを考えよう～
内容	地域で活躍している3団体の活動紹介と意見交換会を行いました。今後さらにさりげない見守り活動が広がっていくことをめざします。



中央第二地区社会福祉協議会が行っている主な事業・取組

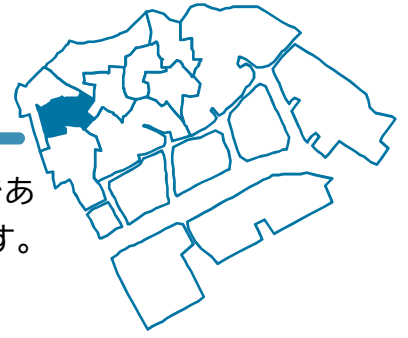
- ・地域福祉懇談会
- ・地域福祉講演会
- ・社会を明るくする運動
- ・広報紙「きずな」発行
- ・赤い羽根共同募金活動
- ・視察研修／役員研修
- ・認知症予防カフェ「くるみクラブ」
- ・こども食堂「わいわいキッチン」など



認知症予防カフェ「くるみクラブ」

3

渡田地区



市電通りを挟んで、東西に広がる地域です。住宅地が主であり、川崎駅からバスや徒歩圏内でアクセスしやすいエリアです。渡田いこいの家が地域の活動拠点となっています。

対象エリア

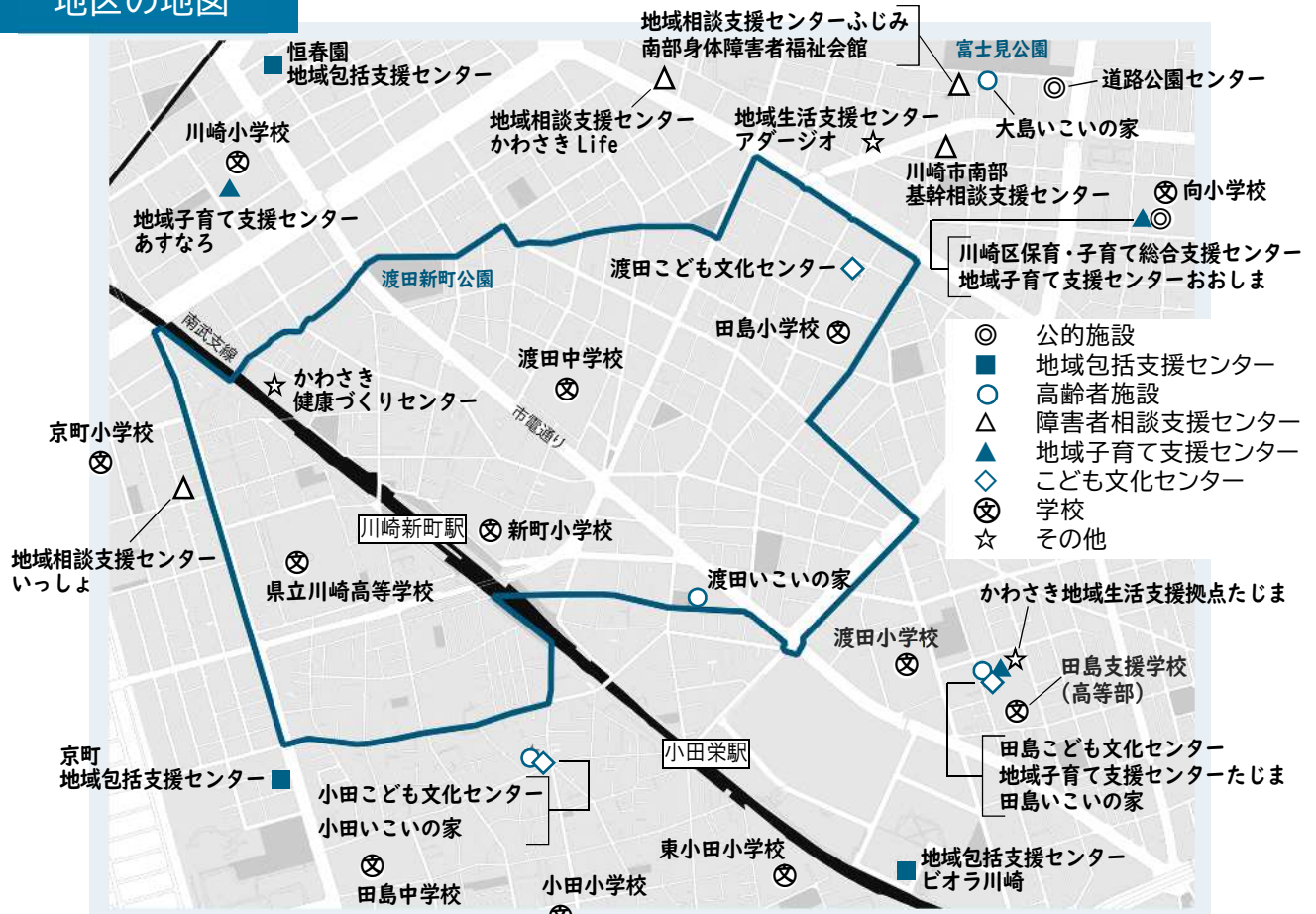
渡田1丁目	渡田2丁目	渡田3丁目	渡田4丁目	渡田向町
渡田新町1丁目	渡田新町2丁目	渡田新町3丁目	渡田山王町	渡田東町
小田1丁目				

人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	18,684	1,866	11,734	2,581	2,503	27.2	10,168
令和2(2020)年	18,926	1,872	11,973	2,492	2,589	26.8	10,483
令和5(2023)年	18,648	1,864	11,921	2,175	2,688	26.1	10,512

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



地域の相談支援機関

子育て	地域子育て支援センター おおしま
高齢者	地域包括支援センター ビオラ川崎
障害者	地域相談支援センター かわさきLife

地区の詳しい情報は
ホームページ上の
「川崎区地区カルテ」を
ご覧ください。



川崎区地区カルテ

検索

※相談支援機関の詳細は、資料編の「(1)川崎区の施設案内」(102~106ページ)に掲載しています。

渡田地区で行った主な取組

テーマ	妊婦・子育て世代の見守り
内容	妊婦・子育て世代を対象とした活動で世代間交流や見守り活動につながる実績を残してきました。今後の展開を検討しさらに膨らませようと考えています。

★渡田地区の「子育て世代の見守り」について話し合いました★

【良いところ】

- ・世代間交流の場が広がる
- ・見守り活動の重要性が再認識された
- ・見守り活動の重要性が再認識された
- ・見守り活動の重要性が再認識された

【こんなこととしてあります】

- ・見守り活動の重要性が再認識された
- ・見守り活動の重要性が再認識された
- ・見守り活動の重要性が再認識された

【こんなこととして欲しい】

- ・見守り活動の重要性が再認識された
- ・見守り活動の重要性が再認識された
- ・見守り活動の重要性が再認識された

【したいこと、できそうなこと】

- ・見守り活動の重要性が再認識された
- ・見守り活動の重要性が再認識された
- ・見守り活動の重要性が再認識された

★妊婦期からの声かけで「近所の子」が「知っている子」になる★

子育てサロン & 保育園見学会

【内容】

- 第1部 9:00~10:00 子育てサロンの説明
- 第2部 10:10~11:00 保育園見学会

【日時】

2023年9月21日(木)

申込開始日(2023年8月1日 AM0 時から先着 10名)

【集合場所】

新川崎駅前 子育てサロン (〒244-0294 川崎区新川崎1-1-1)

【集合時間】

AM 9 時 30 分

【対象】

初年度の新入園児の保護者、子育て支援に関心のある方

【申込方法】

子育てサロンの申し込みフォームから申し込みください。

【申込先】

子育て支援課 (〒244-0294 川崎区新川崎1-1-1)

【お問い合わせ】

子育て支援課 (TEL: 044-221-3214)

渡田地区社会福祉協議会が行っている主な事業・取組

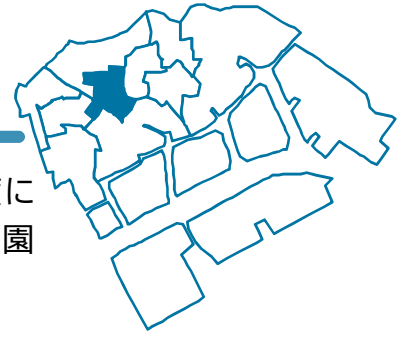
- ・地域福祉懇談会
- ・地域福祉講演会
- ・社会を明るくする運動
- ・ふれあい会食会
- ・広報紙「社協わたりだ」発行
- ・赤い羽根共同募金活動
- ・障害者施設でのボランティア活動
- ・はつらつ演芸大会
- ・連合若竹会の行事関連
- ・福祉協力員の委嘱及び研修
- ・「子育てサロンわたりだ」「見守りネットワーク」への協力
- ・ミニデイ「ほのぼの会」
- ・ポッチャ大会、羽根つき大会等の開催
- ・福祉教育への協力 など



ミニデイ「ほのぼの会」

4

大島地区



新川通りや富士見通り沿いにある地域です。令和元年度に開所した川崎市保育・子育て総合支援センターや富士見公園などの住民が集う場や相談機関が多数存在するエリアです。

対象エリア

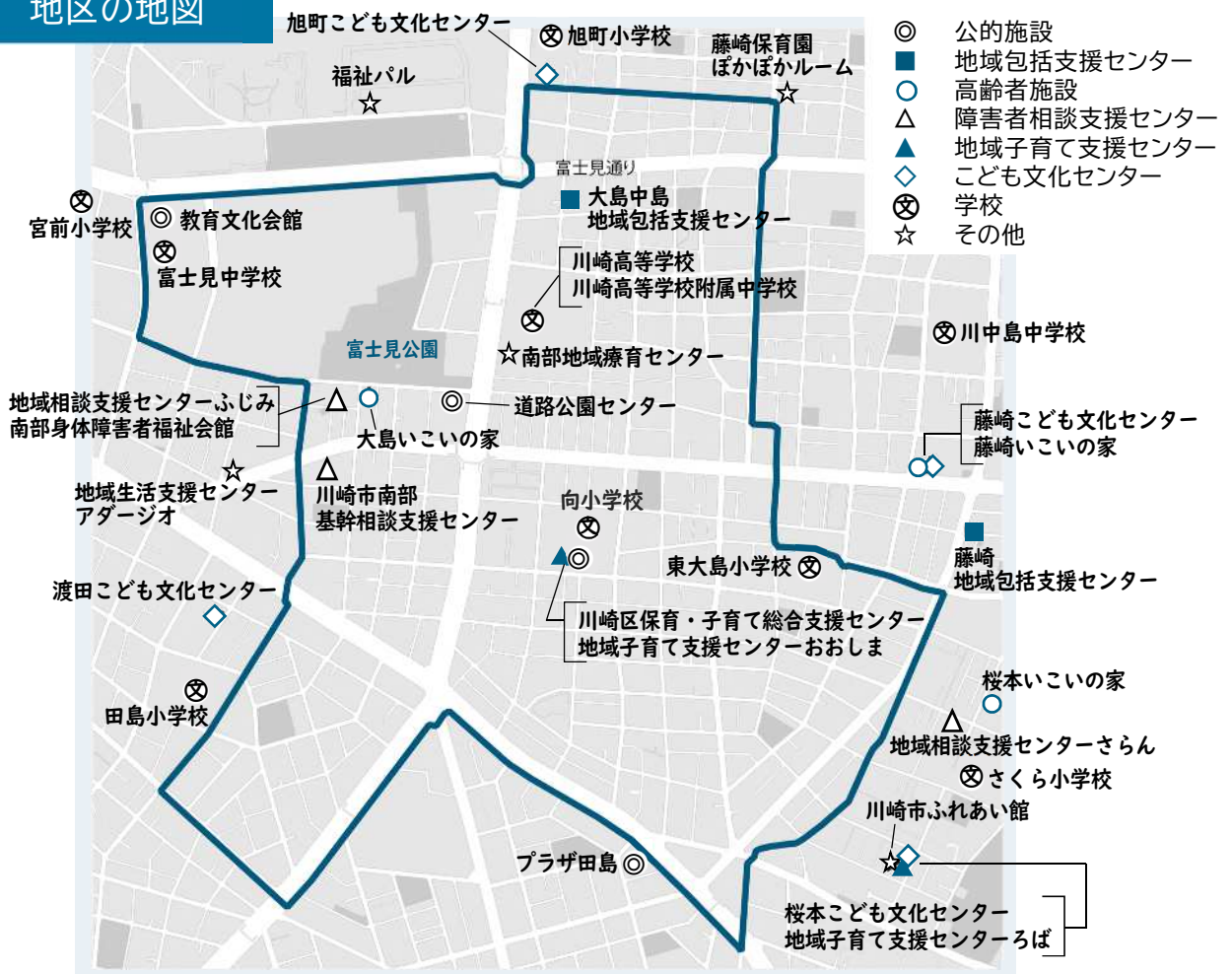
大島1丁目 大島上町	大島2丁目 中島1丁目	大島3丁目 中島2丁目	大島4丁目 中島3丁目	大島5丁目 富士見2丁目
---------------	----------------	----------------	----------------	-----------------

人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	19,273	2,147	12,248	2,528	2,350	25.3	10,139
令和2(2020)年	19,340	2,091	12,341	2,424	2,484	25.4	10,399
令和5(2023)年	18,977	1,997	12,188	2,222	2,570	25.3	10,434

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



地域の相談支援機関

子育て	地域子育て支援センター おおしま
高齢者	大島中島地域包括支援センター
障害者	地域相談支援センター ふじみ

地区の詳しい情報は
ホームページ上の
「川崎区地区カルテ」を
ご覧ください。



川崎区地区カルテ

検索

※相談支援機関の詳細は、資料編の「(1)川崎区の施設案内」(102~106ページ)に掲載しています。

大島地区で行った主な取組

テーマ	高齢者の居場所づくり
内容	住民と行政が共同しながら定期的な集いの場を開催し、体操や交流を通して健康づくりや住民同士の見守り活動を展開しています。今後も活動内容を検討し、地域に発展させていくことをめざします。

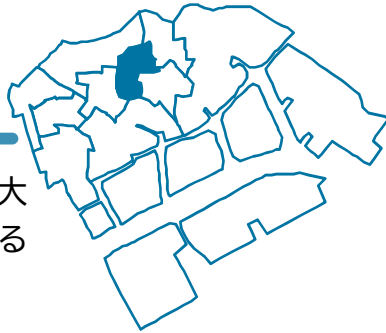
大島地区社会福祉協議会が行っている主な事業・取組

- ・地域福祉講演会
- ・社会を明るくする運動
- ・ふれあい会食会
- ・広報紙「社協おおしま」発行
- ・赤い羽根共同募金活動
- ・小地区見守り福祉協力員の委嘱及び研修
- ・地域福祉施設の見学
- ・福祉問題の勉強会開催 など



地域福祉講演会

5 大師第一地区



交通の便が良い地域で、教育文化会館大師分館(プラザ大師)があります。駅前には大型マンションが建ち、駅から離れると一戸建を中心とした住宅地が広がっています。

対象エリア

大師駅前1丁目	大師駅前2丁目	川中島1丁目	川中島2丁目	伊勢町
藤崎1丁目	藤崎2丁目	藤崎3丁目	藤崎4丁目	

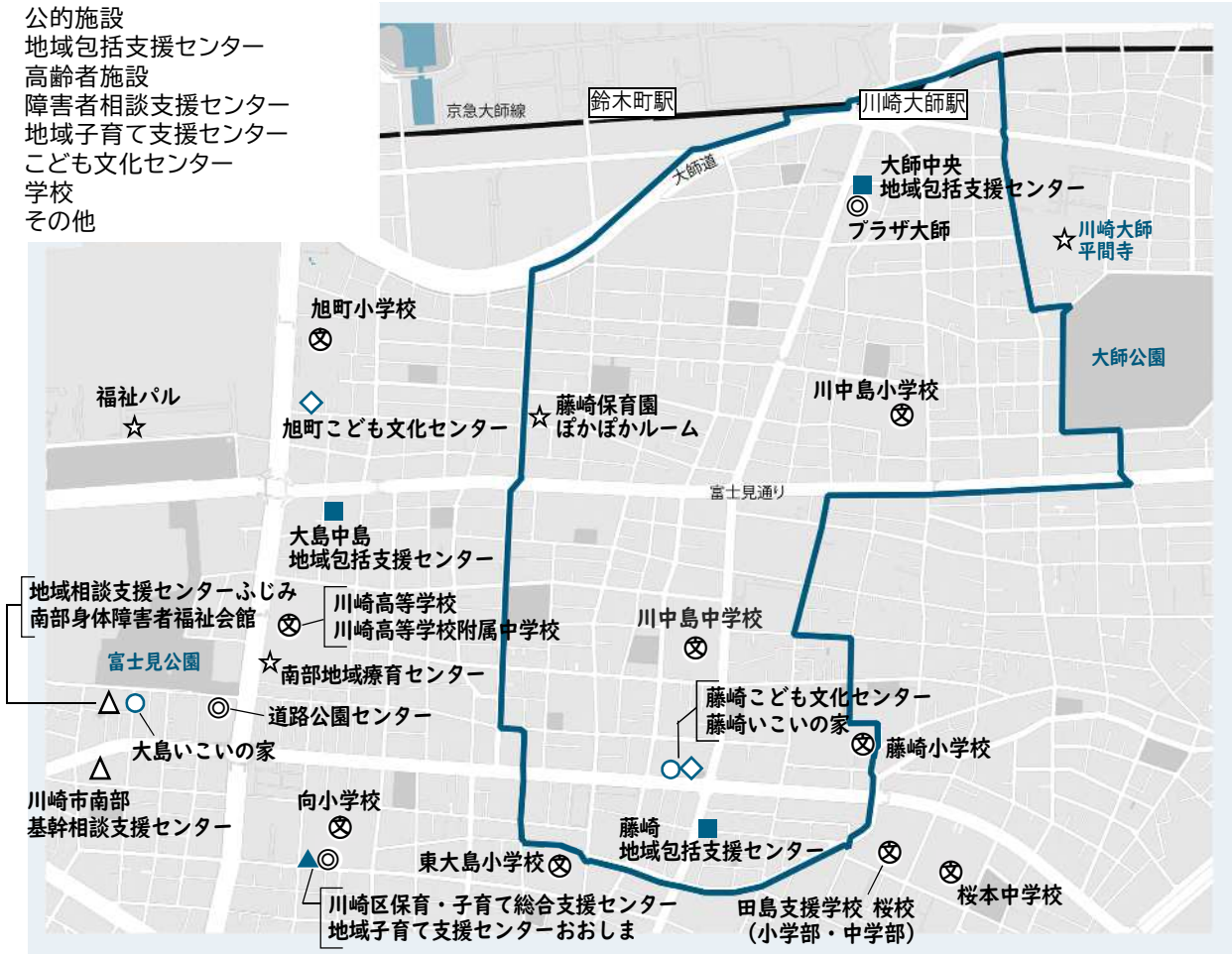
人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	21,122	2,217	13,647	2,747	2,511	24.9	10,981
令和2(2020)年	22,700	2,393	14,875	2,690	2,742	23.9	12,126
令和5(2023)年	22,454	2,370	14,720	2,475	2,889	23.9	12,282

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年6月末日現在)

地区の地図

- ◎ 公的施設
- 地域包括支援センター
- 高齢者施設
- △ 障害者相談支援センター
- ◇ 地域子育て支援センター
- ◇ とも文化センター
- ⊗ 学校
- ☆ その他



地域の相談支援機関

子育て	藤崎保育園ぽかぽかルーム
高齢者	藤崎地域包括支援センター
障害者	地域相談支援センター ふじみ

地区の詳しい情報は
ホームページ上の
「川崎区地区カルテ」を
ご覧ください。



川崎区地区カルテ

検索

※相談支援機関の詳細は、資料編の「(1)川崎区の施設案内」(102~106ページ)に掲載しています。

大師第一地区で行った主な取組

テーマ	安心して過ごせる居場所づくり
内容	高齢者・子どもの各分野での居場所づくりを目標にした様々な取組(高齢者お茶飲みサロン、親子カフェ、こども食堂)を展開しています。



大師第一地区社会福祉協議会が行っている主な事業・取組

- ・地域福祉懇談会
- ・地域福祉講演会
- ・社会を明るくする運動
- ・ふれあい会食会
- ・広報紙「地域だより」発行
- ・赤い羽根共同募金活動
- ・視察研修会
- ・敬老行事
- ・高齢者向けサロン「高齢者お茶飲みサロン」
- ・子ども食堂「にこにこだるまさん」など



子ども食堂「にこにこだるまさん」

6 大師第二地区



住宅地が主となっているエリアであり、産業道路を挟んで両側に広がる地域です。学校の他に福祉施設や大型商業施設などがあり、行事等でも連携しています。

対象エリア

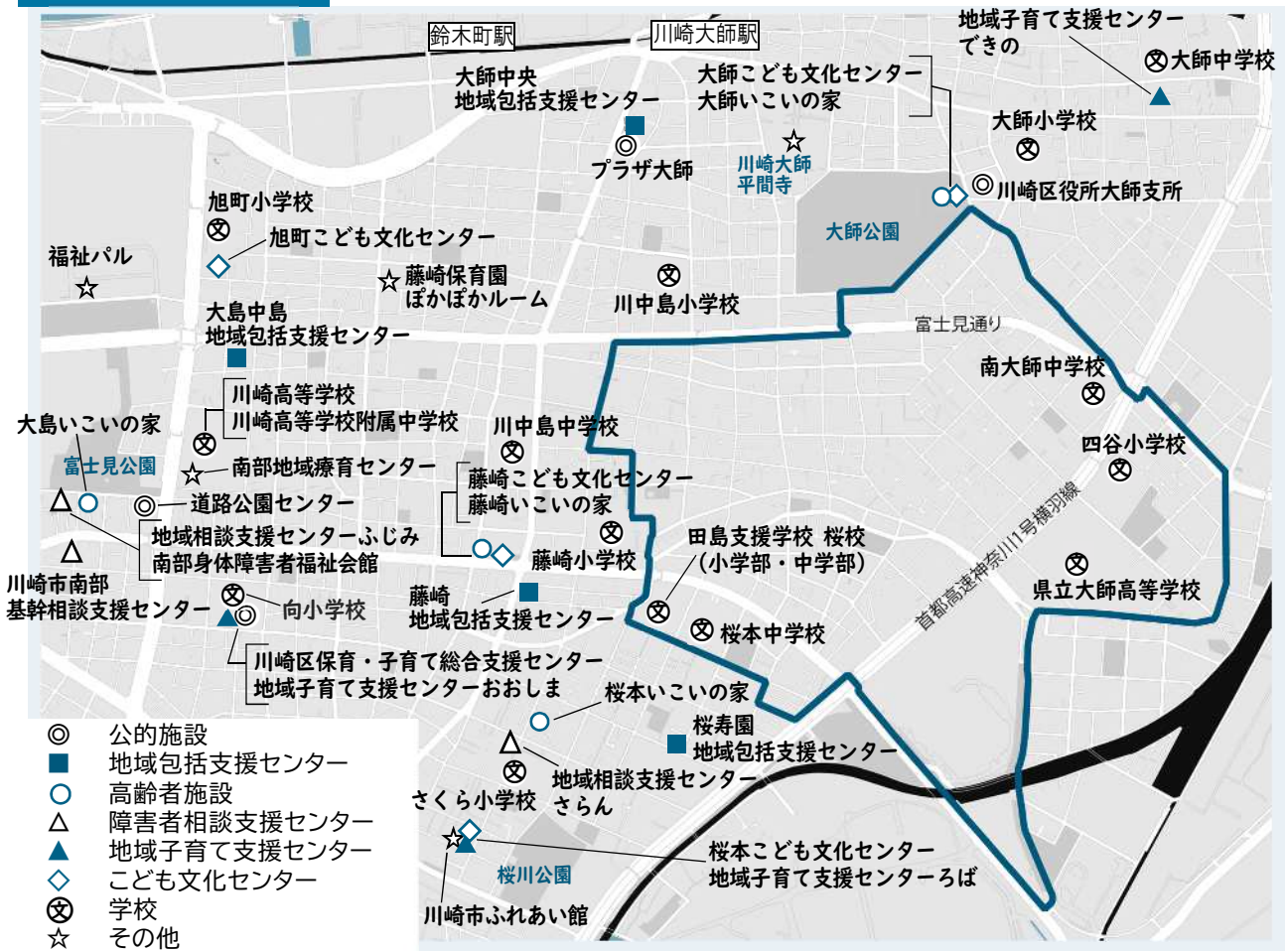
四谷上町	四谷下町	観音1丁目	観音2丁目	池上新町1丁目
池上新町2丁目	池上新町3丁目	台町		

人口動態

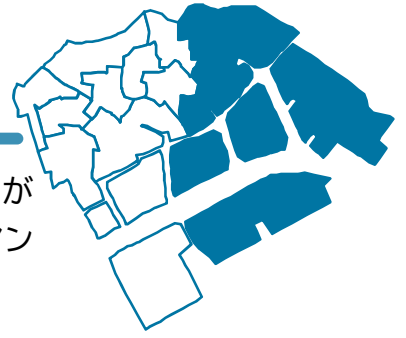
	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	19,355	2,442	12,457	2,279	2,177	23.0	9,689
令和2(2020)年	19,542	2,297	12,680	2,179	2,386	23.4	10,106
令和5(2023)年	19,369	2,210	12,612	2,061	2,486	23.5	10,224

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



7 大師第三地区



臨海部に面しており、工場地帯の企業と地域のつながりがある地域です。子育て支援施設が複数あり、駅周辺の大型マンションには子育て世代が多く住んでいます。

対象エリア

殿町1丁目	殿町2丁目	殿町3丁目	出来野	大師河原1丁目
大師河原2丁目	江川1丁目	江川2丁目	田町1丁目	田町2丁目
田町3丁目	塩浜1丁目	塩浜2丁目	塩浜3丁目	塩浜4丁目
日ノ出1丁目	日ノ出2丁目	夜光1丁目	夜光2丁目	夜光3丁目
浮島町	小島町	千鳥町	東扇島	水江町

人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	18,409	2,354	12,635	1,848	1,572	18.6	9,678
令和2(2020)年	18,975	2,227	13,229	1,806	1,713	18.5	10,325
令和5(2023)年	19,052	2,043	13,463	1,698	1,848	18.6	10,625

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



- ◎ 公的施設
- 地域包括支援センター
- 高齢者施設
- △ 障害者相談支援センター
- ▲ 地域子育て支援センター
- ◇ 子ども文化センター
- ⊗ 学校
- ☆ その他

地域の相談支援機関

子育て	地域子育て支援センター とのまち 地域子育て支援センター での
高齢者	大師の里地域包括支援センター
障害者	地域相談支援センター さらん

地区の詳しい情報は
ホームページ上の
「川崎区地区カルテ」を
ご覧ください。



川崎区地区カルテ

検索

※相談支援機関の詳細は、資料編の「(1)川崎区の施設案内」(102～106ページ)に掲載しています。

大師第三地区で行った主な取組

テーマ	防災でつながる町づくり
内容	令和元年の東日本台風の被災地域の体験談を伺うとともに、地域防災を話し合うワークショップを行い、災害に対する取組状況や今後の課題等について共有しました。

令和3年度 大師地区地域防災力向上委員会 報告書
大師第三地区社会福祉協議会 地域福祉協議会
「防災でつながる町づくり」
令和3年12月3日(金)13:30～ 大師支所
多摩川流域に大勢の避難者が出た。令和元年10月の台風19号、被災地域の体験談を伺い、地域防災を話し合うワークショップに、大師第三地区社会福祉協議会から町会委員や民生委員 2名が参加しました。
●ワークショップの様子を動画でご覧ください! <https://youtu.be/hB64bu7Ydc>

講演：令和元年 台風19号の経験を通じて
中野区上野山町第二丁目町会 山田会長・本末祐典様

- 令和元年10月台風19号時の風水害状況
- 町会では全棟、400世帯が浸水(多くが床上浸水)
- 約1,000人が地域の避難所に避難
- ロードワークが実施された
- 人畜のへたひ、浸水1日の発生

避難所運営に関する取組

- 避難所運営協議会、運営支援要請をいかにこまめに伝達、共有するが
- 避難所運営をする時に避難所のルールを具現化する
- 地域との対応が大切で、自主防災組織中心の避難所運営が望ましい。町会や民生委員が中心で避難所運営の担い手となるが、避難所運営協議会、民生委員の主体的な取組

防災活動に関する取組

- 町会と民生委員やヘッドリーダーについて早期に打ち合わせを実施する
- 自主防災組織本部の構築立ち上げが必要
- 思いやりも重要なので、必要に応じて、近隣地域へ支援を要する
- ボランティアの募集や管理の仕組み作り

グループワーク
各町内会の防災の取組状況
今後の課題

グループ1 日ノ出町 上田町

- 令和元年台風19号時の状況
- 被災時の協力をしてくれた、ACM国際病院に50～80人が避難
- 町内会で車を出して避難を促した
- 取組状況
- 2年一週、情報共有、防災訓練を実施している
- 今後の課題等
- 水害と震災、両方の経験が必要と高い
- 町会や町会、両方の経験が必要と高い
- 研修会等もあっても、経験していない
- 同じく町会には、日本からの情報の差が大きい

グループ2 田町2・3丁目 江川町

- 令和元年台風19号時の状況
- 避難小屋が溢れて大変だった
- ACM国際病院との協力は必須かつ重要
- 取組状況
- 町会と自主防災組織を連携して実施している
- 今後の課題等
- 避難所運営で分断されており、災害時にどうなるかわからない、互いの話し合いが必要
- 災害発生後避難者リストの情報の共有、連絡方法
- 町会と民生委員の協力が必要

グループ3 長町1丁目 長町2・3丁目

- 令和元年台風19号時の状況
- 避難小屋、ACM国際病院の他、ラフォーレビルに車で避難した方もいた
- 避難小屋がいっぱいで、バスで中野川商業センターまで避難した方もいた
- 取組状況
- 年1回、避難所運営訓練(避難所運営)を実施
- 町会や町会と連携して実施している
- 今後の課題等
- 水害と震災の両方の経験が必要と高い
- 町会と町会との連携が必要と高い
- 町会には外国人住民が多く、町会での互いの連携の促進が必要

グループ4 堤浜 堤浜3丁目

- 取組状況
- 町会と町会と連携して実施している
- 町会と町会と連携して実施している
- 町会と町会と連携して実施している
- 今後の課題等
- 町会と町会と連携して実施している
- 町会と町会と連携して実施している
- 町会と町会と連携して実施している

「改めて重要だ」と思うこと

適切な情報発信・共有
近隣自主防災組織・地域住民との連携

防災意識の醸成
継続的な訓練の実施

大師第三地区社会福祉協議会が行っている主な事業・取組

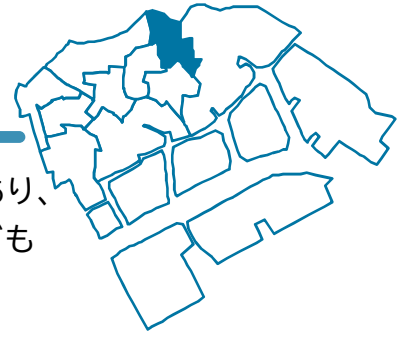
- ・地域福祉懇談会
- ・社会を明るくする運動
- ・ふれあい会食会
- ・赤い羽根共同募金活動
- ・役員研修
- ・敬老行事
- ・車イス体験
- ・福祉教育への協力
- ・子どもの食糧支援「みんなのごはん」
- ・ほほえみ元気体操 など



子どもの食糧支援「みんなのごはん」

8

大師第四地区



川崎大師平間寺の周辺を取り巻く古くからの門前町であり、川崎区役所大師支所がある地域です。大師公園など、子どもを連れて行ける通いの場が充実しています。

対象エリア

大師本町	大師町	東門前1丁目	東門前2丁目	東門前3丁目
昭和1丁目	昭和2丁目	中瀬1丁目	中瀬2丁目	中瀬3丁目
大師公園				

人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	17,300	2,714	10,974	1,909	1,703	20.9	8,320
令和2(2020)年	17,546	2,493	11,425	1,820	1,808	20.7	8,797
令和5(2023)年	17,388	2,063	11,695	1,683	1,947	20.9	9,081

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



地域の相談支援機関

子育て	地域子育て支援センター できの
高齢者	大師の里地域包括支援センター 大師中央地域包括支援センター
障害者	地域相談支援センター ふじみ 地域相談支援センター さらん

地区の詳しい情報は
ホームページ上の
「川崎区地区カルテ」を
ご覧ください。



川崎区地区カルテ

検索

※相談支援機関の詳細は、資料編の「(1)川崎区の施設案内」(102~106ページ)に掲載しています。

大師第四地区で行った主な取組

テーマ	みんなで知ろう認知症のこと
内容	認知症に対する理解を深める講座を開催するとともに、認知症になっても地域で安心して生活できる意識づくりのためのワークショップを行い、作成したリーフレットを町会や近隣の小学校に配布しました。



大師第四地区社会福祉協議会が行っている主な事業・取組

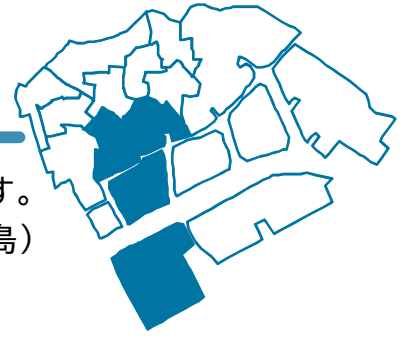
- ・地域福祉懇談会
- ・社会を明るくする運動
- ・ふれあい会食会
- ・広報紙「しあわせ」発行
- ・赤い羽根共同募金活動
- ・「福祉体験授業」への協力・支援
- ・健康体操講座の開催
- ・地域のボランティアグループの支援
- ・いこい喫茶
- ・ほほえみ元気体操
- ・敬老行事
- ・子どもの食糧支援「みんなのごはん」
- ・大師なかよしひろば など



子どもの食糧支援「みんなのごはん」

9

田島地区



臨海部の企業とともに発展した古い歴史のある地域です。川崎区役所田島支所や教育文化会館田島分館(プラザ田島)といった公的機関や福祉関連施設・拠点多く存在します。

対象エリア

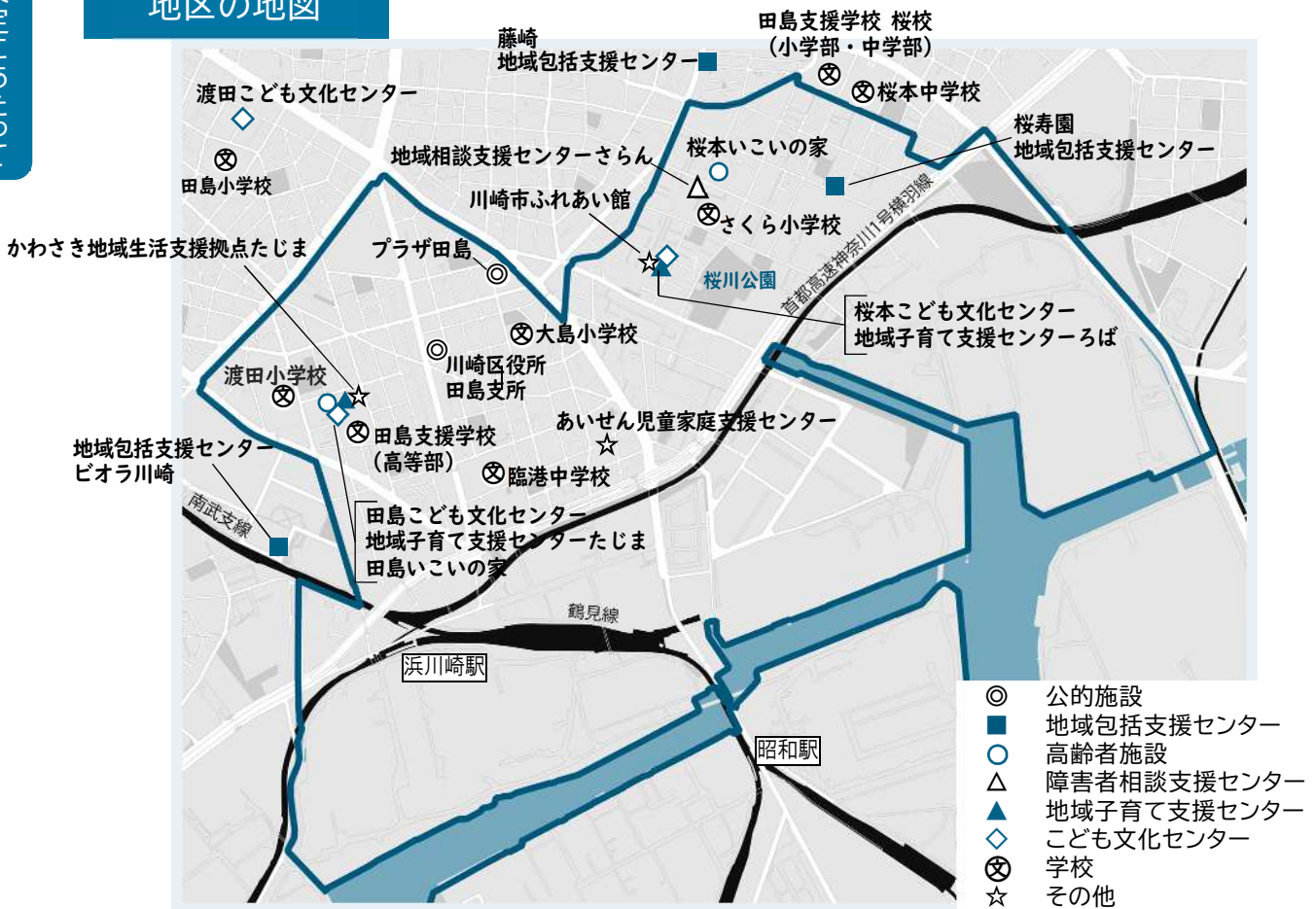
鋼管通1丁目	鋼管通2丁目	鋼管通3丁目	鋼管通4丁目	鋼管通5丁目
浜町1丁目	浜町2丁目	浜町3丁目	浜町4丁目	桜本1丁目
桜本2丁目	池上町	扇町	田島町	追分町
浅野町	南渡田町	扇島		

人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	24,810	2,726	15,742	3,373	2,969	25.6	13,187
令和2(2020)年	24,687	2,465	15,769	3,282	3,171	26.1	13,609
令和5(2023)年	23,856	2,172	15,270	3,088	3,326	26.9	13,522

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



地域の相談支援機関

子育て	地域子育て支援センター ろば 地域子育て支援センター たじま
高齢者	桜寿園地域包括支援センター
障害者	地域相談支援センター さらん

地区の詳しい情報は
ホームページ上の
「川崎区地区カルテ」を
ご覧ください。



川崎区地区カルテ

検索

※相談支援機関の詳細は、資料編の「(1)川崎区の施設案内」(102~106ページ)に掲載しています。

田島地区で行った主な取組

テーマ	「居場所」について考える
内容	地域における「居場所」や「つながり」について、関係団体と行政が意見交換を行うとともに、地域住民がどのような「居場所」を必要としているかヒアリング調査をしました。

田島地区「居場所」について考える

【令和2年度】
ヒアリング調査を行った経緯

【令和3年度】
ヒアリング調査の結果

【令和4年度】
ヒアリング調査の結果

調査結果

子ども

高齢者

子育て世代

【全体を通じて】

【地域について考える時「地区カルテ」を活用してください】

田島地区社会福祉協議会が行っている主な事業・取組

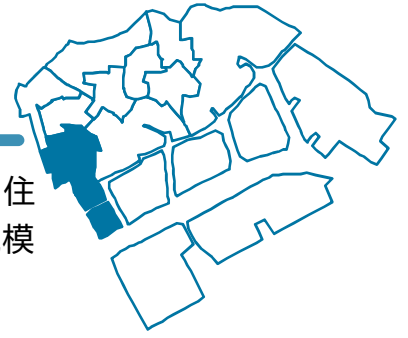
- ・地域福祉講演会
- ・社会を明るくする運動
- ・ふれあい会食会
- ・広報紙「社協田島」発行
- ・赤い羽根共同募金活動
- ・福祉のつどい
- ・カローリング大会
- ・地域福祉施設の見学会
- ・福祉教育への協力 など



カローリング大会

10

小田地区



古くからの住宅が密集している地域であり、小田公園は住民の様々な活動の場となっています。近年、工場跡地に大規模マンションが建設され、新しい住民が増えています。

対象エリア

浅田1丁目	浅田2丁目	浅田3丁目	浅田4丁目	京町3丁目
小田2丁目	小田3丁目	小田4丁目	小田5丁目	小田6丁目
小田7丁目	白石町	大川町	田辺新田	小田栄1丁目
小田栄2丁目				

人口動態

	人口(人)					高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
	地区人口	14歳以下	15~64歳	65~74歳	75歳以上		
平成29(2017)年	32,734	4,586	20,701	3,898	3,549	22.8	15,838
令和2(2020)年	32,717	4,289	20,670	3,901	3,857	23.7	16,412
令和5(2023)年	31,964	3,824	20,416	3,725	3,999	24.2	16,487

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」(各年6月末日現在)

地区の地図



地域の相談支援機関

子育て	地域子育て支援センター あさだ
高齢者	京町地域包括支援センター 地域包括支援センター ビオラ川崎
障害者	地域相談支援センター いっしょ 地域相談支援センター かわさき Life

地区の詳しい情報は
ホームページ上の
「川崎区地区カルテ」を
ご覧ください。



川崎区地区カルテ

検索

※相談支援機関の詳細は、資料編の「(1)川崎区の施設案内」(102~106 ページ)に掲載しています。

小田地区で行った主な取組

テーマ	私たちのまちをもっと住みやすい街に
内容	地域の小学校と共にあいさつ運動を展開し住民全体への周知を図ってきました。今後は住民同士のつながりを強化し見守り活動を発展させていきます。



小田地区社会福祉協議会が行っている主な事業・取組

- ・地域福祉懇談会
- ・地域福祉講演会
- ・社会を明るくする運動
- ・ふれあい会食会
- ・広報紙「小田社協」発行
- ・赤い羽根共同募金活動
- ・役員研修
- ・敬老行事
- ・あいさつ運動
- ・男性の料理教室
- ・福祉教育への協力 など



地域福祉懇談会

(3) 数字で見る川崎市

統計データやアンケート調査の結果から、川崎区の現状を見ていきます。



川崎区の特徴



1

多文化共生のまち

外国人市民が市内で最も多く住んでいる区です。特に区役所管内では全人口の9.9%が外国人市民となっており、様々な国籍の人が暮らしています。

2

ひとり暮らしが多いまち

1世帯に住む人の数は平均で1.83人であり、市内で最も少なくなっています。核家族化やひとり暮らし世帯の増加等に伴い、1世帯当たり人員は減少傾向が続いています。

3

高齢者が多いまち

65歳以上の人口割合が市内で2番目に高くなっています。また、ひとり暮らし高齢者の数が市内で最も多く、男性の割合が多いことも特徴の1つです。

4

昼間人口が多いまち

市内で唯一、夜間人口より昼間の人口が多い区であり、事業所等への勤務などで日中を川崎区で過ごす人が多くいます。また、自宅も職場も川崎区内という就業者が半数を超えています。

5

地区ごとに特徴があるまち

川崎区は10の地域ケア圏域に分かれています。子ども・高齢者の割合や外国人市民の人口、ひとり親の数などは地区ごとに異なり、各地区にそれぞれ特徴があります。

1

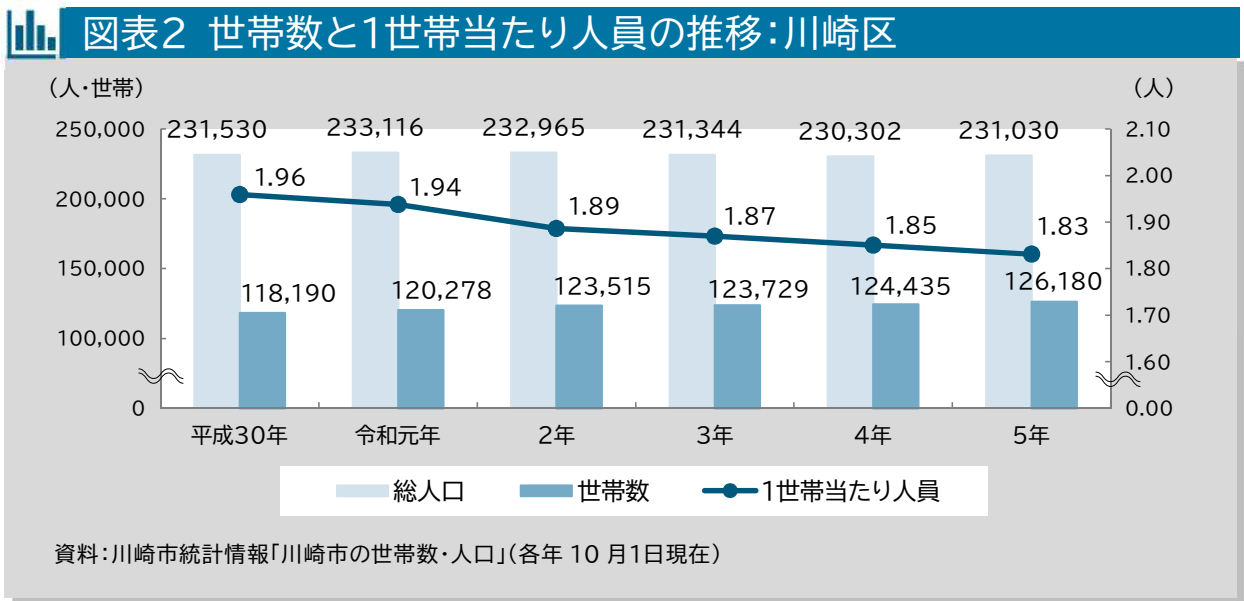
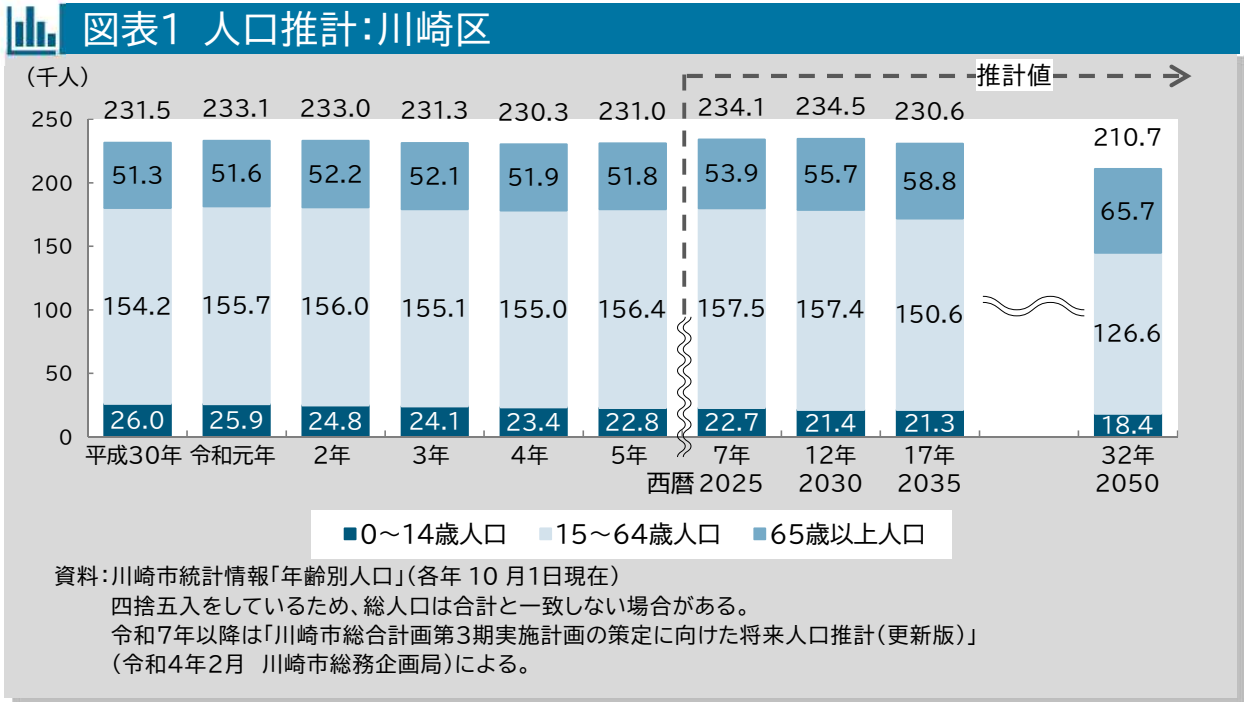
人口・世帯



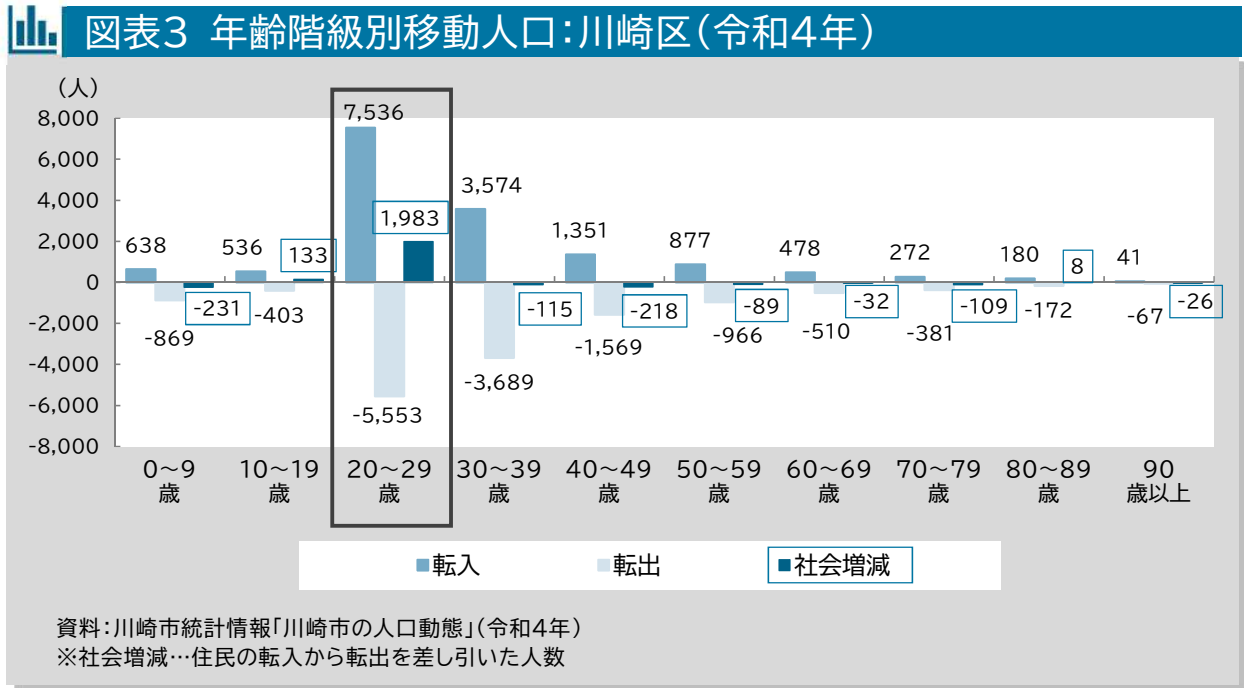
川崎区の人口は平成30(2018)年から230,000人程度で推移し、令和5(2023)年10月には231,030人となっています。

将来人口は、令和12(2030)年をピークに減少過程に移行しますが、65歳以上人口は令和32(2050)年まで増加を続けると推計されています。【図表1】

世帯数は令和5(2023)年10月には126,180世帯まで増加し、1世帯当たり人員は1.83人となっており、減少傾向が続いています。【図表2】



令和4(2022)年の転出入の状況は転入・転出ともに20歳代が最も多く、約2,000人の転入超過となっています。また、65歳以上の転出超過数は市内で最も多く177人となっています。【図表3】



コラム 3

がいこくじんしみん あんしん く かわさきく
外国人市民も安心して暮らせる川崎区へ
 ～区役所での多言語案内、通訳・翻訳支援～

区役所を利用する外国人市民の利便性向上や、来庁理由を適切に把握して担当窓口を引き継ぐことなどを目的として、川崎区役所では総合案内に英語・中国語に対応できる人材を配置し、窓口案内や相談対応を行っています。また、「翻訳アプリ」や「川崎市国際交流協会の外国人相談窓口につながるタブレット端末」などを活用し、英語・中国語以外の言語についても対応しています。

このほか、保育園等の入所相談や新生児訪問、乳幼児健診などの際、子育て支援機関からの申請により、日本語に不慣れな子どもと保護者に対する通訳・翻訳の支援を行っています。通訳・翻訳を行うのは登録いただいたボランティアですが、区主催の交流会等により、区内の子育てに関する情報提供やボランティア同士での情報交換を行うことで、地域の実情に合った支援につなげています。



かわさきく す がいこくじんしみん かた
 川崎区に住んでいる外国人市民の方へ
 かわさきくほーむぺーじ
 (川崎区ホームページ)

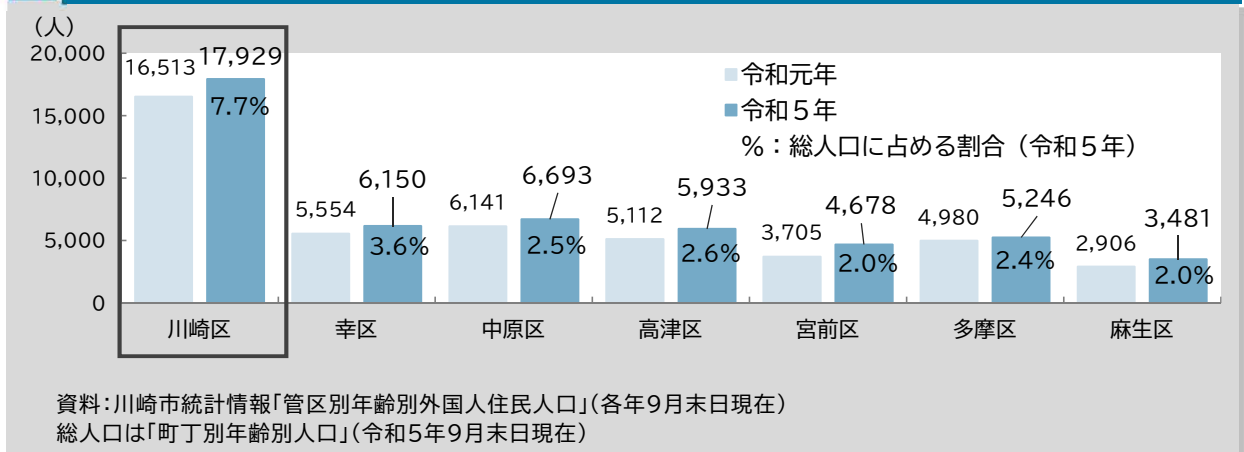


2 多文化共生



外国人市民人口は、令和5(2023)年9月末は17,929人となっており、令和元(2019)年9月末の16,513人から約1,400人の増加となっています。総人口に占める割合は市内で最も高く、7.7%となっています。【図表4-1】

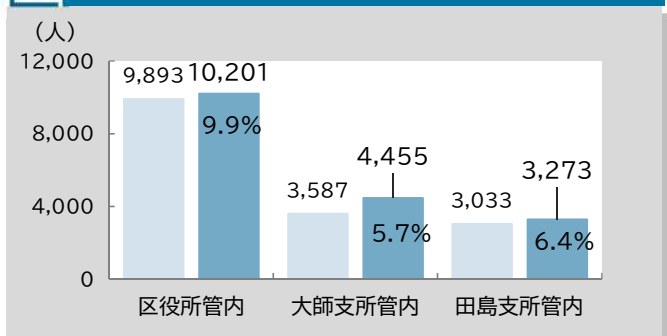
図表4-1 外国人市民人口の推移と総人口に占める割合：区別



特に区役所管内では総人口の9.9%と高い割合になっています。【図表4-2】

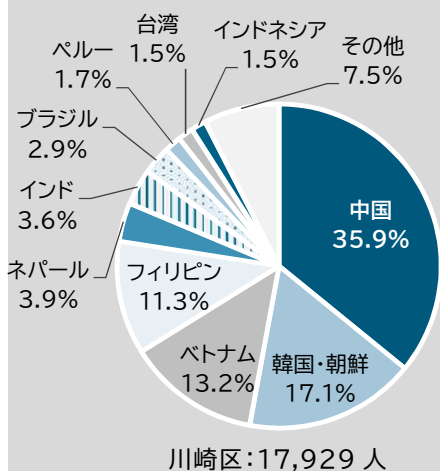
また、アジアをはじめとして様々な国籍を持つ人が住んでいます。【図表5-1、5-2】

図表4-2 川崎区地区別



図表5 外国人市民の国籍別人口：川崎区(令和5年)

図表5-1 国籍別人口割合



図表5-2 地区別国籍別人口

単位：人

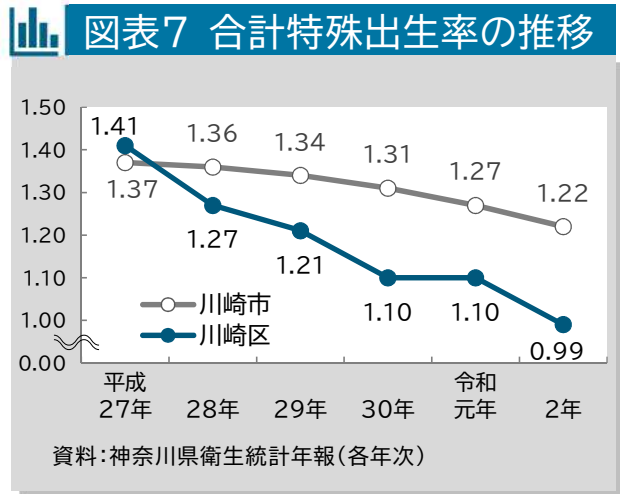
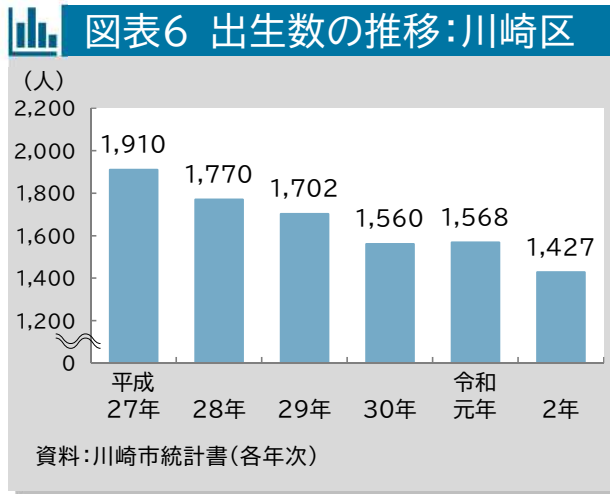
	区役所管内	大師支所管内	田島支所管内
中国	4,550	1,233	韓国・朝鮮 1,069
韓国・朝鮮	1,337	ベトナム 900	中国 647
ベトナム	1,080	韓国・朝鮮 652	フィリピン 506
フィリピン	918	フィリピン 604	ベトナム 393
インド	593	ブラジル 238	ブラジル 185
ネパール	550	ネパール 125	ペルー 100
台湾	195	インドネシア 111	インドネシア 84
その他	978	その他 592	その他 289
計	10,201	計 4,455	計 3,273

資料：川崎市統計情報「外国人国籍地域別統計」(令和5年9月末日現在)

3 子育て

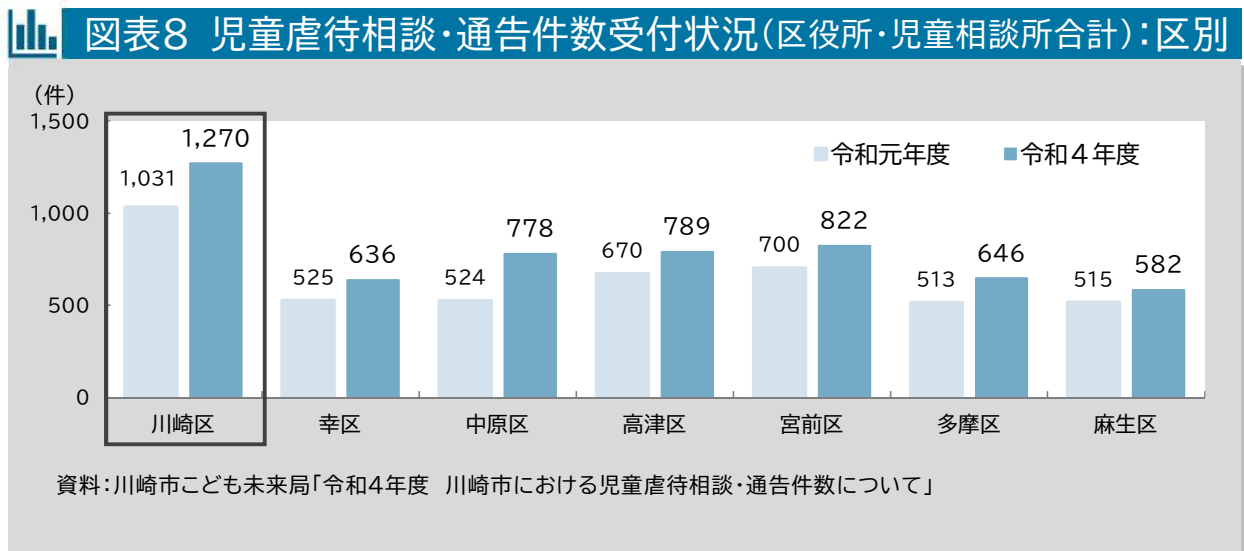


出生数、合計特殊出生率*ともに減少、低下傾向にあり、令和2(2020)年の合計特殊出生率は市の1.22を下回り、0.99となっています。【図表6, 7】



★合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

令和4(2022)年度の児童虐待相談・通告件数は、1,270件となっており、令和元(2019)年度から239件増加しています。【図表8】

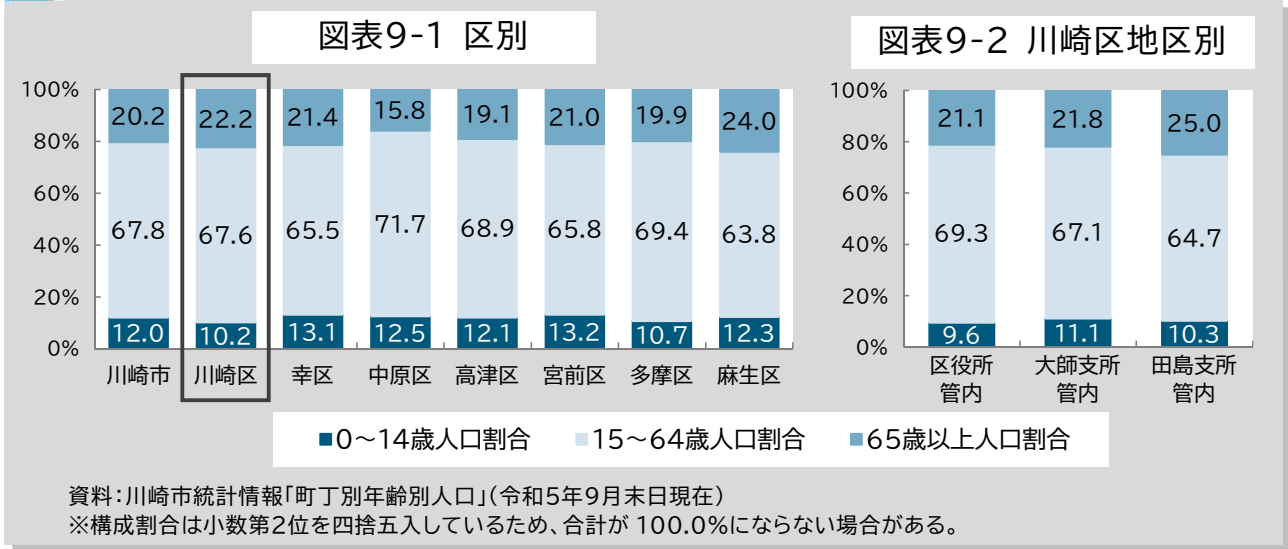


4 高齢者



65歳以上の高齢者人口の割合は市内で2番目に高く、令和5(2023)年9月末には22.2%となっています。3地区別に見ると、田島支所管内の高齢化率が25.0%と最も高く、約4人に1人が高齢者となっています。【図表9-1, 9-2】

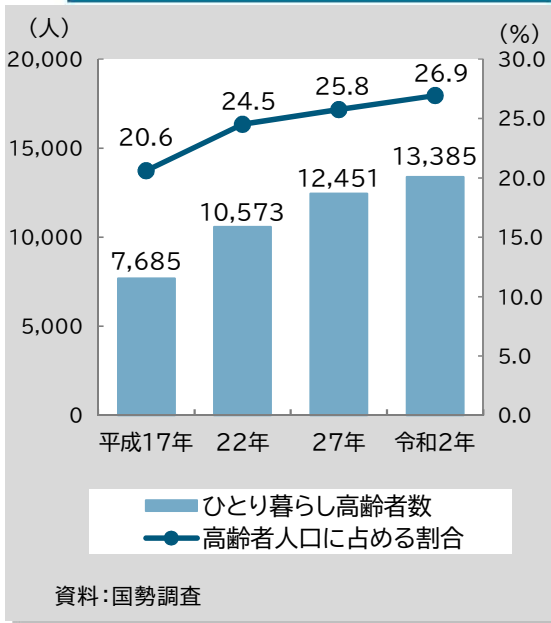
図表9 年齢3区分別人口構成: 区別・川崎区地区別(令和5年)



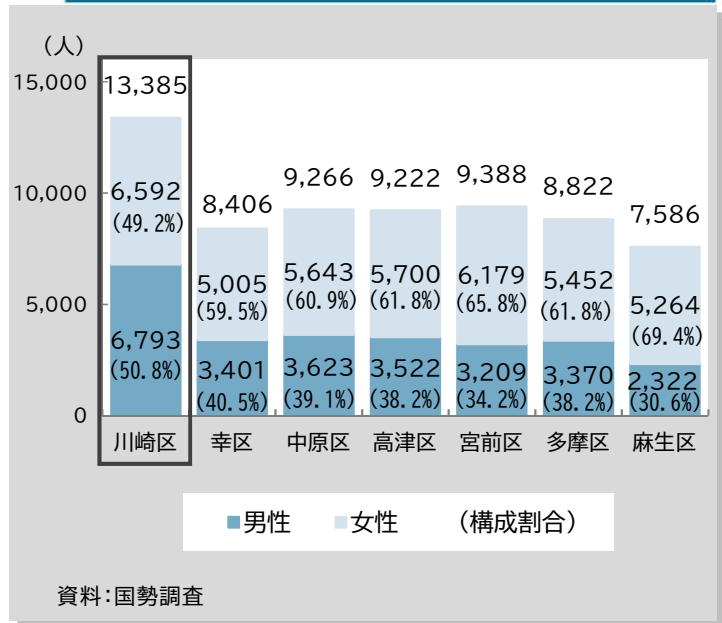
令和2(2020)年の国勢調査では、川崎区のひとり暮らし高齢者数は13,385人と市内で最も多く、高齢者人口の26.9%となっています。【図表10】

また、他区と比べて、男性のひとり暮らし高齢者の割合が高くなっています。【図表11】

図表10 ひとり暮らし高齢者数の推移:川崎区



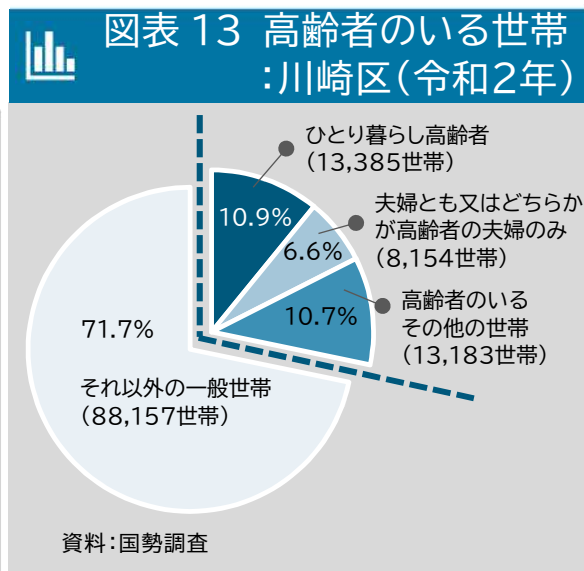
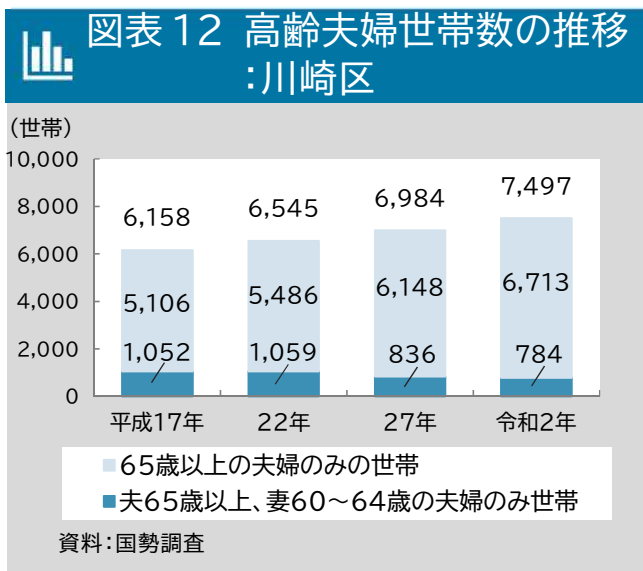
図表11 ひとり暮らし高齢者の男女別構成:区別(令和2年)



第1章 川崎区地域福祉計画策定にあたって

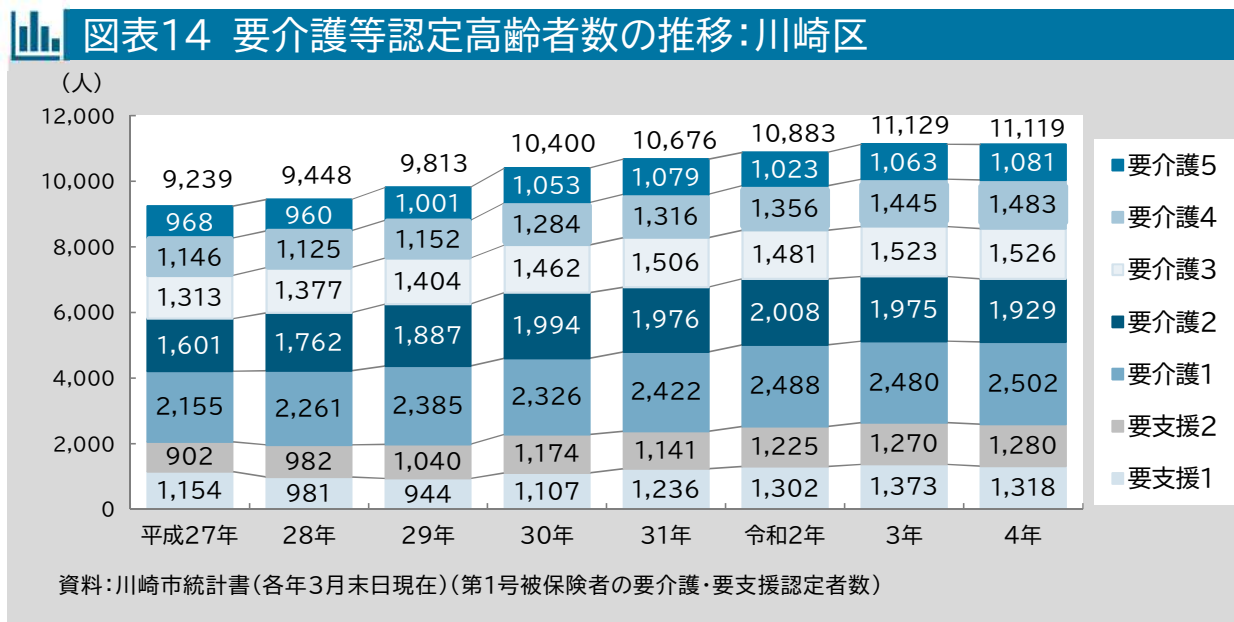
令和2(2020)年の国勢調査では、川崎区の高齢夫婦世帯★数は7,497世帯で、平成17(2005)年から1,339世帯増加しています。【図表12】

また、一般世帯(122,879世帯)のうち、65歳以上の高齢者のいる世帯は34,722世帯で、約28%を占めています。【図表13】



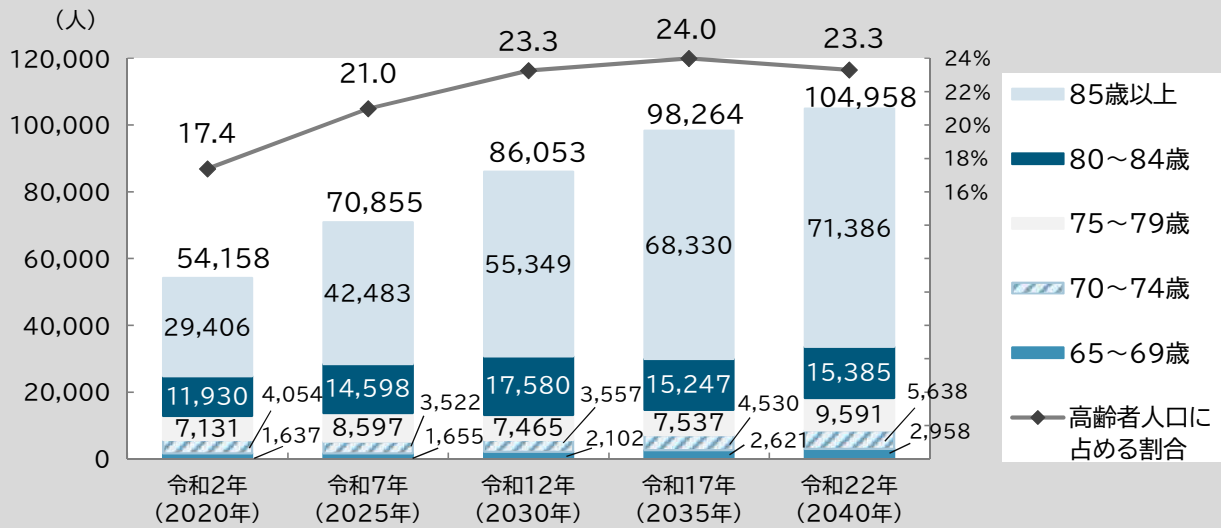
★高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

介護保険の要介護・要支援認定高齢者数はおおむね増加傾向にあり、令和4(2022)年3月末時点で11,119人となっています。【図表14】



本市の認知症高齢者数は、令和7(2025)年に7万人を超え、市の高齢者の約5人に1人が認知症であると推計しています。【図表15】

図表15 【参考】認知症高齢者数の推計:市



※資料:「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)から作成

※この推計は、令和2年国勢調査をベースに、本市総務企画局が令和4年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に認知症有病率を乗じて算出したものであり、認知症有病率に軽度認知障害(MCI)は含まれない。

コラム
4

身近な人が認知症になったら
～認知症サポーター～

「自分が、家族が、身近な仲間が…」自分や大切な人が認知症になることを想像してみましょう。認知症になると「できなくなること」が注目されがちですが、認知症の多くは進行性であり、早期に気づくことで進行を遅らせ、将来のために備えることができます。認知症になっても、ちょっとしたサポートがあれば「これまで通りできること」もあります。

認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援するのが「認知症サポーター」です。認知症サポーターになるための養成講座は区役所で開催しているほか、地域の集まり、学校、企業等に講師が出向いて実施することもできます。認知症は誰もがなる可能性のある病気です。身近な人が認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、認知症サポーターとして家族や地域を見守ってみませんか？



ロバ隊長

認知症サポーターを養成する活動「認知症サポーターキャラバン」のマスコットキャラクター。「ロバのように、急がず一歩一歩着実に進んでいこう」という意味が込められています。

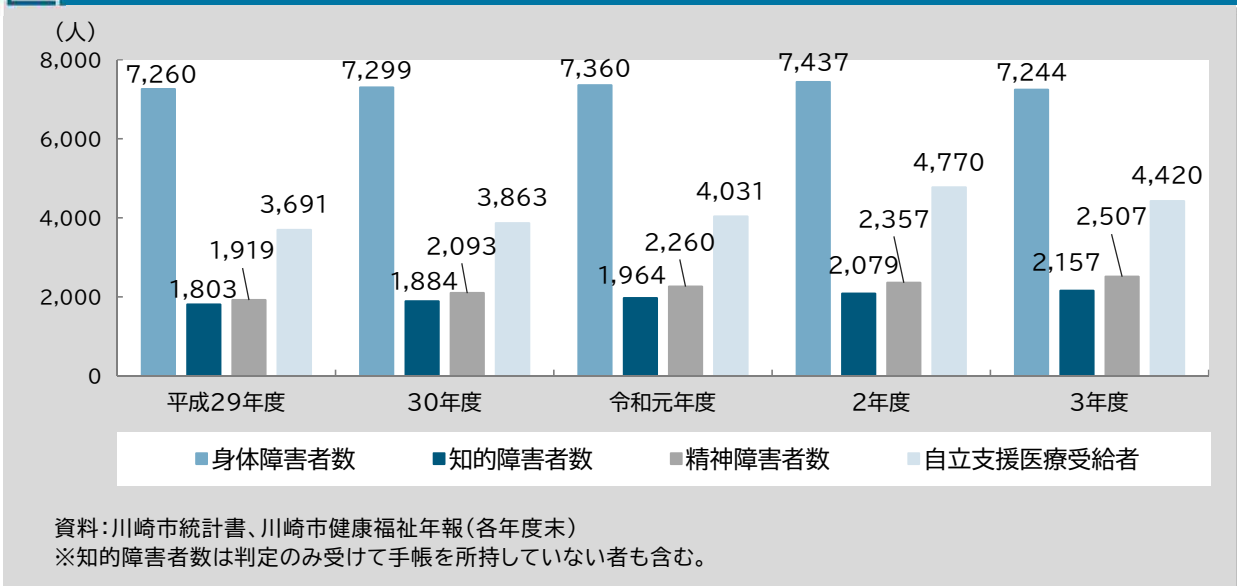


5 障害者



障害者数は、令和3(2021)年度末で身体障害者手帳所持者数が7,244人、知的障害者数*が2,157人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が2,507人、自立支援医療(精神通院医療)*受給者数は4,420人となっています。知的障害者数、精神障害者数は増加傾向にあります。【図表16】

図表16 障害者数の推移:川崎区



★自立支援医療(精神通院医療):精神疾患のために継続的な通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です(ただし所得制限があります)。

コラム 5

地域の身近な相談相手 ～民生委員児童委員～

民生委員児童委員は、地域の皆さんの安全・安心な暮らしを支えているボランティアです。「ひとりでの子育て、つらいな」、「親の介護、疲れたな」、「隣のおじいさん、最近見ないけど大丈夫かな」など、日常生活での困りごとや心配ごとに対する身近な相談相手であり、「つなぎ役」として、その人に合った支援先を紹介しています。

こうした活動を子どもたちにも知ってもらうため、川崎区民生委員児童委員協議会では、地域の小学生が民生委員児童委員の活動を体験する「子ども民生委員」の取組を行っています。活動に参加して民生委員児童委員への理解を深めるとともに、様々な人と出会うことで、地域共生社会について考えるきっかけになっています。

参加した小学生の声



子ども民生委員をやって、いろいろな人と関わってみたいと思い参加しました。最初は緊張したけど、自分で作ったクリスマスツリーとメッセージカードをプレゼントして喜んでくれたのが嬉しかったし、おじいちゃん・おばあちゃんとおしゃべりできて楽しかったです。



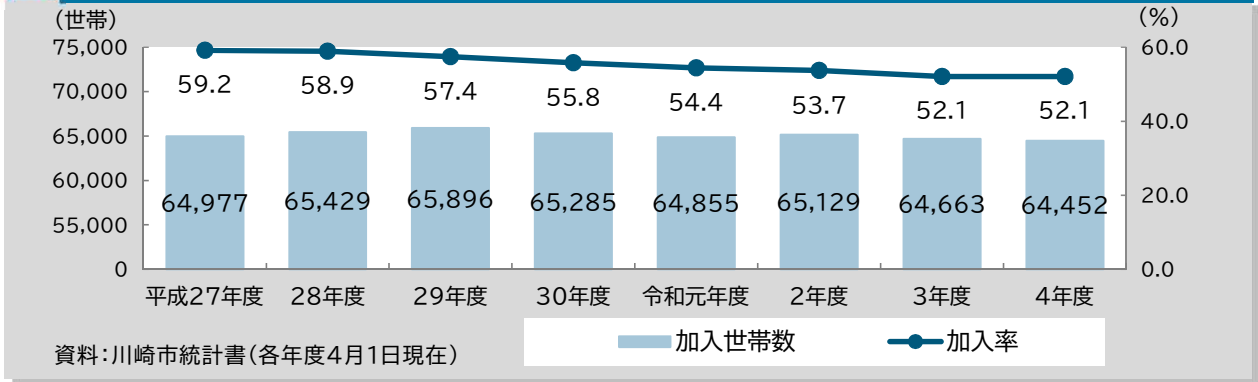
6

地域活動



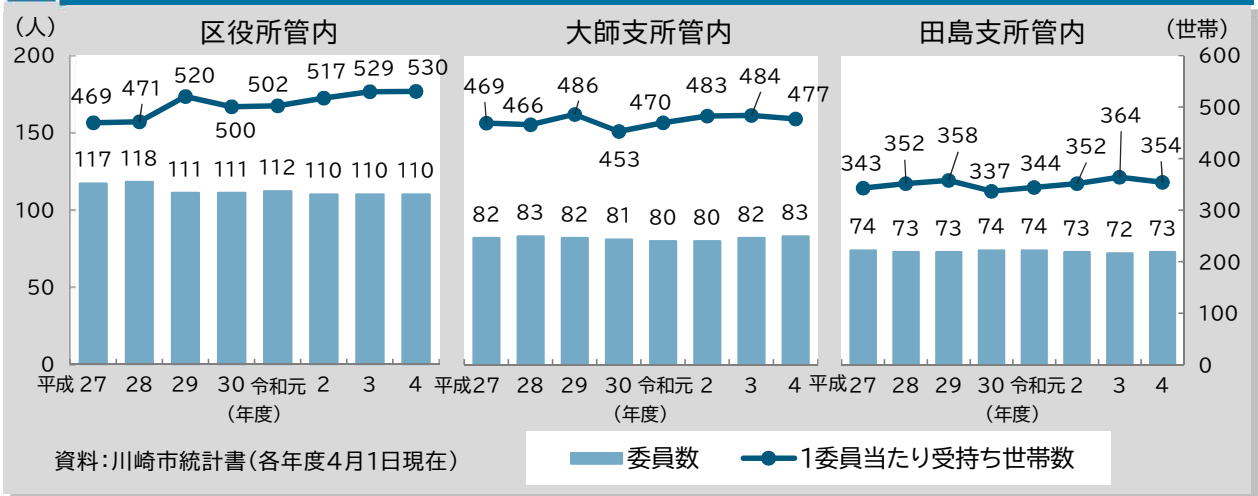
町内会・自治会等への加入率は低下傾向にあり、令和4(2022)年度は加入率52.1%となっています。【図表17】

図表17 町内会・自治会等加入状況の推移:川崎市



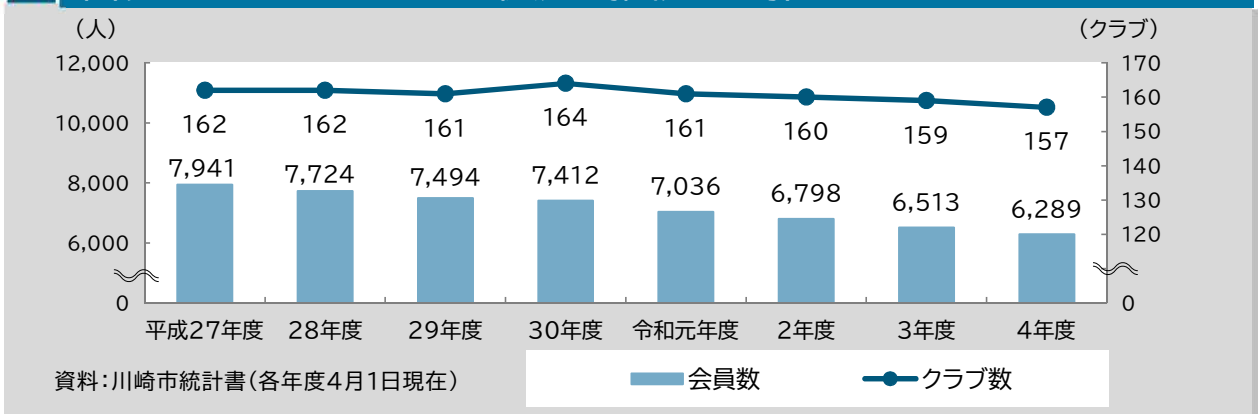
民生委員児童委員の1委員当たり受持ち世帯数は、区役所管内で増加傾向となっています。【図表18】

図表18 民生委員児童委員の受持ち世帯数の推移:川崎区地区別



高齢者が増加している一方で、老人クラブの会員数は減少傾向となっています。【図表19】

図表19 老人クラブ加入状況の推移:川崎区



7

安全・安心



令和4(2022)年の交通事故発生件数は573件と、市内で最も多くなっています。そのうち自転車関係事故は244件と全事故の42.6%を占め、前年より32件の増加となっています。【図表20】

図表20 自転車関係事故発生件数:区別(令和4年)

		単位:件						
		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
全事故		573	279	274	407	356	373	330
自転車事故		244	107	104	119	78	122	91
対前年増減数		+32	+7	+13	-21	+8	-48	+23
構成率		42.6%	38.4%	38.0%	29.2%	21.9%	32.7%	27.6%

資料:神奈川県「市区町村別自転車関係事故発生状況」

「令和元年東日本台風(台風第19号)」は神奈川県を通過し、多くの地点で記録的な大雨となり、市にも甚大な被害をもたらしました。川崎区でも床上・床下浸水を合わせて100棟以上の被害となりました。【図表21】

図表21 住家浸水被害発生状況:川崎区

		単位:棟									
		平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	合計
床上		0	28	0	14	0	0	83	0	0	125
床下		10	22	0	35	0	0	29	0	0	96

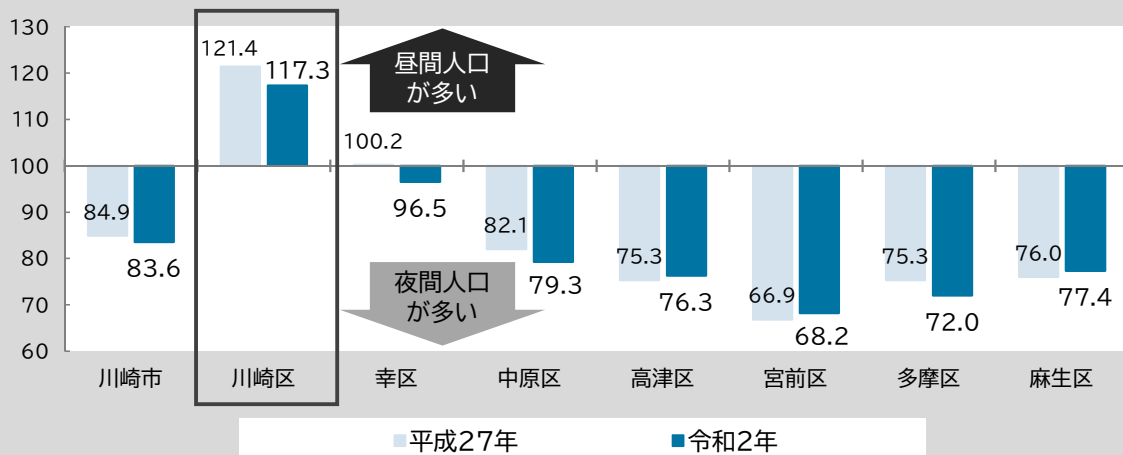
資料:川崎市危機管理本部危機管理部「川崎市の災害概要」
※令和元年度については、発行済みの罹災証明書の件数単位



令和2(2020)年の国勢調査では、夜間人口100人当たりの昼間人口を示す昼夜間人口比率は、川崎市は117.3と市内で唯一100を超え、昼間人口が夜間人口を上回っています。【図表22】

図表22 昼夜間人口比率:区別

	令和2年		昼夜間人口比率 ②÷①×100	
	①夜間人口(人)	②昼間人口(人)	平成27年	令和2年
川崎市	1,538,262	1,285,285	84.9	83.6
川崎区	232,965	273,373	121.4	117.3
幸区	171,119	165,154	100.2	96.5
中原区	263,683	208,997	82.1	79.3
高津区	234,328	178,786	75.3	76.3
宮前区	233,728	159,518	66.9	68.2
多摩区	221,734	159,672	75.3	72.0
麻生区	180,705	139,785	76.0	77.4



資料:令和4年版 川崎市統計データブック(国勢調査)

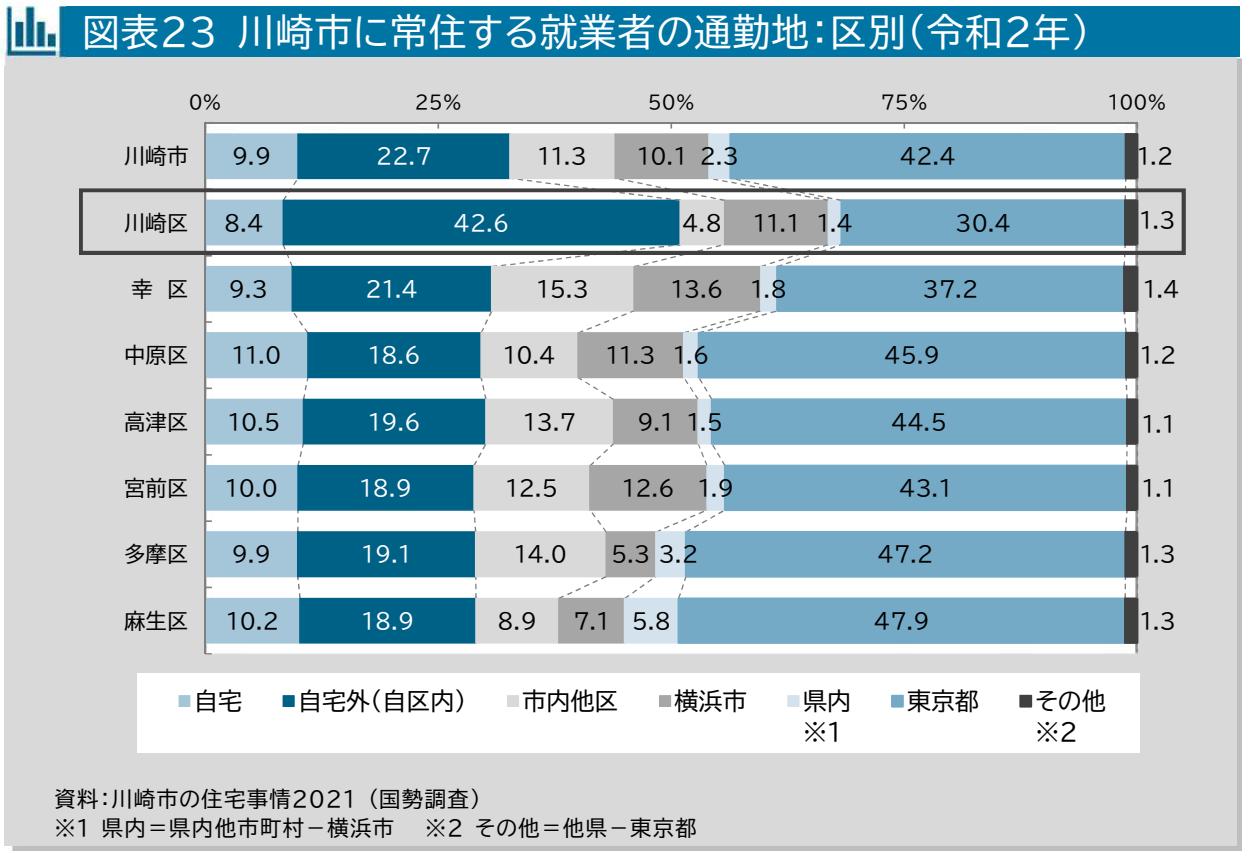
※①夜間人口(常住地による人口):調査時に調査の地域に常住している人口

②昼間人口(従業地・通学地による人口):従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口で、買物客など移動については考慮していない。

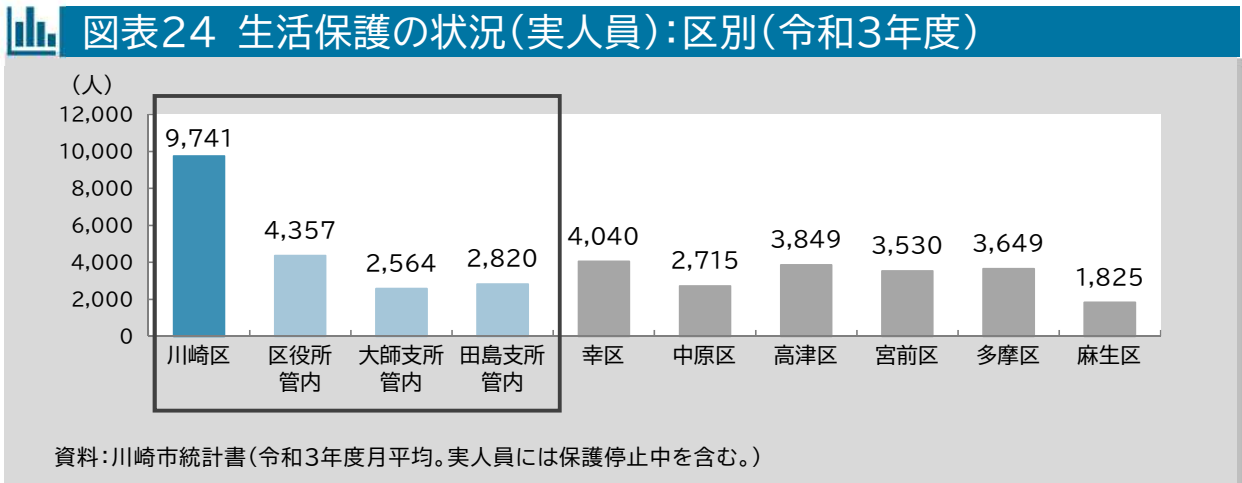
昼間人口=夜間人口-通勤や通学で出ていく人口(流出人口)+入ってくる人口(流入人口)

※総務省の公表した「平成27年国勢調査に関する不詳補完結果」及び「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」による。

令和2(2020)年の国勢調査では、川崎市に住んでいる就業者の通勤地は、自宅と自区内を合わせると5割を超え、仕事の場と生活の場が一致している典型的な「職住一致型」となっています。【図表23】



令和3(2021)年度の生活保護★を受けた人の数は9,741人と、市内で最も多くなっています。【図表24】



★生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

9

地区ごとの統計データ

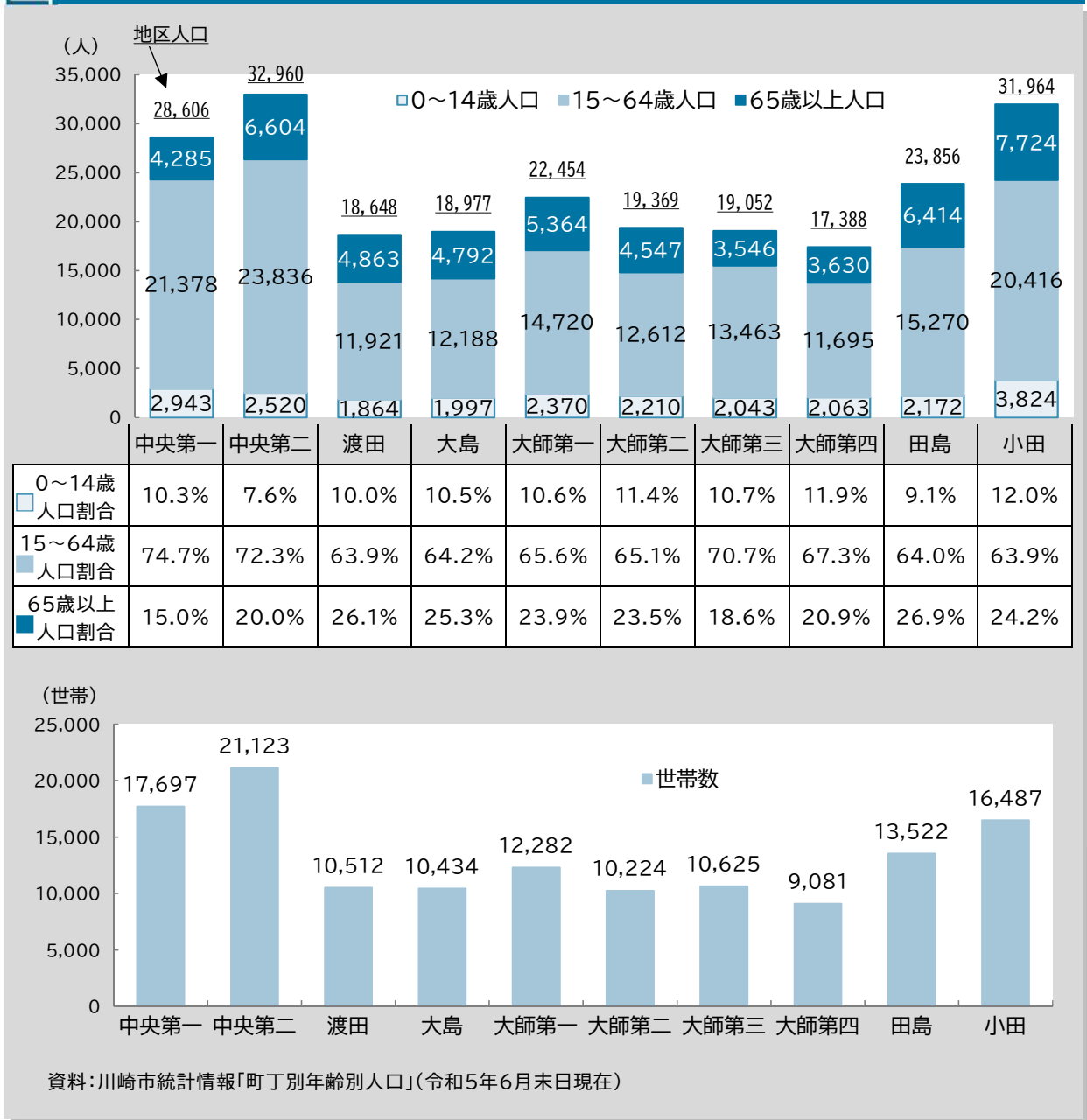


令和5(2023)年6月末現在、川崎市の人口は1,528,918人、世帯数は787,030世帯、川崎区の人口は233,274人、世帯数は131,987世帯です。

川崎区のうち、地区人口が最も多いのは中央第二地区、次いで小田地区となっています。0~14歳人口割合は小田地区が31,964人中3,824人で12.0%と最も高く、65歳以上人口割合は田島地区が23,856人中6,414人で26.9%と最も高くなっています。

川崎区のうち、世帯数が最も多いのは中央第二地区、次いで中央第一地区となっています。【図表25】

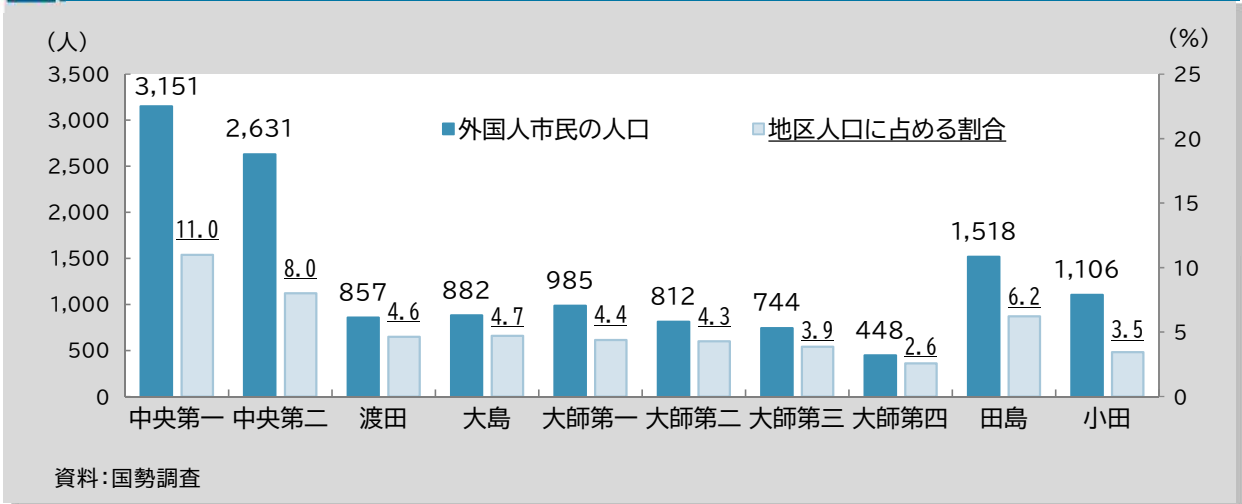
図表25 人口と世帯数(令和5年)



令和2(2020)年現在、川崎市の外国人市民の人口は38,482人、川崎区は13,134人です。

川崎区のうち、外国人市民の人口が最も多いのは中央第一地区で、地区人口に占める割合は11.0%となっています。【図表26】

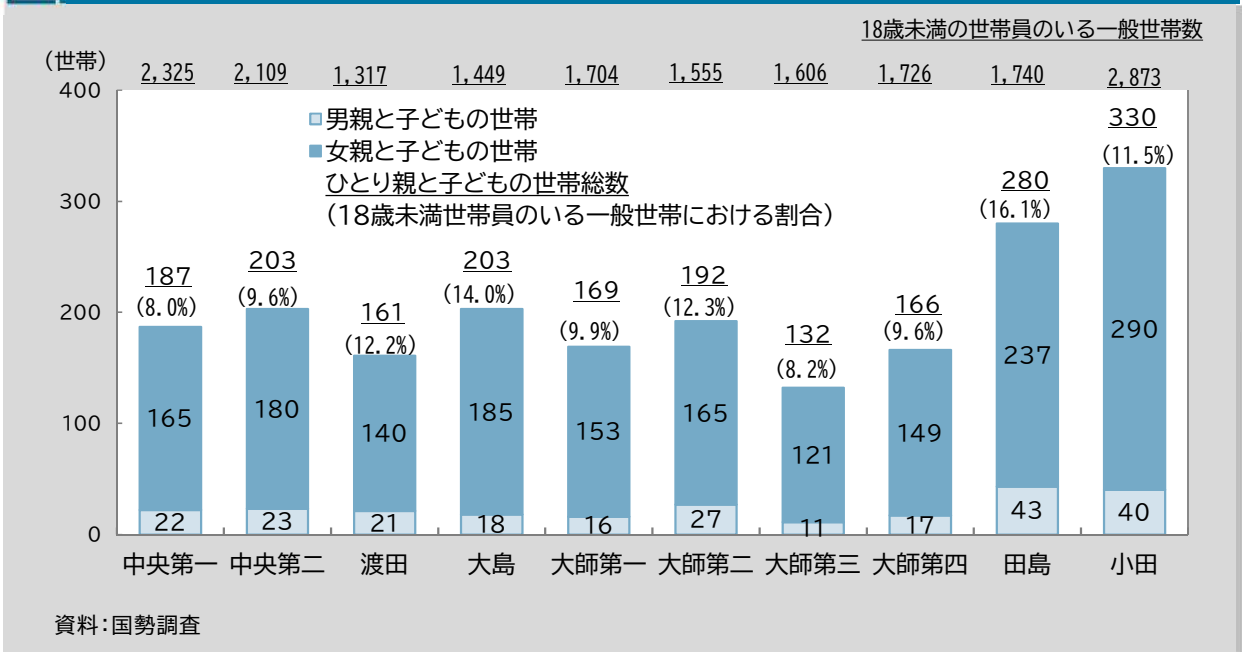
図表26 外国人市民の人口(令和2年)



令和2(2020)年現在、川崎市のひとり親と18歳未満の子どもから成る世帯数は11,560世帯、川崎区は2,023世帯です。

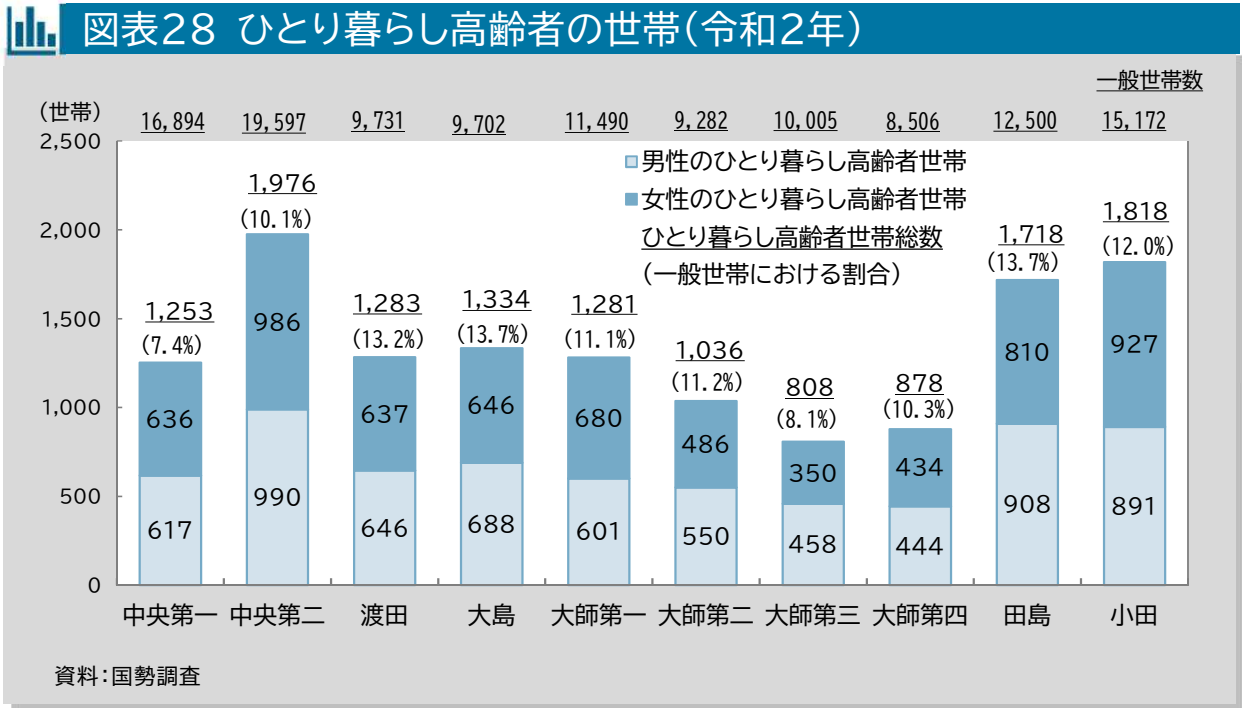
川崎区のうち、ひとり親と18歳未満の子どもから成る世帯が最も多いのは小田地区、次いで田島地区となっています。18歳未満の世帯員のいる一般世帯に占める割合は田島地区が1,740世帯中280世帯で16.1%と最も高くなっています。【図表27】

図表27 ひとり親と子ども(18歳未満)の世帯(令和2年)



令和2(2020)年現在、川崎市のひとり暮らし高齢者世帯数は66,075世帯、川崎区は13,385世帯です。

川崎区のうち、ひとり暮らし高齢者世帯が最も多いのは中央第二地区、次いで小田地区となっています。一般世帯に占める割合は田島地区が12,500世帯中1,718世帯、大島地区が9,702世帯中1,334世帯で13.7%と最も高くなっています。【図表28】



コラム 6

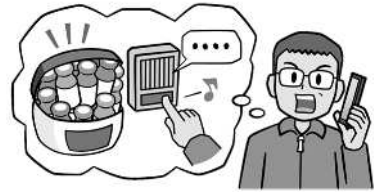
身近な見守り広がっています
～地域見守りネットワーク事業～

川崎市では、民間事業者と連携し、配達や配送など日常の業務の中で住民の異変に気づいた場合に、事業者から区役所に連絡をもらう見守り活動を行っています。地域全体で見守る体制を確保し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しています。

※市内登録事業者: 訪問型66社、店舗型21社(令和5年10月1日現在)

協力事業者の声

ご注文の商品を決まった曜日・時間に同じ担当者が届け、お客様と対面で商品を手渡しすることで、変化にいち早く気づきます。宅配を通じて、皆様の健康に寄り添っています。



10 第6回地域福祉実態調査の主な結果

地域における生活課題を明らかにし、第7期地域福祉計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として実施した調査です。

【川崎区での実施状況】

対象者	18歳以上の区内在住者1,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和4(2022)年11月～令和4(2022)年12月
有効回収数	303人

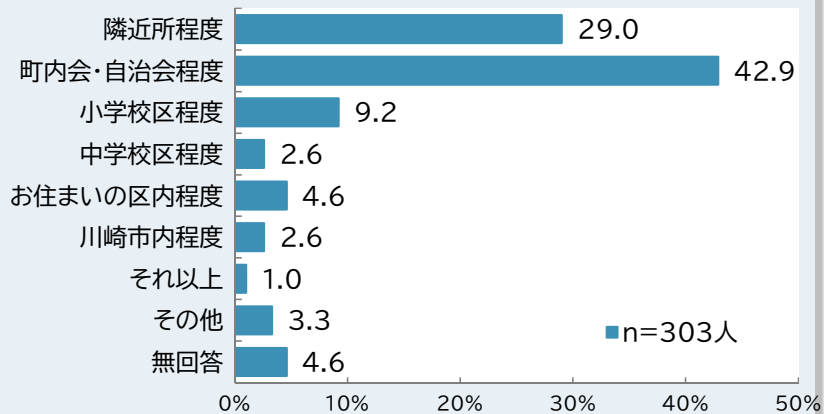
地域での活動

※選択肢の一部を簡略化している。

Q 1 助け合いをすることができる「地域」の範囲はどの程度？



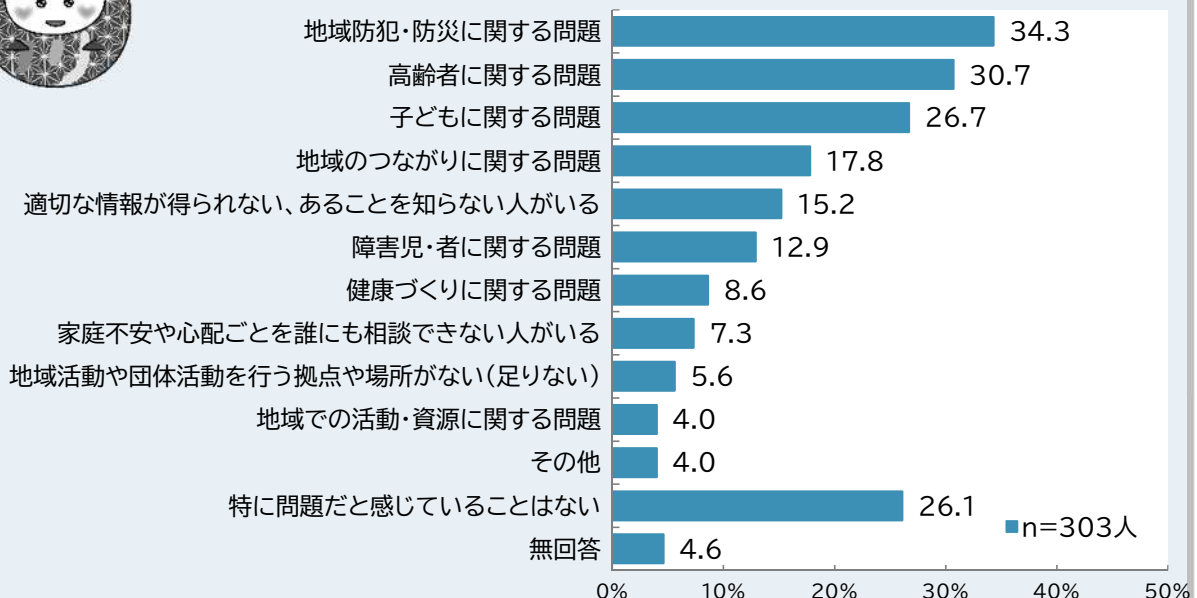
「町内会・自治会程度」が約4割、「隣近所程度」が約3割



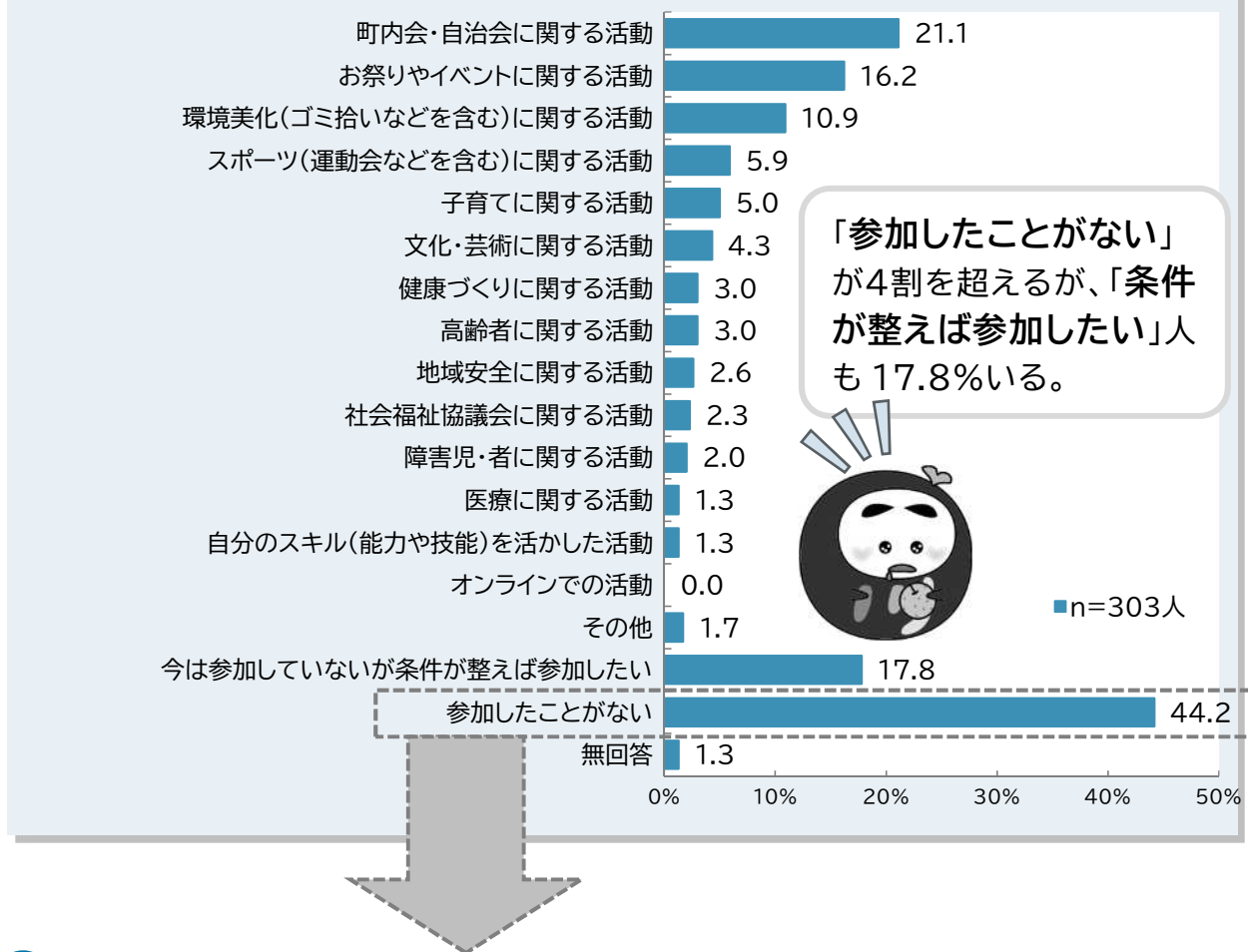
Q 2 その「地域」での生活で問題だと感じることは？(複数回答)



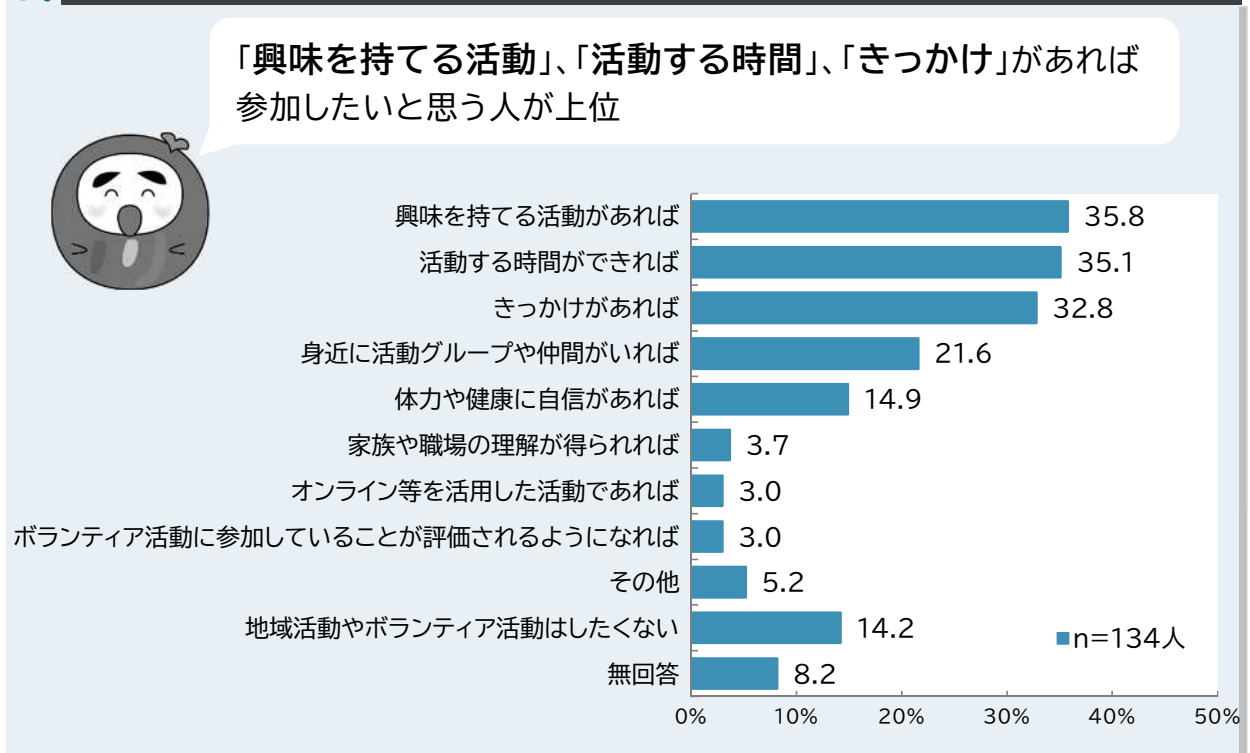
「地域防犯・防災」、「高齢者」に関する問題が3割を超える。



Q 3 参加したことがある地域活動やボランティア活動は？(複数回答)



Q 4 どのような状況になれば参加したいと思うか(複数回答)



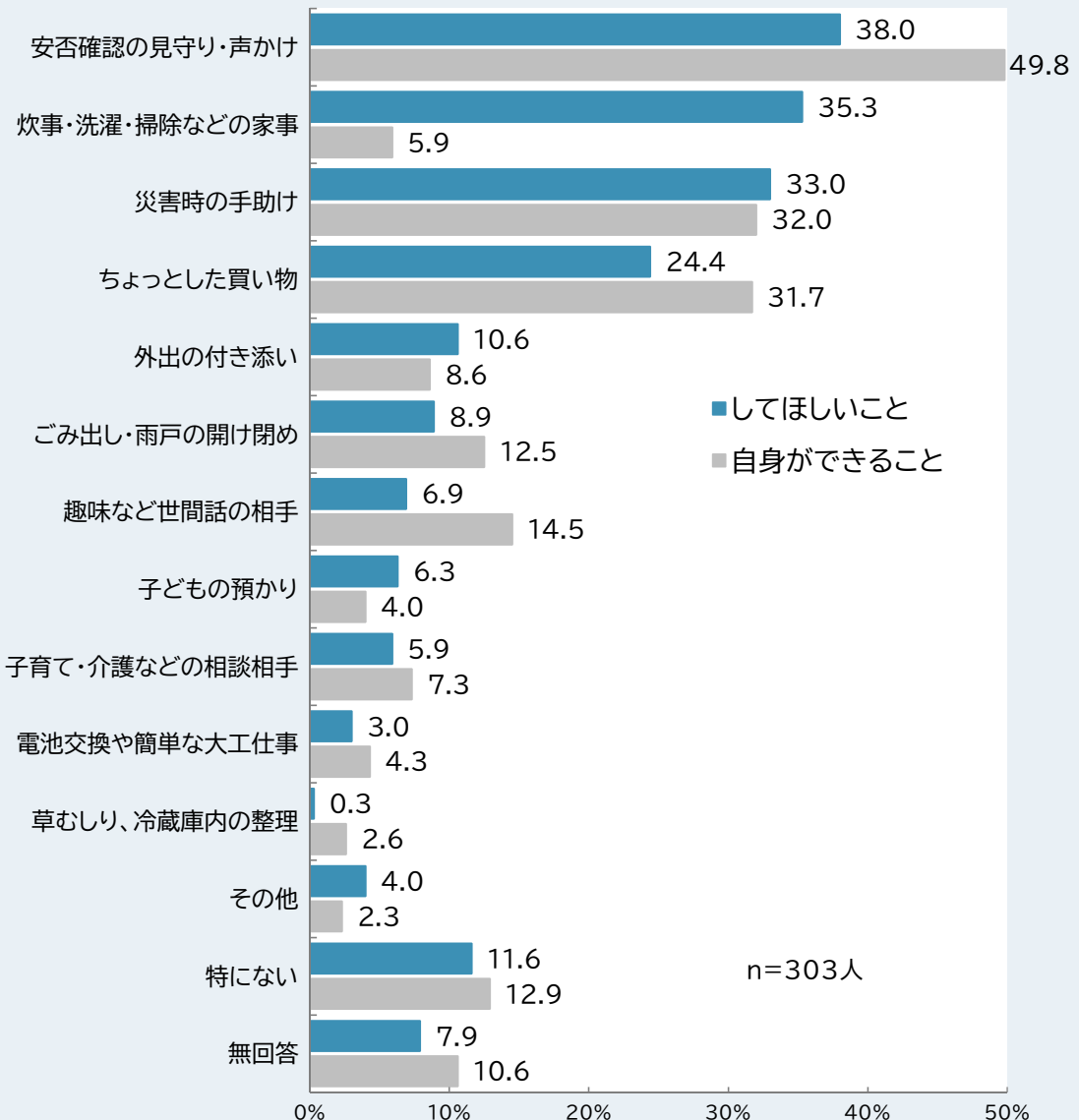
安全・安心

Q 5 日常生活が不自由になったとき、地域の人に手助けしてほしいことは？ (3つまで)

Q 6 地域の人が安心して暮らせるよう、地域の支え合いとして、自身ができることは？ (3つまで)



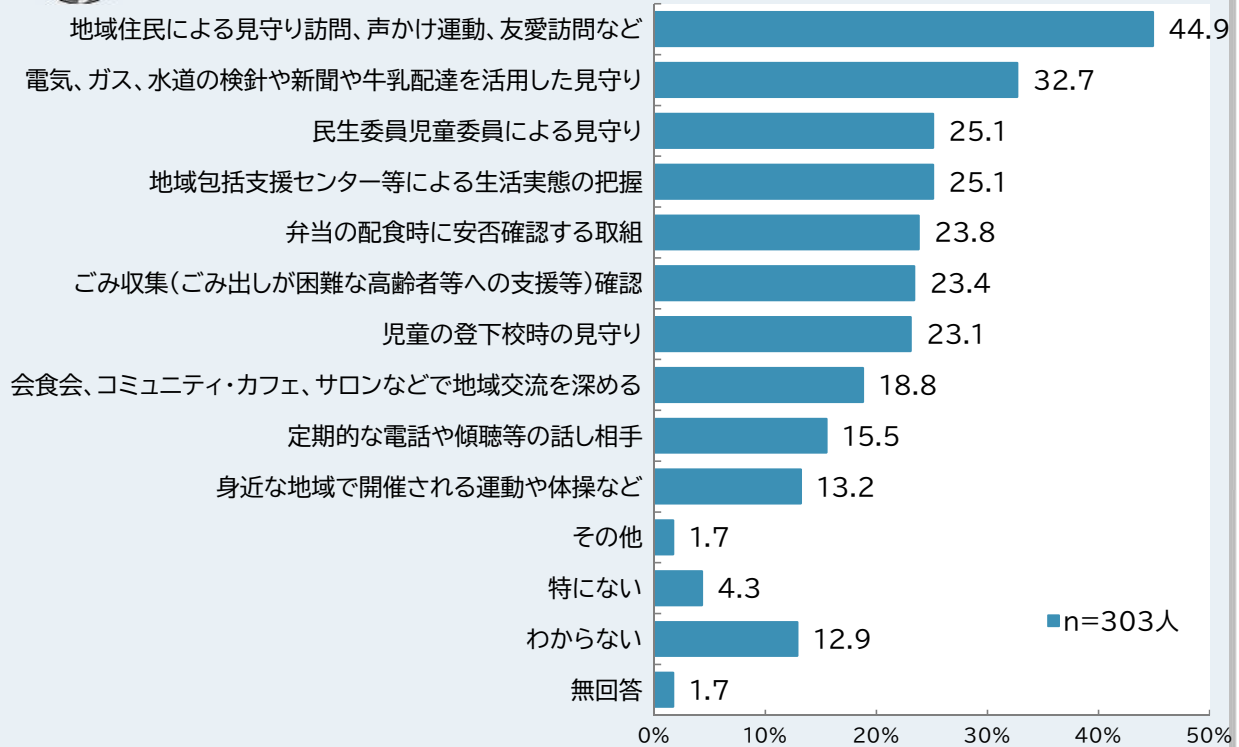
してほしいこと・できることともに「安否確認の見守り・声かけ」が最も多い。
一方、「炊事・洗濯・掃除などの家事」は、してほしい人が3割以上に対して、できる人が5.9%



Q 7 地域での見守りの取組として、有効だと思うのは？(5つまで)



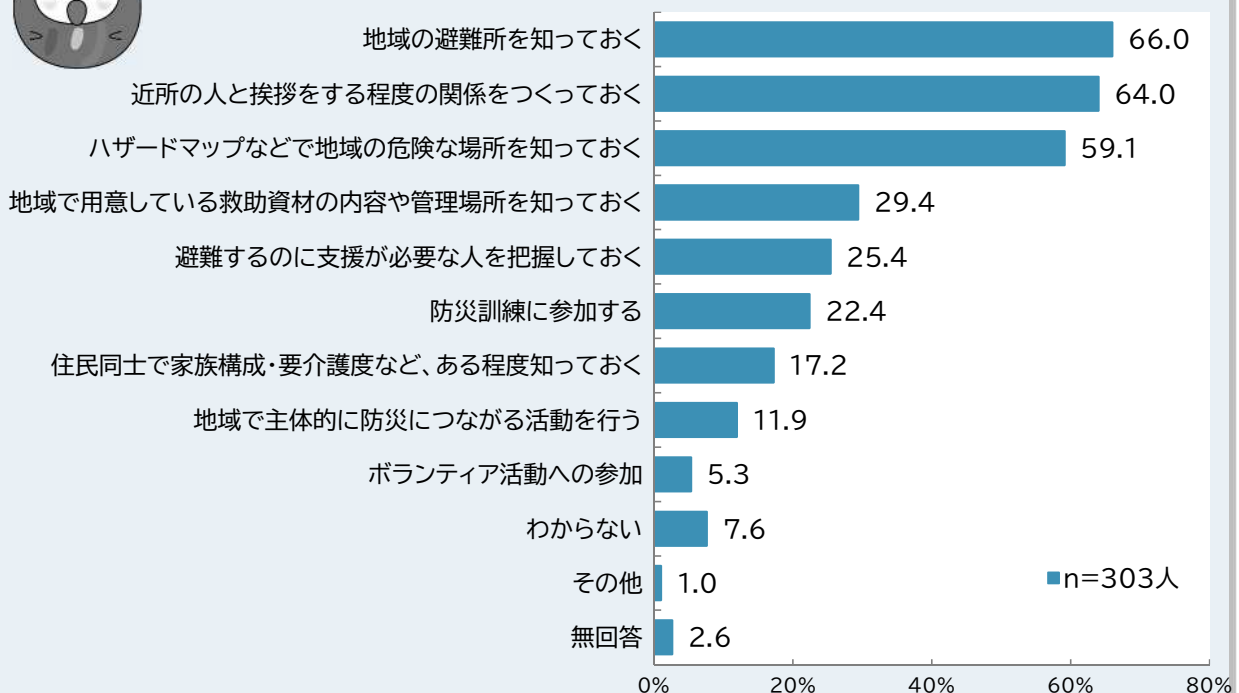
「地域住民による見守り訪問、声かけ運動など」が最も多い。



Q 8 大規模災害が発生すると重要となる、地域住民同士での助け合いのために、普段からどのような活動をする必要があるか？(複数回答)

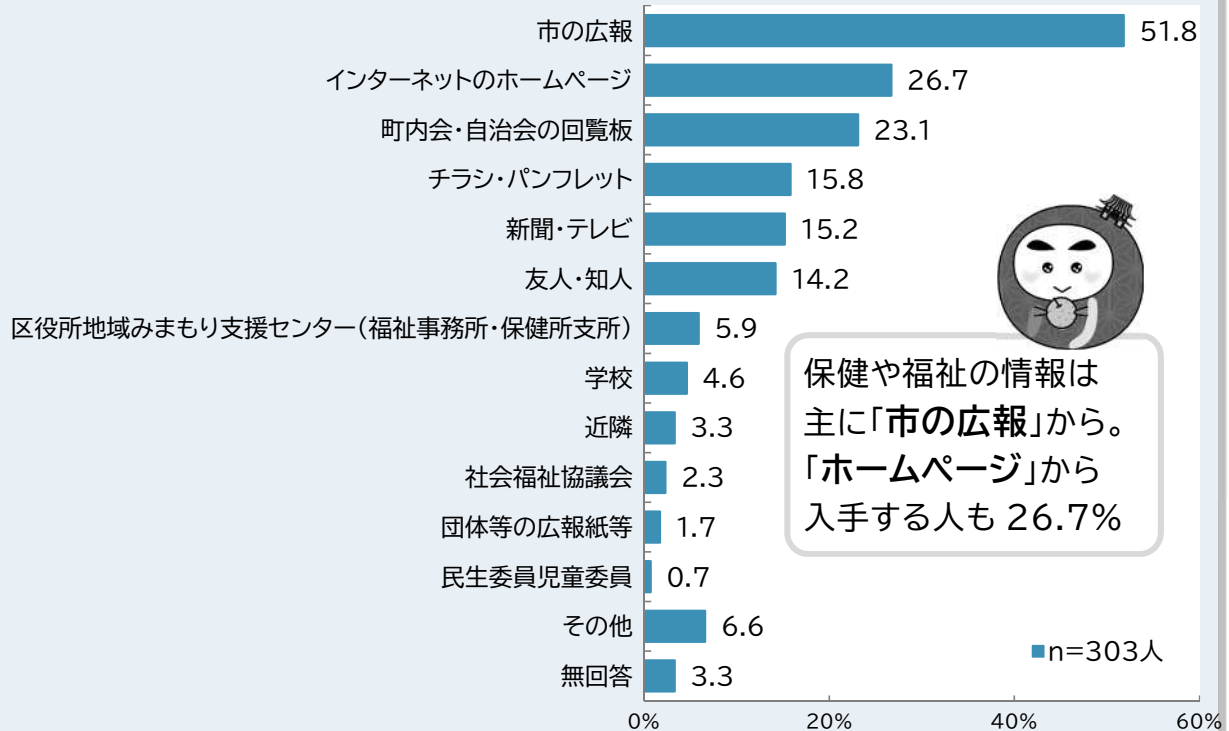


災害時に備えて、「避難所を知っておく」、「近所の人と挨拶をする程度の関係づくり」、「危険な場所を知っておく」ことが上位



地域福祉の推進

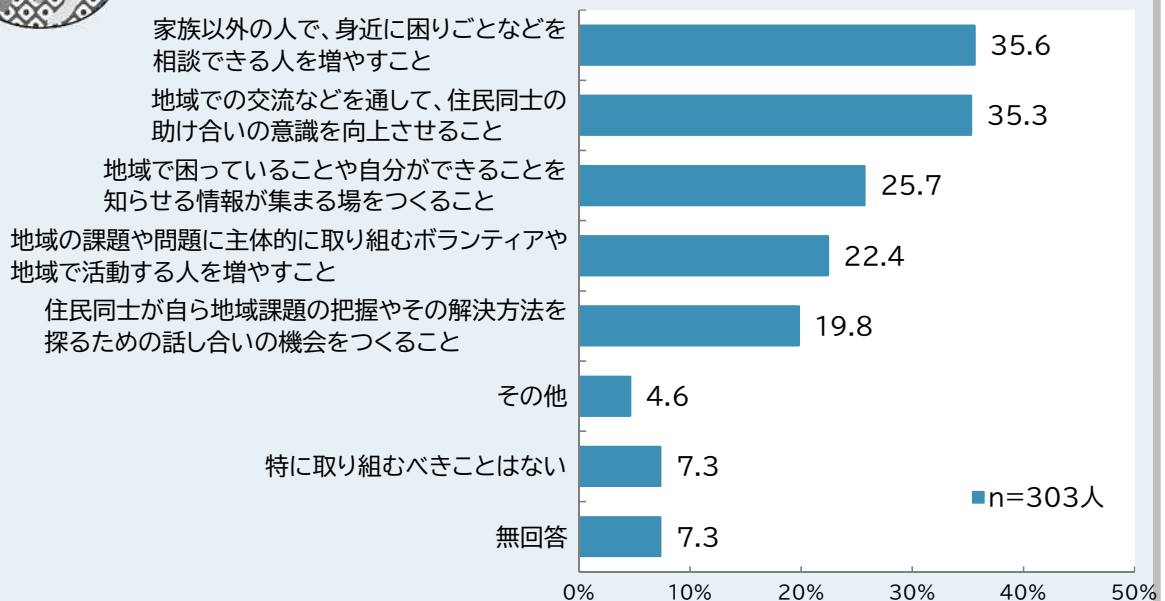
Q 9 保健や福祉の情報をどこから入手していますか？(複数回答)



Q 10 地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきことは？(複数回答)



「身近に相談できる人を増やす」、「地域交流などで住民の助け合いの意識向上」に取り組むべきと考える人が多い。



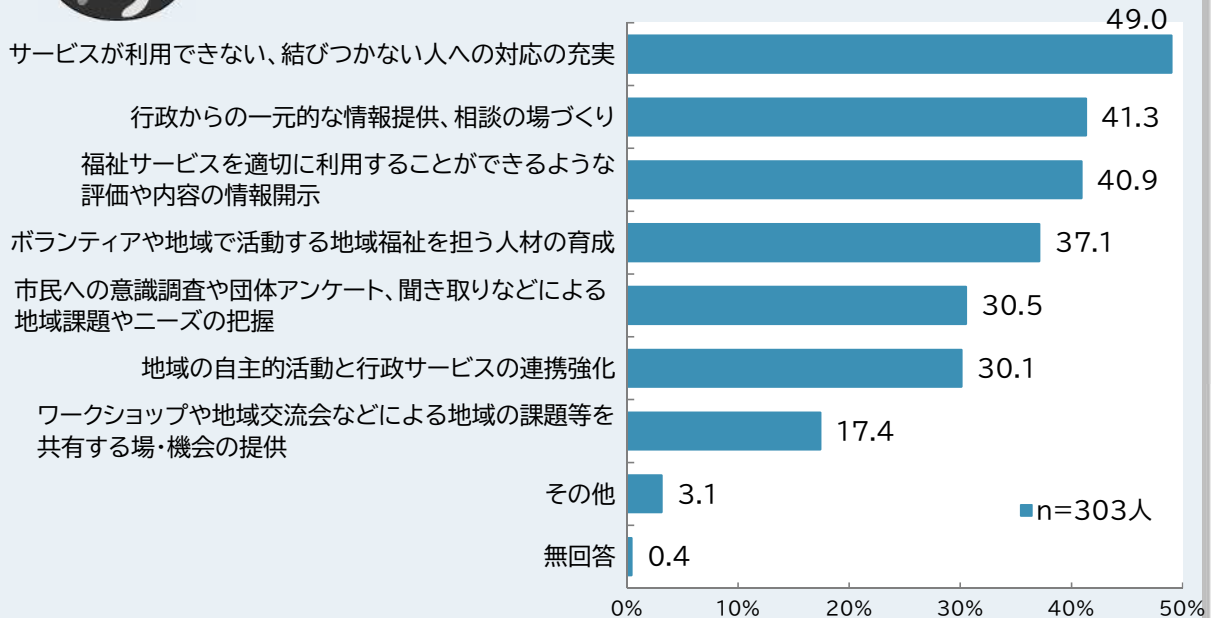


11 地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきことは？

(複数回答)



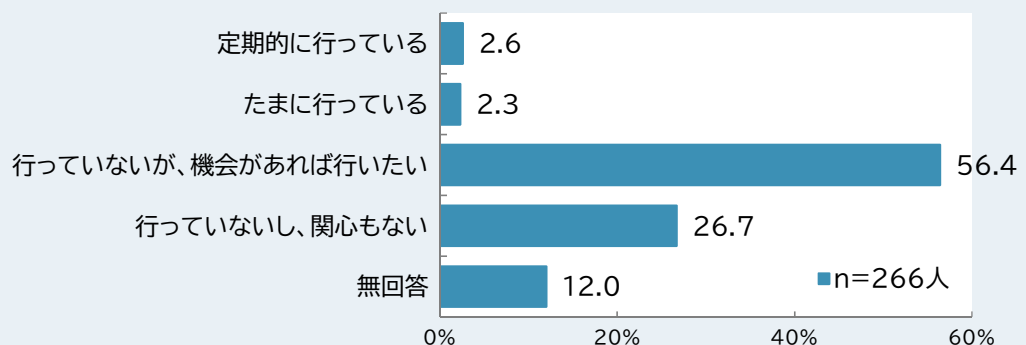
行政には「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」を求める声が多い。



12 地域包括ケアシステムにおいて市民一人ひとりに期待される行動（自らの健康管理、近隣住民との交流、地域活動への参加など）を行っているか？

※地域包括ケアシステムについて、「聞いたことがない」、「聞いたことはあるが内容は知らない」、「内容はおおむね知っているが、何をしたらよいかわからない」と答えた人(303人中266人)による回答

地域包括ケアシステムにおいて期待される行動を「機会があれば行いたい」が 56.4%



コラム
7

若者が発表・交流できる機会をつくりたい！ ～カワハル企画部～

カワハル企画部は、若者が地域で発表できる機会をつくるべく集まった団体です。現在は、大学生 6 人、高校生 2 人で「かわさき春の文化祭」の企画運営を行っています。「かわさき春の文化祭」では、川崎の若者の作品を募集して展示するほか、来場者で寄せ書きをするコーナーなど、様々なワークショップが体験できます。

一緒に活動するメンバーも随時募集していますので、同世代でつながれる何かをしたいと思っている方は、お気軽に教育文化会館までご連絡ください。



コラム
8

地域福祉実態調査（団体ヒアリング）

地域福祉実態調査では、アンケート調査のほか、福祉活動を行っている団体へのヒアリング調査も行いました。川崎区では独自に、地域福祉計画推進会議の委員もヒアリング調査に同行し、現状・課題などについて情報共有や意見交換を行いました。

同行した委員の感想

子育て支援機関を見学して、地元の町内会との連携が深まってくると、人材の面も含めてより広範な活動に結びつくのではないかと感じた。もっと町内会を活用してもらえれば良いと感じた。

（町内会関係者）

社会福祉法人を見学して、地域に密着した形で、みんなで一生懸命考えながら事業を進めている点に非常に感銘を受けた。こうした活動は地域の輪をつなげるのに重要だと思う。

（医療関係者）

特定非営利活動法人を見学して、地域をうまく活かした形で多世代での交流を持たせている点がとても参考になった。

（相談機関関係者）

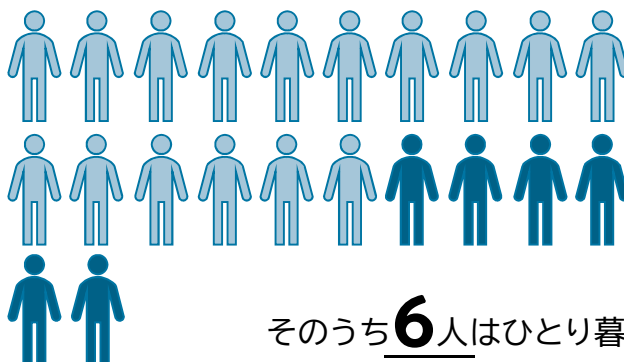
地縁組織を見学して、自分を振り返ってみると、町内会には入っているが、町会費を払うだけだった。町内会の現状などいろいろな話を聞いて、とても勉強になった。

（相談機関関係者）

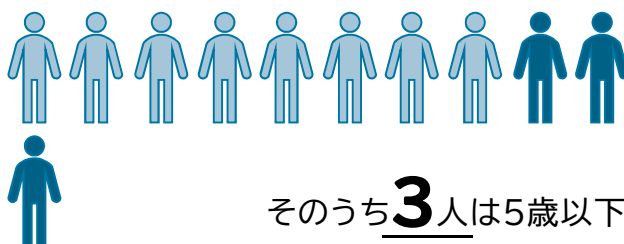
(4) 川崎区民が 100 人とすると…

※このページの数値はすべて、おおよその数で表しています。

22人は 65 歳以上の高齢者です



11人は 14 歳以下の子どもです



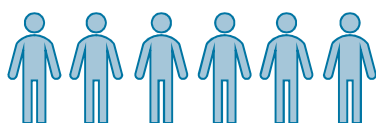
7人は外国人市民です



7人が川崎区に転入してきます(1年間)



6人が川崎区から転出していきます(1年間)



資料：令和2年国勢調査、川崎市統計情報

3

第7期計画に向けて

第6期計画で実施した取組を振り返るとともに、区の特色や様々な課題等を踏まえ、第7期計画に向けてポイントを整理しました。

第6期計画で実施した取組

【基本目標1】つながりをみんなで育てる地域づくり

- ほほえみ元気体操等の健康づくりの取組や、介護予防・認知症予防等の講演会・出前講座等の実施
- まちの縁側活動団体、子育てサロン・子育てグループ、健康づくり・介護予防グループ等の地域団体や関係機関等と連携した居場所づくり
- 町内会・自治会、民生委員児童委員、健康づくりボランティア等の多様な主体と連携した地域活動の支援
- 出前講座やキャラクター作成等による地域包括ケアシステムの普及啓発



まちの縁側

【基本目標2】安心して暮らせる地域づくり

- 川崎区地域保健福祉かわら版(ぼかぼか通信)の子ども版による学齢期の児童を対象とした情報発信
- ホームページ・申込みフォーム・アプリ等を活用した子育て世代へのタイムリーな情報発信
- 外国人市民に向けた多言語での情報発信
- 多種多様な相談に対する相談支援や、いろいろな課題を抱える人への支援の拡充
- 生活保護制度における就労自立支援、小・中学生の学習支援の実施
- ボランティア養成講座等の開催による、保健・福祉に関わる人材の育成と活動支援



ぼかぼか通信(子ども版)

【基本目標3】見守り・支え合いのネットワークづくり

- 地域包括支援センター、障害者相談支援センター、社会福祉協議会等の様々な関係機関と連携した横断的な支援体制の構築
- 町内会・自治会、PTA、民間事業者等との連携による子どもや高齢者の見守り活動
- 地域活動の先進的な事例の共有と地域特性に応じた地域づくりの推進
- 市民活動団体や民間企業と連携した地域課題の解決、協働によるまちづくりの推進



こども総合支援ネットワーク会議

課題から考える第7期計画のポイント

第6期計画からの継続課題

1

必要な人に必要な情報が届くよう、受け手の特性に応じた様々な手法による効果的な情報発信が必要

自助・互助などの行動を「機会があれば行いたい」と考える人がいることから、自助・互助の取組への参加につなげるため、様々な活動を入口として地域包括ケアシステムの普及啓発が必要

高齢者が増え、要介護・要支援認定高齢者も増加傾向であることから、健康づくりや介護予防の普及啓発が必要

災害発生等の有事を見据えて、災害を我が事として捉えることができるような啓発が必要

第7期計画の策定に向けて考慮すべき課題

1

地域包括ケアシステムの認知度は依然として低いことから、幅広い世代に対するさらなる普及啓発が必要

認知症高齢者が増加しており、認知症の正しい理解と成年後見制度の普及啓発が必要

情報の真偽の見極めが難しいインターネットにより福祉の情報を得る人が増えていることから、行政による正確な情報発信が必要

地震や大規模風水害等の災害発生時に市民が適切な対応ができるよう、地域の防災力の向上が必要

自転車関係事故の発生件数が市内で最も多い(他区の約2倍)ことから、交通ルールの啓発が必要

第7期計画のポイント

1

情報発信や普及啓発による健康で安心して過ごせるための意識づくり

第6期計画からの継続課題 2

一人ひとりが自分自身の健康に目を向け、できることに取り組んでいくために、誰もが参加しやすい健康づくり等の場の提供が必要

地域活動に参加したことがない人が5割近くいることから、地域活動への参加のきっかけづくりや活動団体の支援が必要

若い世代の転入者や集合住宅に移り住む人が多く、隣近所とのつきあいが希薄になりがちなことから、交流の場づくりが必要

地域活動への参加促進や認知症高齢者の支援のため、地域活動の担い手や認知症に関する知識や理解を持つ人材の育成が必要

外国人市民が多く、必要な情報が届かずに、相談支援の枠から外れた人や地域から孤立している人、経済的に困っている人などがいることから、外国人市民が相談しやすい体制の整備や国籍等に関係なく交流できる場づくりが必要

第7期計画の策定に向けて考慮すべき課題 2

新型コロナの影響で、交流の機会の減少、高齢者の体力・生活機能の低下、親子双方のストレスの増加などが見られることから、休止した活動の再開を含めた各種活動の支援が必要

興味を持てる活動やきっかけがあれば地域活動に参加したいと思う人が一定数いることから、既存の活動の支援だけでなく、新たな活動の立ち上げ支援や市民のアイデアを実現するための支援が必要

多世代交流の場が減少しているので、世代を超えて集まれる場づくりが必要

高齢化や担い手不足を解消し、地域での発信や活動を主体的に行うための人材育成が必要

区内の外国人市民人口は引き続き市内で最も高く、国籍等の多様化が進んでいることから、外国人市民への適切な情報発信や交流の場づくり、日本語に不慣れな子どもや保護者に対する支援が必要

第7期計画のポイント

2

誰もが集い・つながる活動や居場所がある地域づくり

第6期計画からの継続課題 3

多様化・複雑化している生活課題に対応するためには、区民、活動団体、事業者、行政等が地域を基盤に横断的につながり、連携して必要な支援につなげることができる仕組みづくりが必要

児童虐待相談・通告件数は増加傾向であり、子どもたちの育ちを地域全体で見守り、支援につなげる仕組みのさらなる整備が必要

ひとり暮らし高齢者や障害のある人が増加しており、災害時の要援護者の避難への対応が課題であることから、高齢者・障害者の支援機関の連携や医療、介護、福祉の連携の強化が必要

地域で問題だと感じていることについて、「防犯・防災」、「高齢者」、「子ども」が上位にあり、地域を幅広く見守る体制の強化が必要

第7期計画の策定に向けて考慮すべき課題 3

課題の多様化・複合化がますます進んでおり、区の中での仕組みづくりと支援機関による横断的な支援が必要

専門職間のつながりが弱く、他分野の機関の情報を把握しづらい場合があることから、支援者同士による情報共有や連携の強化が必要

つながりの輪から漏れた人を見つけるため、多様な主体が連携した地域での見守りやつながりづくりが必要

川崎区は企業や団体が多く、様々な分野の人材が集まっていることから、企業等と連携した地域づくりが必要

地域の課題を解決するために、それぞれの団体の特徴を活かした支援体制づくりが必要

第7期計画のポイント

3

川崎区に関わるすべての人が連携していきいきと暮らせる仕組みづくり

生まれ変わります！ 都会のオアシス「富士見公園」

富士見公園は昭和 15(1940)年に本市で最初に誕生した都市公園で、古くから市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として親しまれてきました。令和5(2023)年4月からは、“多様な施設で多様な人が交わり、みんなが成長できる公園「FUJi-MiX”をコンセプトとして、公園の再編整備工事が行われています。生まれ変わる富士見公園を舞台に、「ひと」「こと」「まち」が交差し、新しい価値を創造します。

再編整備の主な対象施設



インクルーシブな遊びの広場

障害の有無に関わらず遊べるインクルーシブ遊具や、乳幼児向けの遊具、子どもと一緒に来た大人もリラックスできるようなベンチ等の休養施設を適正に配置するなど、あらゆる人が快適に過ごせるインクルーシブな空間を整備します。

農と自然を体感する広場

子どもの多様な発想を形にする「子どもの自由な遊び場の拠点」として、土面を活かしたオープンスペースを整備します。
また、木登りやターザン、泥んこ遊びなどができる土の広場など、子どもの自然遊びを推進します。



第7期川崎区地域福祉計画の概要

第2章

1

計画の体系

基本理念

基本目標

基本方針

つながりを育て
安心して暮らせるまち
かわやき区

基本目標1
みんなの健康と安心を育む意識づくり

重点項目

1 地域包括ケアシステムに関する意識づくり

取組
1~2

2 健康づくりの普及啓発

取組
3~5

3 安全・安心に関する情報発信の充実

取組
6~11

基本目標2
みんながつながる地域づくり

重点項目

1 地域活動・交流の場・居場所づくり

取組
12~29

2 地域人材等の育成

取組
30~36

3 多文化共生をめざした支援の取組

取組
37~41

基本目標3
みんなの暮らしを支える仕組みづくり

重点項目

1 様々な困難を抱えた人への支援の充実

取組
42~52

2 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり

取組
53~66

取組

掲載
ページ

1	地域包括ケアシステムの普及啓発	2	地域の保健福祉に関する情報発信	82
3	健康づくり・介護予防の普及啓発	5	歯と口の健康づくりの普及啓発	82
4	認知症についての正しい理解の普及啓発			
6	思春期教育の実施	9	成年後見制度の普及啓発	83
7	川崎区子ども情報発信事業	10	防災に対する理解の促進	
8	感染症・食中毒予防等の普及啓発	11	自転車マナーアップ事業	
12	いこい元気広場の支援	21	子育て支援・交流促進	85 ～ 87
13	地域の縁側活動推進事業	22	かわさき区子育てフェスタの実施	
14	民生委員児童委員協議会の活動支援	23	川崎区子ども地域交流・居場所促進事業	
15	子育てサロン・子育てグループ活動の支援	24	コミュニティカフェ「キョウブンカフェ」の実施	
16	市民活動コーナーの活用による市民活動団体への支援	25	公園・街路樹等の愛護活動支援	
		26	いきいきかわさき区提案事業	
17	健康づくり・介護予防活動の支援	27	地域・生涯スポーツ振興事業	
18	市民講師事業	28	川崎区ソーシャルデザインセンターによる地域活動支援	
19	自主防災組織による防災訓練・避難所運営会議の実施			
		20	障がい者社会参加学習活動	
30	健康づくりボランティア(健康づくりサポーター・食生活改善推進員)養成講座の実施	33	子育てボランティア講座の実施	88
		34	こんにちは赤ちゃん訪問員養成講座の実施	
31	認知症サポーター養成講座の実施	35	中・高校生のボランティア体験学習の実施	
32	川崎区キャラバンメイト連絡会との連携	36	川崎区内専門職の人材育成	
37	外国人市民に向けた情報発信の充実	40	川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業	89
38	外国人市民向け避難対策の周知	41	日本語に不慣れな小中学生学習支援事業	
39	識字学習活動の実施			
42	障害のある子どもへの地域支援の促進	48	ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進	91 ～ 92
43	待機児童対策強化事業	49	高齢者虐待への支援体制の充実	
44	ホームレス等ハイリスク者を対象とした結核検診	50	障害者虐待への支援体制の充実	
45	自立支援対策プログラムの推進	51	養育状況等に課題のある要保護児童等への支援体制の充実	
46	災害時要援護者避難支援体制の充実			
47	認知症等行方不明SOSネットワーク事業等の推進	52	認知症訪問支援事業	
53	地域包括支援センターとの連携	60	川崎区幼保小連携事業	93 ～ 95
54	障害者相談支援センターとの連携	61	川崎区地域自立支援協議会との連携	
55	社会福祉協議会との連携	62	川崎区健康づくり推進連絡会議の実施	
56	川崎区在宅療養推進協議会との連携	63	川崎区食育推進分科会の実施	
57	地域見守りネットワーク事業	64	地域マネジメントの推進	
58	子ども見守り活動の実施	65	川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議の実施	
59	こども総合支援ネットワーク環境整備事業	66	企業市民交流事業	

(1) 基本理念

つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区



川崎区では、これまでも見守りの輪・助け合いの輪をつないでいくことで、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

第7期計画では、第6期計画の基本理念「つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区」を継承し、これまで進めてきた地域福祉の取組をさらに推進します。また、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、地域の誰もが自分らしく安心して暮らせるよう取組を発展させることで、多様な主体と連携しながらつながりを育て、共に支え合う地域づくりをめざします。

(2) 基本目標・基本方針

川崎区における地域福祉の取組については、地域包括ケアシステムの基本的な考え方を示した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、「意識づくり」、「地域づくり」、「仕組みづくり」の3つの視点で進めてきました。第7期計画では、この3つの視点を柱とした基本目標を掲げて計画の体系を整理し、各取組を確実に推進するための基本方針を定めました。

重点項目 … 川崎区の現状や課題、第6期計画の振り返りなどを踏まえ、第7期計画の重点的な取組として位置付ける項目です。

基本目標 1

みんなの健康と安心を育む意識づくり

人生100年時代を地域で安心して暮らしていくためには、必要とする支援や保健福祉サービスを適切に受けることが大切です。支援を必要としている人に必要な情報が届くよう、保健福祉や地域包括ケアシステム、身近な地域の情報を正確にわかりやすく提供します。また、健康づくりや介護予防の普及啓発を行うとともに、保健福祉、防災、交通安全などの情報発信を充実させることで、健康と安全・安心を育む意識づくりを進めます。

基本方針1 地域包括ケアシステムに関する意識づくり

重点項目

地域包括ケアシステムについて、より多くの区民に知ってもらうため、わかりやすい情報発信や様々な機会を捉えた普及啓発を行います。

基本方針2 健康づくりの普及啓発

健康づくりや介護予防に対する意識を高めるとともに、認知症の正しい理解を深めるため、地域特性に合わせた普及啓発を行います。

基本方針3 安全・安心に関する情報発信の充実

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、保健福祉、防災、交通安全等に関する情報発信や普及啓発を行います。

めざす
姿

- 区民の特性に合わせた地域情報の発信や必要な情報を届ける仕組みづくりが進み、必要とする人に必要な情報や支援が届いています。
- 様々な媒体や機会を通じて健康づくりに役立つ情報が提供され、区民一人ひとりが主体的に健康づくり・介護予防に取り組むことができます。
- 安全・安心に関する区民の理解が深まり、一人ひとりが地域の一員として積極的に活動に参加し、相互に支え合うことで、誰もが安心して暮らせるまちづくりが進んでいます。

基本目標 2

みんながつながる地域づくり

地域には、様々な年代の人、介護が必要な人、言語や文化的背景が異なる人、障害のある人、性的マイノリティ(LGBTQ)の人など、いろいろな人が暮らしています。こうした人たちがつながり、いきがいを持って健やかに暮らすことができるよう、地域とつながるためのきっかけづくりや誰もが参加しやすい居場所づくりを進めます。また、地域活動を継続するためには担い手の確保が重要であることから、人材の発掘や育成を行い、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

基本方針1 地域活動・交流の場・居場所づくり

重点項目

誰もが参加しやすい居場所を身近な地域で提供できるよう、様々な主体と連携して活動や交流の場づくりを推進します。

基本方針2 地域人材等の育成

地域活動の担い手の高齢化や後継者不足に対応するため、地域での情報発信や活動を主体的に行うことができる人材の発掘と育成を行います。

基本方針3 多文化共生をめざした支援の取組

異なる言語や文化的背景を持つ人も地域で安心して暮らせるよう、情報発信や交流の場づくりなどの支援を行います。

めざす
姿

- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人たちが気軽に楽しみながら参加できる場があり、区民同士のつながりが生まれ、交流の輪が広がっています。
- 地域の一人ひとりができることに取り組み、やりがいを持って活躍しており、それぞれの活動がつながり、広がるなど、地域活動が活性化しています。
- 地域の中で多様性に対する理解が進み、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、様々な立場や背景を持つ人が互いに認め合い、支え合っています。

福祉の分野において相談支援は非常に重要であり、支援を必要としている人が気軽に相談でき、適切な支援を受けられるよう、地域全体で見守り、支援につなげることが大切です。また、地域の課題やニーズが多様化、複雑化しており、単独の機関では対応が難しいケースが増えていることから、区民、活動団体、事業者、行政等が連携・協働し、共に支え合う仕組みづくりを進めます。さらに、情報共有や顔の見える関係の構築によりネットワークを強化することで、地域課題の解決に取り組めます。

基本方針1 様々な困難を抱えた人への支援の充実

困りごとや課題を抱えた人、つながりの輪から漏れた人が必要な相談支援を受けられるよう、行政や関係機関がそれぞれの強みを活かした取組を推進します。

基本方針2 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり 重点項目

多様化・複雑化した課題に対応するため、行政や関係機関が分野を越えて連携し、適切な支援や取組につなげるための仕組みづくりを進めます。

めざす
姿

- 支援が必要な人への理解が広まり、「支える側」「支えられる側」といった関係を超えて、地域全体で支え合う仕組みが構築されています。
- 住民、地域団体、社会福祉法人、企業、NPO 法人、学校、行政など、地域の多様な主体が連携・協働して、それぞれの強みや経験を活かしながら、地域課題の解決に向けて取り組んでいます。

(3) 計画の取組

基本目標 1

みんなの健康と安心を育む意識づくり

基本方針1 地域包括ケアシステムに関する意識づくり

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
1	地域包括ケアシステムの普及啓発	多様な主体との連携により、地域包括ケアシステムの構築に向けた普及啓発や見守り活動団体等への支援を行います。	・町内会・自治会 ・民生委員児童委員協議会 ・区社協 ・その他	・地域ケア推進課 ・地域支援課
2	地域の保健福祉に関する情報発信	地域の身近な保健、福祉等に関する情報を効果的に発信します。	・地域活動団体 ・その他	・地域ケア推進課 ・衛生課

基本方針2 健康づくりの普及啓発

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
3	健康づくり・介護予防の普及啓発	ほほえみ元気体操や公園ウォーキング、ストレッチなどの運動の普及啓発や、食生活や健康に関する出前講座を実施します。	・地域活動団体 ・地域包括支援センター	・地域支援課
4	認知症についての正しい理解の普及啓発	認知症についての正しい理解、予防につながる生活習慣などの普及啓発を行います。	・地域活動団体 ・地域包括支援センター	・地域支援課
5	歯と口の健康づくりの普及啓発	乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた歯科疾患の予防、生涯の食を支える口腔機能の発達及び維持についての普及啓発を行います。	・地域子育て支援センター ・地域活動団体 ・区歯科医師会 ・その他	・地域支援課 (歯科)

基本方針3 安全・安心に関する情報発信の充実

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
6	思春期教育の実施	区内の公立学校に出向いて、いのちの教育、性教育を実施します。	・区社協 ・区内の公立学校	・地域支援課
7	川崎区こども情報発信事業	子育て中の保護者向けに、子育て情報誌の発行、ホームページ等による情報発信、区役所での情報コーナーの設置など、子育て支援や相談窓口における効果的な情報発信を行います。		・地域ケア推進課 ・地域支援課 ・保育所等・地域連携担当
8	感染症・食中毒予防等の普及啓発	インフルエンザ、感染性胃腸炎及び食中毒の予防対策・施設等の衛生管理に関する普及啓発を行います。		・衛生課 ・保育所等・地域連携担当
9	成年後見制度の普及啓発	高齢者・障害者で判断能力が十分でない人の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした成年後見制度を円滑に利用できるよう、普及啓発を図ります。	・地域包括支援センター ・障害者相談支援センター ・区社協	・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
10	防災に対する理解の促進	市が行う防災対策の説明や、各個人・家庭でできる防災対策の解説等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図る講座を開催します。		・危機管理担当
11	自転車マナーアップ事業	自転車利用者の交通ルールの遵守やマナー向上を通じて、交通事故を防止するため、各種キャンペーンでの指導・啓発や交通安全教室などを実施します。	・交通安全対策協議会 ・交通安全母の会 ・警察	・危機管理担当 ・大師区民センター ・田島区民センター

区担当所管の表記について

- ・大師区民センター = 大師支所区民センター
- ・大師健康福祉ST = 大師地区健康福祉ステーション
- ・田島区民センター = 田島支所区民センター
- ・田島健康福祉ST = 田島地区健康福祉ステーション

体操で広がる笑顔と健康の輪 ～ほほえみ元気体操～

川崎区では、健康づくり・介護予防のために、区民とともに作成した区のオリジナル体操「ほほえみ元気体操」による健康づくり・交流の場づくりを進めています。

大師第三地区では、毎月第3金曜日に（7月・8月を除く）、水神社、巖島神社、田町稻荷神社を順に会場としながら、地域の人が集まって「ほほえみ元気体操」を楽しんでいます。このほかにも、川崎区内ではそれぞれの地区で「ほほえみ元気体操」による健康づくりが行われており、笑顔と健康の輪が広がっています。



大師第三地区「ほほえみ元気体操の会」主催者の声



健康のためには体を動かすことが大切なので、いろいろな機会ですべて「ほほえみ元気体操」を広めていきたい。継続して参加している人もおり、月に1回、みんなで顔を合わせることでお互いの見守りにもなっているので、今後も続けていきたい。

ほほえみ元気体操
(川崎区ホームページ)



交通事故ゼロをめざして ～交通安全ヒーロー タージマン～

地球の悲惨な交通事故をなくすため、タージマンは平成 27(2015)年にやってきました。どの地に降りようか観察していたところ、生まれ故郷のタージ星と顔が似ている田島地区が目にとまり、ここから交通事故防止を訴えていこうと思ったのです。

それから、小学生や幼稚園・保育園児を中心とした交通安全教室に参加し、交通ルールの順守を力の限り啓発してきました。キャンペーンでも、地域の人と協力しながら交通安全意識の向上に貢献しており、今では子どもたちの人気者です。タージマンはこれからも、交通事故がなくなる日をめざして頑張ります。



交通事故を起こさない3つの言葉、「見る」、「止まる」、「待つ」は、歩行者も自転車も、自動車を運転する人も、交差点や横断歩道に来たら絶対やってね!

交通安全ヒーロー 仮面ウォーカー
タージマン

基本目標 2

みんながつながる地域づくり

基本方針1 地域活動・交流の場・居場所づくり

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
12	いこい元気広場の支援	虚弱高齢者の健康維持のために、いこい元気広場への紹介を行います。	・区社協 ・地域包括支援センター	・地域支援課
13	地域の縁側活動推進事業	誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進します。	・まちの縁側活動団体	・地域ケア推進課
14	民生委員児童委員協議会の活動支援	区社協と連携し、民生委員児童委員協議会の活動の支援を行います。	・町内会・自治会 ・区社協	・地域ケア推進課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
15	子育てサロン・子育てグループ活動の支援	子育てサロンや子育てグループの活動の活性化と継続に向けた支援を行います。	・民生委員児童委員協議会 ・区社協 ・その他	・地域支援課 ・保育所等・地域連携担当
16	市民活動コーナーの活用による市民活動団体への支援	会議や資料づくりのためのスペースの提供や関連機器の設置などを行い、区内で活動する団体支援の充実を図ります。	・市民活動コーナー利用者会議（登録団体）	・地域振興課 ・大師区民センター ・田島区民センター
17	健康づくり・介護予防活動の支援	町内会・自治会や有志団体等で実施している体操や会食会などの活動支援や、ボランティア団体と連携した健康づくり活動や食育講座などを実施し、地域の健康づくりを推進します。	・町内会・自治会 ・民生委員児童委員協議会 ・地区社会福祉協議会 ・地域包括支援センター ・健康づくりサポーター ・食生活改善推進員連絡協議会	・地域支援課

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
18	市民講師事業	市民がこれまで積み上げてきた知識や経験、技術等、自らが得意とする分野において市民講師となり、「伝える楽しさ」を体験することで、地域活動への参加のきっかけを作ります。		・生涯学習支援課
19	自主防災組織による防災訓練・避難所運営会議の実施	地域における防災訓練や避難所運営会議・訓練を通じて、参加者の交流、顔の見える関係づくりを支援します。	・自主防災組織 ・避難所運営会議	・危機管理担当 ・大師区民センター ・田島区民センター
20	障がい者社会参加学習活動	知的障害者を対象に、体験活動を通して地域との交流を図ります。	・青年教室 ボランティア	・生涯学習支援課
21	子育て支援・交流促進	保育園のノウハウを活かし、子育てに自信が持てる講座や子どもと保護者が一緒に楽しく遊べるイベントを実施し、子育て家庭相互の交流を推進します。	・保育所 ・地域子育て支援センター ・その他	・保育所等・地域連携担当
22	かわさき区子育てフェスタの実施	子育てに関するイベントを実施し、区内の子ども・子育て情報を提供するとともに、参加者の交流を通し、暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりを推進します。	・子育てフェスタ 実行委員会	・地域ケア推進課
23	川崎区子ども地域交流・居場所促進事業	夏休み等の長期休業中に、高校生等のボランティアをサポーターとし、地域の人たちを講師とする講座などを実施し、学区を越えた仲間づくりや地域の大人との交流の促進を図りながら、講座への参加を通して、地域活動に関心を持つ子どもたちの育成を促進します。		・生涯学習支援課
24	コミュニティカフェ「キョウブンカフェ」の実施	「地域の人参加しやすいコミュニティ」や「情報発信する場」の実現に向け、活動を通して交流を図りながら人が出会いつながる場をつくります。		・生涯学習支援課
25	公園・街路樹等の愛護活動支援	公園緑地愛護会や管理運営協議会を支援することにより、市民との協働による公園の管理運営を進めます。	・公園緑地愛護会 ・管理運営協議会 ・街路樹等愛護会	・道路公園センター

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
26	いきいきかわさき区 提案事業	地域課題の解決に向けて、市民活動団体等から事業提案を募集し、区と提案団体がお互いの特性を活かしながら、協働による取組を推進します。	・地域活動団体 ・その他	・企画課
27	地域・生涯スポーツ 振興事業	スポーツ施設等の地域資源を活用しながら、様々な世代の住民同士が障害の有無にかかわらず、スポーツを通して交流を図り、コミュニティの形成につながる取組を進めます。	・スポーツ推進 委員	・地域振興課
28	川崎区ソーシャル デザインセンターに よる地域活動支援	「まちを良くするための相談」への対応や、新たな地域活動への参加・交流のきっかけをつくることで、地域課題の解決や新たな価値を生み出す仕組みづくりを行います。	・地域活動団体 ・その他	・企画課
29	地域資源を活かした まちづくり事業	東海道川崎宿を中心に区域に点在する地域資源(川崎大師や臨海部を抱える田島エリアを含む)を活かし、まちの活性化を図るとともに、市民と企業の交流の場づくりや協働による魅力あるまちづくりを進めます。	・企業 ・区町内会連合会 ・商店街 ・地域活動団体 ・その他	・地域振興課

基本方針2 地域人材等の育成

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
30	健康づくりボランティア(健康づくりサポーター・食生活改善推進員)養成講座の実施	ボランティア養成講座の実施や活動の継続に向けた支援を行い、健康づくりに関わる人材を育成します。	・健康づくりサポーター ・食生活改善推進員連絡協議会	・地域支援課
31	認知症サポーター養成講座の実施	認知症の症状などを正しく理解し、認知症の人やその家族を地域の中で支えていく認知症サポーターを養成する講座を実施し、身近な見守りや支援体制の充実に向けて取り組みます。	・地域包括支援センター	・地域支援課
32	川崎区キャラバンメイト連絡会との連携	認知症サポーター養成講座による効果的な認知症の普及啓発を推進するため、講師役となるキャラバンメイトへの支援を行います。	・キャラバンメイト	・地域支援課
33	子育てボランティア講座の実施	ボランティア養成講座の実施や活動の継続に向けた支援を行い、子育て支援に関わる人材を育成します。		・地域支援課
34	こんにちは赤ちゃん訪問員養成講座の実施	訪問員養成講座や研修会の実施を通して、区内子育て情報を提供し、子育て世代の見守り支援体制の充実に向けて取り組みます。	・民生委員児童委員協議会 ・子育てボランティア ・その他	・地域支援課
35	中・高校生のボランティア体験学習の実施	中・高校生の保育体験学習の受け入れを行い、保育士職の理解を深めます。		・保育所等・地域連携担当
36	川崎区内専門職の人材育成	区内に在勤・在住の専門職に対してスキルアップのための研修会や情報交換などを実施し、区内における相談支援体制の充実に向けて取り組みます。		・地域支援課 ・保育所等・地域連携担当



基本方針3 多文化共生をめざした支援の取組

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
37	外国人市民に向けた情報発信の充実	区内所管課の依頼に基づき、行政情報等の翻訳を行うことで外国人市民に向けた広報を支援し、併せて、外国人市民が必要とする情報をまとめた「外国人住民のための川崎市生活便利ガイド」(7言語対応)を区ホームページにより発信するなど、外国人市民に向けた効果的な情報発信を行います。		・企画課
38	外国人市民向け避難対策の周知	外国人市民向けに風水害時のマイタイムラインを周知します。		・危機管理担当
39	識字学習活動の実施	外国人市民を対象に日常的に必要な日本語を身につけるための学習の支援と文化交流の場を提供します。	・識字ボランティア	・生涯学習支援課
40	川崎市子ども支援機関通訳・翻訳支援事業	日本語に不慣れな子どもや保護者が孤立することを防ぐため、子どもの支援を行う機関からの申請に基づき、手続きや相談等の通訳・翻訳を行います。	・地域活動団体 ・その他	・地域ケア推進課
41	日本語に不慣れな小中学生学習支援事業	外国につながる小・中学生が学校生活や地域生活に適応し、健全で安心な生活が送れるよう学習支援を行います。	・地域活動団体 ・その他	・地域ケア推進課

コラム
12

川崎区ソーシャルデザインセンター事業

川崎区では、地域活動団体（運営団体）と区役所のネットワークにより、「まちを良くするための相談」への対応や、新たな地域活動への参加・交流のきっかけをつくることで、地域課題の解決や新たな価値を生み出す仕組みづくりを行っています。

令和5（2023）年度まではモデル的に5団体と区役所で取り組んでいますが、今後はより多くの方にネットワークに参加していただきたいと考えています。一緒に、あなたの「やってみたい」をかなえてみませんか？

【活動の様子】



「豊かできれいなまちにしたい!」といった相談を受け、まちのごみ拾いイベント等の開催を支援しました。



「仲間をつくりたい!」といった相談を受け、さまざまなジャンルの人が集まるイベントの開催を支援しました。



さまざまな国の文化を伝えたり、年齢や性別、国籍に関係なく交流できたりするイベントを開催しました。



コラム
13

東海道川崎宿を学び歩いて

今からおよそ400年前、川崎は宿場町だったのをご存知でしょうか。川崎駅から市役所通りを歩くと、松の木と道標のある交差点「砂子」が見えてきます。そこを横断する道が『東海道』です。六郷橋から小川町までのおよそ1.5 kmが川崎宿で、江戸から川崎大師への参拝客や東海道を旅する人たちの休息の場だったそうです。

東海道沿道にある「東海道かわさき宿交流館」では、川崎宿や川崎の歴史展示や解説員がおり、川崎の歴史を深く知ることができます。学んだ後に街歩きをすると、様々な発見があり楽しくなりますよ。また夜には、浮世絵等がイラストされた行灯が東海道沿道に彩りを加えており、風情を楽しみながらゆっくりと歩いてみるのもお勧めです。



江戸風衣装での写真撮影もできる
東海道かわさき宿交流館



東海道沿道に設置された100を超える中間灯
には10種類の浮世絵が描かれています

基本目標3

みんなの暮らしを支える仕組みづくり

基本方針1 様々な困難を抱えた人への支援の充実

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
42	障害のある子どもへの地域支援の促進	手帳の相談・交付、福祉サービスや支援制度、関係機関等の紹介、ケア会議の開催など、障害のある子どもが地域で生活しやすい環境整備を行います。	・子ども発達相談センター ・南部地域療育センター	・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
43	待機児童対策強化事業	分かりやすい認可保育所等の利用案内・相談業務を推進します。		・児童家庭課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
44	ホームレス等ハイリスク者を対象とした結核検診	川崎区は結核罹患率が市内で最も高いことから、市健康福祉局感染症対策担当及び生活保護・自立支援室と連携してホームレス等ハイリスク者を対象とした結核検診を実施し、状況に応じた健康支援を行います。	・水曜パトロールの会 ・その他	・衛生課
45	自立支援対策プログラムの推進	生活困窮者に対するセーフティネットとしての生活保護制度において、自立に向けた様々な支援を行います。		・保護第1課 ・保護第2課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
46	災害時要援護者避難支援体制の充実	地域における共助による災害時要援護者避難支援制度に係る登録申請の受付、データ作成及び支援組織との連絡調整や避難支援制度の普及啓発を行います。	・自主防災組織 ・民生委員児童委員協議会 ・その他	・危機管理担当 ・地域ケア推進課 ・高齢・障害課 ・大師区民センター ・大師健康福祉ST ・田島区民センター ・田島健康福祉ST
47	認知症等行方不明SOS ネットワーク事業等の推進	関係機関のネットワークによって徘徊高齢者の安全を守り、その家族等への支援を行います。	・地域包括支援センター	・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
48	ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進	民生委員児童委員協議会の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を、必要に応じて見守りにつなげるなど、地域における高齢者の見守りを推進します。	・民生委員児童委員協議会	・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
49	高齢者虐待への支援体制の充実	高齢者虐待の相談支援を行います。	・地域包括支援センター	・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
50	障害者虐待への支援体制の充実	障害者虐待の相談支援を行います。	・障害者相談支援センター	・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
51	養育状況等に課題のある要保護児童等への支援体制の充実	要保護児童対策地域協議会による関係機関、団体等との地域ネットワークにより、保護や支援を必要とする児童等を早期発見し、適切な支援につなげます。	・民生委員児童委員協議会 ・幼稚園 ・保育園 ・小学校 ・中学校 ・その他	・地域支援課 ・保育所等・地域連携担当 ・学校・地域連携担当
52	認知症訪問支援事業	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。	・医師会 ・介護支援専門員連絡会 ・訪問看護ステーション ・地域包括支援センター	・高齢・障害課

基本方針2 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
53	地域包括支援センターとの連携	地域包括支援センターと連携し、区における課題抽出や検討、ネットワークの構築等を協議し、区における体制の充実に向けて取り組みます。	・地域包括支援センター ・介護支援専門員連絡会	・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
54	障害者相談支援センターとの連携	障害者相談支援センターと連携し、相談支援やケア会議、サービス調整会議等を通して、障害者への具体的支援の検討と対応・情報交換・社会資源発掘に努め、質の高い支援の充実に向けて取り組みます。	・障害者相談支援センター	・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
55	社会福祉協議会との連携	区社協との連携及び協力を通じて各種サービス提供や地域福祉の普及、地域の課題解決に向けた検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	・民生委員児童委員協議会 ・区社協 ・その他	・地域ケア推進課 ・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
56	川崎区在宅療養推進協議会との連携	川崎区在宅療養推進協議会と連携し、安心して在宅で医療・看護・介護・福祉等一体となったケアが受けられることができるよう、在宅療養についての多職種連携や普及啓発を図ります。	・医師会 ・病院協会 ・歯科医師会 ・薬剤師会 ・看護協会 ・地域包括支援センター ・訪問介護ステーション ・介護支援専門員連絡会 ・その他	・高齢・障害課
57	地域見守りネットワーク事業	地域見守りネットワーク事業の協力事業者との連携により、細やかなネットワークを構築します。	・地域見守りネットワーク事業協力事業者	・地域ケア推進課
58	子ども見守り活動の実施	町内会・自治会やPTAなどとの連携により、小学校の登下校の時間帯に見守り活動を実施し、子どもの安全確保対策及び地域と学校とのつながりを強化します。	・町内会・自治会 ・小学校PTA ・その他	・危機管理担当 ・大師区民センター ・田島区民センター

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
59	こども総合支援ネットワーク環境整備事業	子育て支援関係機関が集い、子育てに関する情報交換や課題を共有し、連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員協議会 ・区社協 ・地域子育て支援センター ・こども文化センター ・幼稚園 ・保育所 ・学校 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課
60	川崎市幼保小連携事業	幼稚園、保育所、小学校との連携を深め、子どもの連続した育ちを支援します。また、区教育担当との会議や幼稚園・保育所・小学校等の組織の代表による会議などを開催し、学校や子どもに関する様々な課題への対応の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・保育所 ・小学校 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等・地域連携担当
61	川崎市地域自立支援協議会との連携	障害者福祉の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行うことで、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや安心して生活できる地域づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センター ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害課 ・大師健康福祉ST ・田島健康福祉ST
62	川崎市健康づくり推進連絡会議の実施	区内の関係機関・団体と連携し、必要な取組の展開によるかわさき健康づくり21の推進と区民の健康課題の解決を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会 ・歯科医師会 ・町内会・自治会 ・民生委員児童委員協議会 ・地域活動団体 ・学校 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課

	取組名	概要	協働団体等	区担当所管
63	川崎区食育推進分科会の実施	川崎市食育推進計画に基づき、区内の関係機関・団体が連携して食生活を通じた健康づくりの普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員連絡協議会 ・企業 ・栄養士会 ・食品衛生協会 ・地域活動団体 ・こども文化センター ・幼稚園 ・保育園 ・学校 ・その他 	・地域支援課
64	地域マネジメントの推進	関係団体や地域住民と課題を共有及び検討しながら、身近な地域づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会 ・民生委員児童委員協議会 ・区社協 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進課 ・地域支援課
65	川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議の実施	地域の課題等について、様々な関係機関と情報の共有・検討するためのネットワーク会議を開催し、川崎区における地域包括ケアシステムの取組・連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会 ・民生委員児童委員協議会 ・区社協 ・その他 	・地域ケア推進課
66	企業市民交流事業	企業の地域貢献活動の機運を高め、生活市民と企業市民の交流の場づくりや協働による魅力あるまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業 ・区町内会連合会 ・区社協 ・区PTA協議会 ・その他 	・地域振興課

ご存知ですか？ 地域を支える相談支援機関

地域包括支援センター

通称「包括」と呼ばれ、65歳以上の人やその家族、地域の人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、川崎市から委託を受けた法人が設置・運営する公的な総合相談窓口です。相談は無料で、生活に関する相談やケアプラン作成・介護保険申請のお手伝いなどを行っています。

川崎区にある9つの地域包括支援センターでは、ミニ講座、体操、モルックなど、各センターがそれぞれ特色のある活動を行っており、地域の高齢者の交流の場にもなっています。

地域包括支援センター
(川崎市ホームページ) ▶



障害者相談支援センター

川崎市から委託を受けた法人が設置・運営する公的な相談窓口です。障害のある方やそのご家族等からの、暮らし、福祉、健康、仕事など、様々な相談に応じています。

区内に4つある地域相談支援センターでは、障害の有無や年齢、福祉サービスの利用の有無に関わらず、困りごとや悩みごとなどの解決方法を一緒に考えたり、探したりしています。

相談支援機関の後方支援や広域調整等を行う基幹相談支援センターもあります。

障害者相談支援センター
(川崎市ホームページ) ▶



地域子育て支援センター

0歳から就学前のお子さんと保護者が、いつでも気軽に立ち寄って遊んだり、子育て中のママ・パパ同士でおしゃべりをしたり、のんびりと過ごせる場所です。また、プレパパ・プレママも子育ての相談ができます。

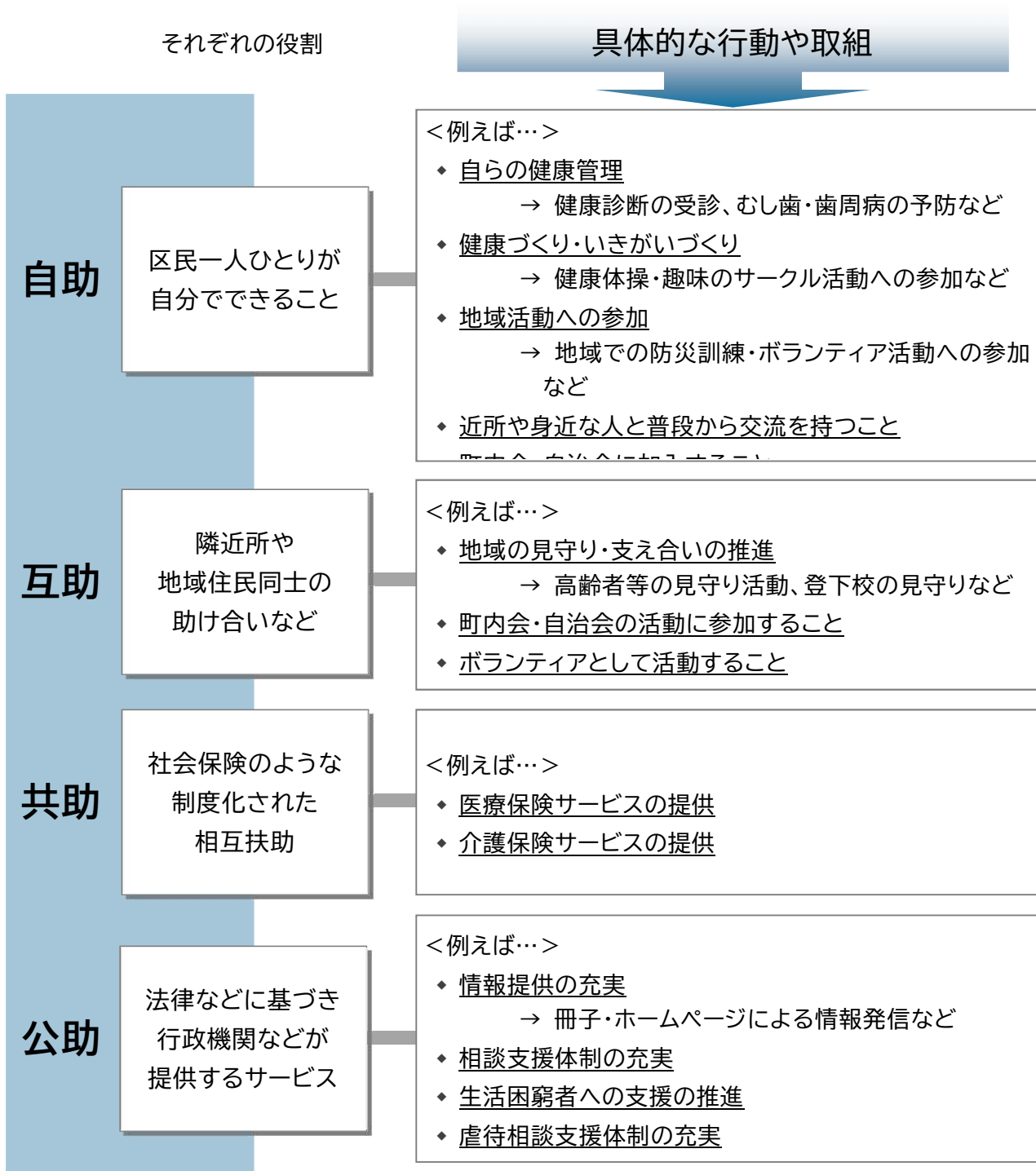
区内には8つの地域子育て支援センターがあり、子育てをサポートしてくれる専任のスタッフに気軽に相談したり、子育てに関する様々な情報を聞いたりすることができます。

地域子育て支援センター
(川崎市ホームページ) ▶



(1) 自助・互助・共助・公助による推進

地域課題の解決や、計画の理念の実現に向けては、一人ひとりの力だけでは限りがあります。区民の皆さん、地域活動団体、関係機関、行政などがそれぞれの役割の中で力を合わせる関係をつくり、一人ひとりの取組や身近な地域での助け合い、地域活動や公的サービスなどを組み合わせて地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。



(2) 川崎市社会福祉協議会との連携

「川崎市(川崎市)地域福祉活動計画」を策定している川崎市社会福祉協議会と地域の情報や課題を共有し、お互いの役割を明確にしていくとともに相互に補完し合いながら、取組を推進していきます。

①川崎市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき全国都道府県市区町村それぞれに組織される民間の福祉団体です。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを住民と共に考え、協力し合い、推進していくことを目的としています。正式には「社会福祉協議会」と言いますが、呼びやすく「社協(しゃきょう)」とも呼ばれています。川崎市社会福祉協議会は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会の川崎市支部になります。

川崎市社会福祉協議会では、川崎市内の地域福祉の向上に向けて、ボランティア活動、福祉教育、子育て支援事業等の推進のための取組を実施しています。各種事業を実施するにあたっては、川崎市内の町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、また社会福祉事業や活動を行っている福祉施設・ボランティア団体等の会員の代表者をもって、組織運営の方向性を決定し、実施しています。このほかに社会福祉協議会の事業に賛同し、資金面で川崎市社会福祉協議会を支援する賛助会員制度があります。

②地区社会福祉協議会とは

住民に身近な小地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「支え合うこと」を目的として様々な活動を展開している任意団体です。

川崎市内には10の地区社会福祉協議会(中央第一・中央第二・渡田・大島・大師第一・大師第二・大師第三・大師第四・田島・小田)があります。構成員や活動内容は、それぞれの地区社会福祉協議会によって異なりますが、その多くは町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、社会福祉に関するその他の団体等によって構成され、様々な福祉活動を行っています。

<川崎市社会福祉協議会の事業紹介>

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ■ 福祉教育の推進 | ■ 災害ボランティアセンターの啓発 |
| ■ 子ども支援の推進 | ■ 車いすや福祉用具の貸出し |
| ■ 福祉用具のリサイクル等有効活用事業 | ■ ボランティア団体・障害当事者団体・子育て支援団体等への助成 |
| ■ あんしんセンター事業の実施 | ■ 生活福祉資金の貸付 |
| ■ 地区社会福祉協議会の活動支援 | ■ 福祉まつりの開催 |
| ■ 区社協広報紙「ウェーブ」の発行 | |
| ■ ボランティア活動の振興 | |

③川崎区社会福祉協議会の活動

■地区社会福祉協議会の支援

地域包括ケアシステムの構築が進められている中、平成29年に地域支え合い活動助成金を創設し、地区社会福祉協議会が実施する支え合い活動の促進を支援しています。

高齢者を対象にしたサロン、子ども食堂、地域の方による見守りなどの地域の課題に沿った支え合い活動、高齢者や障害者や子どもが交流する行事、地域課題や災害をテーマにした懇談会などが開催されており、地域住民主体の支え合い活動の輪が広がっています。

■福祉教育を通じた地域の人財づくり

福祉教育は、福祉の知識や体験を通じて、自分たちの地域に目を向けて、地域を知り、そこに住む人の多様な生活に触れることから始まります。福祉の理解者を地域の中で少しずつ増やし、地域福祉の基盤をつくる“こころ”の種まき活動です。

■災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、大きな災害が発生した際に、被災した方々や地域を支援するために、臨時的・応急的に設置されるボランティアセンターであり、大きな災害が発生した時には社会福祉協議会が運営することになっています。平時から、市や区の防災訓練において運営訓練や広報啓発活動を行っています。

■食糧支援を通じた地域のつながりづくり

新型コロナにより学校が休校となった際、行政や関係機関と連携しながら、食事に困っている子どもがいる家庭に食料を届ける食支援活動を行いました。支援を通じ、地域の中で食糧支援のニーズが高いことから、食糧支援を通じ地区社会福祉協議会等が主となって地域の中で活動を継続して行えるようなネットワークづくりなどに取り組んでいます。また、食糧支援に係る地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会・子ども食堂を運営する団体・行政の情報交換会の開催や、食糧を提供いただける企業との調整などを行っています。



子どもの食糧支援の取組



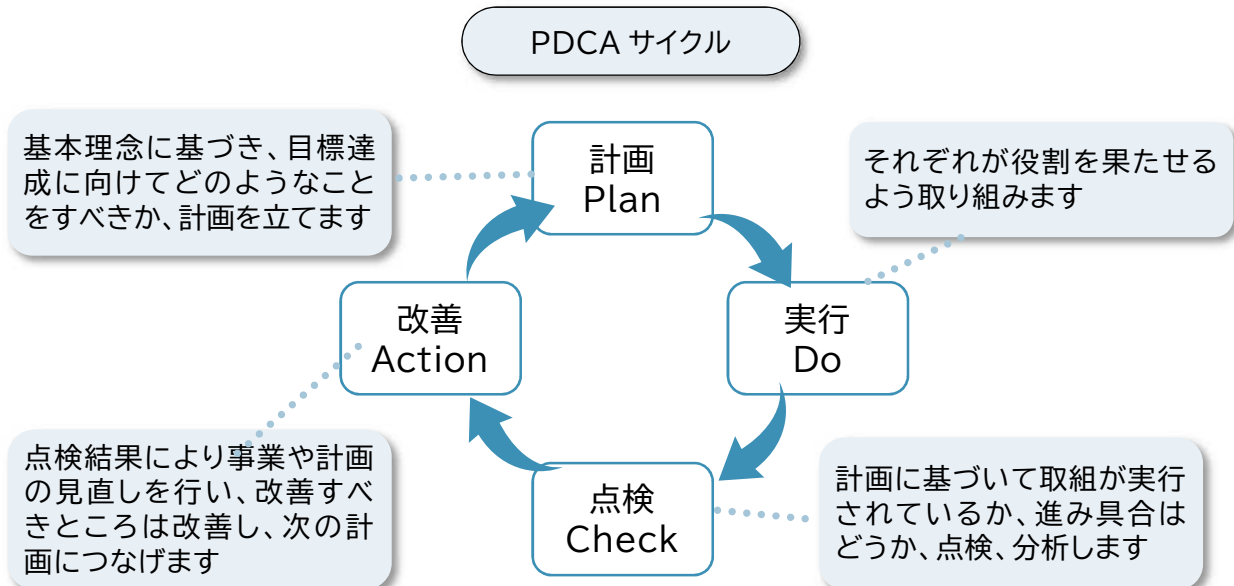
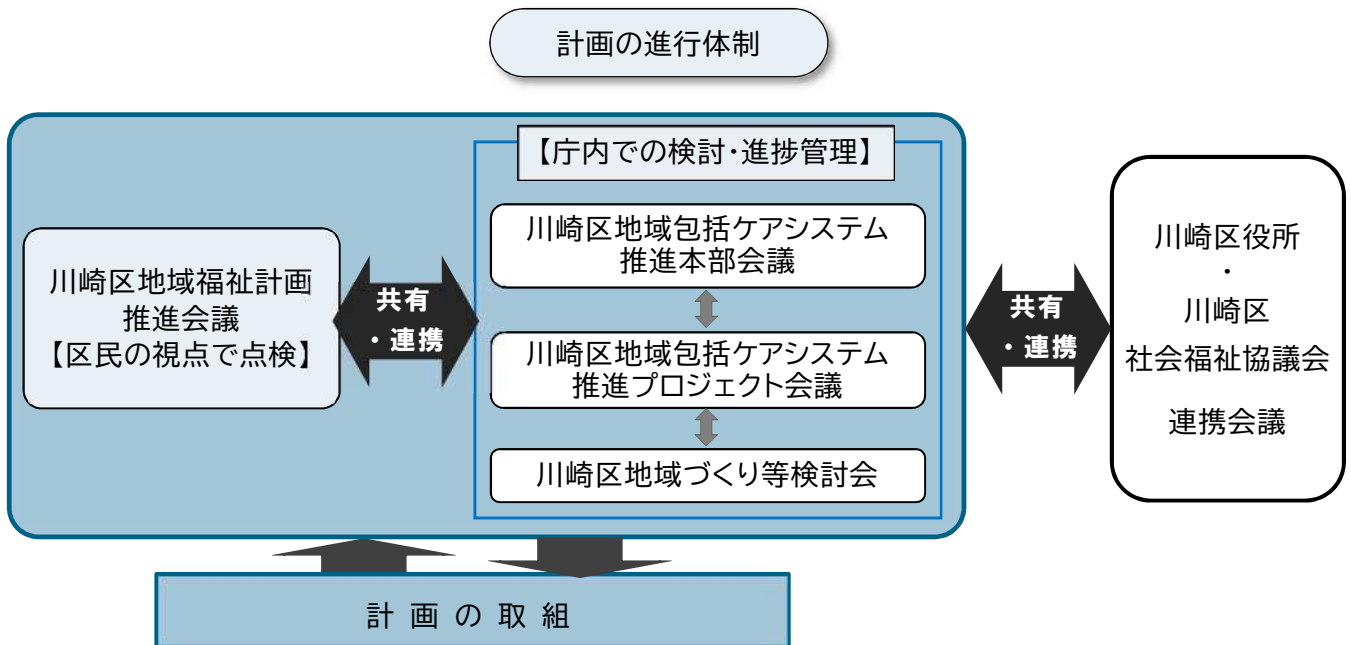
福祉教育の取組



4

計画の進行管理

川崎区地域福祉計画推進会議や川崎区地域づくり等検討会をはじめとする庁内会議において、PDCAサイクルにより、進捗状況の管理・点検を行います。そして、次年度に向けての課題・展開・事業内容の見直しなどを検討し、計画を推進します。



資料編

(1) 川崎区の施設案内

令和6(2024)年3月1日現在

●地域福祉全般

地域住民の福祉活動の場の提供、各種講習会の開催、福祉の相談広報活動等を行う、地域福祉活動の総合的拠点施設です。

施設名	住所	電話番号
福祉パルかわさき	富士見1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階	246-5500

●子どもに関すること

●相談機関

子育てについての悩みや子どもの発達に関することなど、様々な相談ができます。

施設名	住所	電話番号
川崎市こども家庭センター ※	幸区鹿島田1-21-9	542-1234

性格・しつけ・気になる癖・養護・非行など、子育てに関する相談ができます。また、「怒鳴ってしまう」、「たたいてしまいそう」、「子育てに疲れた」、「虐待の疑いのある子どもを見た、情報を聞いた」など、虐待に関する相談も可能です。

※令和6年4月1日から「川崎市南部児童相談所」に名称変更します。開所時間や電話番号、業務内容は変更ありません。

南部地域療育センター	中島3-3-1	211-3181
------------	---------	----------

障害やその疑いのある、または、発達に心配のある子ども(0~18歳未満)の成長や発達についての相談を受け、必要に応じて、情報提供や診療、検査、訓練、子どもに合わせた療育支援を行います。

川崎市発達相談支援センター	日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく3階	246-0939
---------------	--------------------------	----------

発達障害やその疑いのある方の心身の健康に関する心配や、家庭生活や社会生活での困りごと、就労などについての相談ができます。小学生以上が対象です。

あいせん児童家庭支援センター	浜町 2-22-16	201-4772
----------------	------------	----------

子育てに関する悩みや心配ごとの相談を受け付けています。お子さんから直接お話を伺うこともできます。専門の相談員や心理士と一緒に考えながら問題解決のお手伝いをします。

キッズサポートかわさき	宮前町8-11 第5平沼ビル6階	589-4667
-------------	------------------	----------

お子さんに関する様々なお悩みに対し、相談員がお話を伺い、保護者の方と一緒にお子さんに必要な福祉サービスや対応方法を考えます。

●保育所・幼稚園

就学前の子どもの保育・教育の場は様々あります。利用方法や施設の詳細については、川崎市ホームページの「こども・子育て」のページをご覧ください。各施設にお問い合わせください。

こども・子育て
(川崎市ホームページ)



●こども文化センター

こども文化センターは、地域児童の遊びの拠点として設置されています。また乳幼児の子育て支援や市民活動の地域拠点の場としても利用できます。

施設名	住所	電話番号
旭町こども文化センター	旭町2-1-5	222-1451
日進町こども文化センター	堤根34-15 ふれあいプラザかわさき3階	230-1818
渡田こども文化センター	渡田1-15-5	344-7425
大師こども文化センター	大師公園1-4	266-8874
藤崎こども文化センター	藤崎4-17-6	222-7711
殿町こども文化センター	殿町1-18-13	277-7660
田島こども文化センター	田島町20-23	366-2806
浅田こども文化センター	浅田3-7-10	366-0271
小田こども文化センター	小田2-16-9	355-3754
桜本こども文化センター	桜本1-5-6 川崎市ふれあい館内	276-4800

●地域子育て支援センター・子育て支援スペース

子育て中の親子と一緒に安心して遊べる施設です。子育てに関する知識や経験を持った担当者が、子育て情報の提供や講座の開催、相談などを行っています。また、保護者同士の交流の場にもなっています。

施設名	住所	電話番号
地域子育て支援センターあいいく	本町1-1-1 愛育会館黎明 3階	222-7555
地域子育て支援センターおおしま	大島4-17-2 川崎区保育・子育て総合支援センター3階	244-7730
地域子育て支援センターあすなろ	日進町20-3 ゆめいく日進町保育園 3階	221-7037
地域子育て支援センターろば	桜本1-5-6 川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター内	276-4800
地域子育て支援センターあさだ	浅田3-7-10 浅田こども文化センター内	080-4718-8678
地域子育て支援センターとのまち	殿町1-18-13 殿町こども文化センター内	090-8463-1391
地域子育て支援センターたじま	田島町20-23 田島こども文化センター内	080-7616-5505
地域子育て支援センターできの	出来野6-7 出来野ルーテル保育園1階	201-1146
藤崎保育園ぽかぽかルーム※	藤崎 1-7-1 藤崎保育園子育て支援スペース	211-1357

※令和4(2022)年4月より、「地域子育て支援センター」から保育園が運営する「子育て支援スペース ぽかぽかルーム」に変わりました。

●子育てサロン

0歳～3歳くらいまでの子どもと保護者、妊娠中の方の身近な居場所です。手遊びや歌、季節のイベントなどを通じた参加者同士の交流や、保育士や保健師への相談等を行うことができます。民生委員児童委員が中心となって運営しています。

活動名	住所
子育てサロンぴよぴよ	富士見 2-1-3 川崎市教育文化会館
子育てサロンわたりだ	渡田 4-12-20 渡田いこいの家
子育てサロン大師	台町 16-13 台町町内会館
子育てサロンたじま	鋼管通 2-9-2 JFE 田島会館 ほか
小田子育てサロン	小田 4-6-12 小田中央町内会館 1階

(問い合わせ先) 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域支援課 電話:201-3214

●保育・子育て総合支援センター

子どもに関する専門職(保育士・看護師・栄養士)がおり、子育てに関する情報が得られたり、子育てで困った時の相談ができます。併設する保育所の一時預かり保育は保護者のリフレッシュの場として利用でき、地域子育て支援センターは親子の交流の場になっています。

施設名	住所	電話番号
川崎区保育・子育て総合支援センター	大島 4-17-2	201-3319

●高齢者に関すること

●地域包括支援センター

高齢者とその家族に関する身近な相談窓口です。社会福祉士、主任介護支援専門員と保健師等を中心に、それぞれの専門性を発揮しながら職員全員がチームで皆さんの支援を行います。

施設名	住所	電話番号
しおん地域包括支援センター	本町1-1-1	222-7792
恒春園地域包括支援センター	小川町10-10	211-6313
大島中島地域包括支援センター	中島2-3-2-101	201-8831
京町地域包括支援センター	京町2-15-6 神和ビル3階	333-7920
地域包括支援センターピオラ川崎	小田栄2-1-7	329-1680
桜寿園地域包括支援センター	桜本2-39-4	287-2558
大師中央地域包括支援センター	大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ104	270-5112
藤崎地域包括支援センター	藤崎4-20-1 矢口ビル1階	270-3215
大師の里地域包括支援センター	日ノ出2-7-1	266-9130

●いこいの家

高齢者に対し、健全ないこいの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設です。市内居住の60歳以上の方が利用できます。

施設名	住所	電話番号
大島いこいの家	大島1-9-6	233-8867
渡田いこいの家	渡田4-12-20	366-4075
京町いこいの家	京町3-12-2	344-0184
小田いこいの家	小田2-16-9	344-3387
田島いこいの家	田島町20-23	366-2811
桜本いこいの家	桜本2-5-2	277-5125
藤崎いこいの家	藤崎4-17-6	222-7773
大師いこいの家	大師公園1-4	277-7979
殿町いこいの家	殿町1-20-15	287-9108

●老人福祉センター(いきいきセンター)

高齢者のために、身上や生活など各種の相談に応じるとともに、教養の向上やレクリエーションのための施設利用等に便宜を図っています。

施設名	住所	電話番号
かわさき老人福祉・地域交流センター	堤根34-15	233-5592

●障害者に関すること

●地域活動支援センター

障害者が社会参加への機会を得る目的で、生活支援及び就労訓練などを行っている施設です。

施設名	住所	電話番号
なのはな	大島4-7-12	222-2852
あおぞらハウス	小田1-1-21	366-8578
ブルチェロ	渡田山王町15-8-102	366-2291
スペースほっと&ほっとカフェ	桜本1-7-24 山下 markⅡ 1階	266-8093
ほっとカフェテリアパン工房	桜本2-3-19 越川ビル1F	223-8608
糸ぐるま	大島1-3-6 Mレジデンス1階	222-0669
なかまの家	貝塚2-12-2	245-2130
あかつき第二作業所	南町22-6 ライオンズマンション川崎第3 106	567-1230
手作り工房ウィンドウ	池上新町2-8-5 コーポキド1階	277-3113
大師ワークショップ	大師本町8-15 只隅ビル1階	287-9409
ひょうたん	小田6-2-16	344-4264
もくれん工房	田島町22-12 打矢ビル1階	355-6123
サボン草	塩浜2-21-3	288-5159
がんばるぞ大師	藤崎4-17-20	589-5480
みなみ	四谷上町12-25 エスポフジヨシ102	276-5049
かもめ	浅田3-8-3	333-7545
ほっとスペース マナ	桜本1-8-22	589-3108

●障害者相談支援センター

障害のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方やそのご家族などの御相談をお受けし、支援を行っています。

施設名	住所	電話番号
川崎市南部基幹相談支援センター	大島1-4-8 イーストブルー101	222-8281
地域相談支援センターふじみ	大島1-8-6	233-9949
地域相談支援センターいっしょ	京町1-8-10 リアルピア京町101	201-6952
地域相談支援センターかわさき Life	新川通5-11 金子ビル701号室	201-7286
地域相談支援センターさらん	桜本1-9-9	270-2250

●身体障害者福社会館

在宅障害者を対象に、障害福祉の向上を図るための各種事業を行っています。

施設名	住所	電話番号
南部身体障害者福社会館	大島1-8-6	244-3971

●地域生活支援センター

地域で生活する精神障害をお持ちの方に、面接や電話による相談・援助、自主活動への支援、生活情報の提供等を行う施設です。

施設名	住所	電話番号
地域生活支援センターアダージオ	境町15-21 境町マンション2階	223-5063

●拠点型施設

複数の機能(生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援、市独自の取組である障害者生活支援・地域交流事業)を併せ持ち、障害のある方が共に地域で安心して生活していくための様々な支援を実施しています。

施設名	住所	電話番号
かわさき地域生活支援拠点たじま	田島町20-10	276-9689

●多文化共生に関すること

日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、同じ川崎市民として子どもからお年寄りまで相互のふれあいを推進する場です。民族文化についての講座や各種行事の開催等を行っています。

施設名	住所	電話番号
川崎市ふれあい館	桜本1-5-6	276-4800

●まちの縁側

誰でも気軽に立ち寄れて、お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、身体を動かしたり、情報交換したりできる居場所です。

団体名	住所
京町いきいきクラブ	京町1-1-4 京町小学校体育館
京町3丁目の縁側	京町3-14-1 京町3丁目町内会館
まちの縁側 南町町内会	南町14-3 南町町内会館
ハナさんハウス	渡田新町2-5-1
まちの縁側 ブランチふれあい	大師公園1-4 大師いこいの家
コスモスの会	中島2-15-1 中島町内会館
ハッピーサロン	台町8-18 台町サンルミエール 2階
和ははの会	田島町20-10 たじま家庭支援センター
^{わらってら} 笑寺かわさき	旭町2-13-19 三々五々館
リジェンヌ京町サポートひまわり	京町3-1 リジェンヌ京町マンション内
まちの縁側 おむすびかふえサララ	浜町1-9-14
オアシス	旭町2-11-3
まちの縁側 ニューチロル	藤崎1-25-7 喫茶ニューチロル
大師コミュニティカフェ	大師駅前1-1-5 プラザ大師

(問い合わせ先) 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課 電話:201-3202

(2) 第7期川崎区地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
令和4 (2022)年 11~12月	第6回川崎市地域福祉実態調査	・地域の生活課題に関する調査 ・地域福祉活動に関する調査
令和5 (2023)年 5月	第1回川崎区地域づくり等検討会	・関係部署にヒアリング 第6期計画の進捗状況 第7期計画に向けた課題と取組
	第1回川崎区地域包括ケアシステム 推進プロジェクト会議	
6月20日	第1回川崎区地域福祉計画推進会議	・第6期計画の進捗状況の報告及び評価 ・第6期計画の取組の振り返り ・第7期計画に向けた課題の抽出
7月5日	第1回川崎区地域包括ケアシステム 推進本部会議	
7月5日	第2回川崎区地域づくり等検討会	
7月18日	第2回川崎区地域包括ケアシステム 推進プロジェクト会議	・第7期計画に向けた課題の整理 ・第7期計画の骨子及び構成の確認
7月27日	第2回川崎区地域福祉計画推進会議	
8月7日	第2回川崎区地域包括ケアシステム 推進本部会議	
9月6日	第3回川崎区地域づくり等検討会	・第7期計画(案)の確認
9月19日	第3回川崎区地域包括ケアシステム 推進プロジェクト会議	
9月26日	第3回川崎区地域福祉計画推進会議	
10月4日	第3回川崎区地域包括ケアシステム 推進本部会議	
12月1日 ~ 令和6 (2024)年 1月22日	パブリックコメント	・意見募集
2月2日	第4回川崎区地域づくり等検討会	・パブリックコメントの結果報告 ・第7期計画(案)の確認
2月9日	第4回川崎区地域包括ケアシステム 推進プロジェクト会議	
2月27日	第4回川崎区地域福祉計画推進会議	
3月6日	第4回川崎区地域包括ケアシステム 推進本部会議	

上記のほか、川崎区地域福祉計画と川崎市(川崎区)地域福祉活動計画と方向性を確認するための川崎区役所・川崎区社会福祉協議会連携会議を3回実施。

(3) 川崎区地域福祉計画推進会議委員名簿

任期 令和4(2022)年4月1日～令和6(2024)年3月31日

氏名	所属
飯嶋 礼子	川崎市南部基幹相談支援センター
石川 直和	川崎市川崎区社会福祉協議会
児玉 總一郎	川崎区連合町内会
小松 繁一	公益財団法人川崎市老人クラブ連合会 大師地区老人クラブ連合会
須山 正子	まちの縁側「ハッピーサロン」
瀬山 輝彦	ももんが保育園
寺崎 伸一	川崎市介護支援専門員連絡会
牧岡 英夫	共育ひろば主宰・社会学博士
宮越 隆夫	川崎区地域教育会議
宮田 正行	公益財団法人川崎市身体障害者協会
山木 春雄	川崎区民生委員児童委員協議会
和久井 晃	大島中島地域包括支援センター
渡邊 嘉行	川崎区医師会

令和5(2023)年10月1日現在 (五十音順 敬称略)

(4) 川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、推進会議の委員の意見を求める。

- (1)地域福祉計画の策定及び変更に関する事。
- (2)地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関する事。
- (3)前2号に定めるもののほか、推進会議で必要と認める事項

2 区長は、前項に定めるもののほか、地域包括ケアシステムの構築に関し、その取組その他の必要と認める事項について、推進会議の委員の意見を求めることができる。この場合において、推進会議は、川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議とみなす。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから就任を依頼する。

- (1)学識経験者
- (2)保健・医療・福祉関係団体の代表
- (3)市民団体、ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (4)社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (5)公募による市民
- (6)その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 推進会議の開催期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、必要に応じて開催することとする。

(関係者の出席)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、川崎区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第7期川崎区地域福祉計画

【発行年月】 令和6年3月

【編集・発行】 川崎市川崎区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
地域ケア推進課

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地

TEL 044-201-3210

FAX 044-201-3293

E-mail 61keasui@city.kawasaki.jp



第7期川崎区地域福祉計画